

## 総務区民委員会会議録

### 1 開会年月日

令和7年12月11日（木）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席議員（9名）

委員長	白石	英行
副委員長	金子	てるよし
理事	宮野	ゆみこ
理事	田中	香澄
理事	名取	顕一
理事	浅田	保雄
理事	海津	敦子
理事	山本	一仁
委員	吉村	美紀

### 4 欠席委員

なし

### 5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰三

### 6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
榎戸研	防災危機管理室長
高橋征博	区民部長

長 塚 隆 史 アカデミー推進部長  
鈴 木 裕 佳 福祉部長  
矢 島 孝 幸 地域包括ケア推進担当部長  
松 永 直 樹 施設管理部長  
宇 民 清 会計管理者会計管理室長事務取扱  
渡 邊 了 監査事務局長  
川 崎 慎一郎 企画課長  
菊 池 日 彦 政策研究担当課長  
岡 村 健 介 用地・施設マネジメント担当課長  
進 憲 司 財政課長  
横 山 尚 人 広報戦略課長  
野 莢 家 貴 之 情報政策課長  
畠 中 貴 史 総務課長  
山 田 智 総務部副参事  
熊 倉 智 史 ダイバーシティ推進担当課長  
中 川 景 司 職員課長  
木 口 正 和 契約管財課長  
増 田 密佳子 税務課長  
齊 藤 嘉 之 防災危機管理課長  
横 山 純 勲 安全対策推進担当課長  
木 村 健 区民課長  
内 宮 純 一 経済課長兼緊急経済対策担当課長  
高 橋 肇 戸籍住民課長  
吉 本 真 二 アカデミー推進課長  
阿 部 遼太郎 観光・都市交流担当課長  
矢 部 裕 二 スポーツ振興課長  
佐 々 木 健 至 介護保険課長  
佐 藤 祐 司 事業者支援担当課長  
中 島 一 浩 生活衛生課長  
阿 部 英 幸 施設管理課長

寺 崎 寛 保全技術課長  
大 畑 幸 代 整備技術課長  
宮 部 義 明 選挙管理委員会事務局長

## 7 事務局職員

事務局長 佐久間 康一  
議事調査主査 小松崎 哲生  
議事調査主査 菅 波 節子

## 8 本日の付議事件

### (1) 付託議案審査

- 1) 議案第37号 令和7年度文京区一般会計補正予算
- 2) 議案第38号 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第49号 文京区男女平等センターの指定管理者の指定について
- 4) 議案第50号 文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について

### (2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第42号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
- 2) 請願受理第43号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
- 3) 請願受理第44号 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
- 4) 請願受理第45号 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
- 5) 請願受理第46号 「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区民への啓発強化を求める請願
- 6) 請願受理第47号 全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むことを求める請願
- 7) 請願受理第48号 議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願

### (3) 理事者報告

- 1) 報告事項1 令和8年度重点施策について

- 2) 報告事項2 文京区男女平等センター指定管理者候補者の選定結果について
- 3) 報告事項3 アカデミー文京外6施設に係る指定管理者候補者の選定結果について
- 4) 報告事項4 森鷗外記念館の指定管理者の評価結果について
- 5) 報告事項5 文京区・松坡区交流事業「韓国松坡区区民ツアーア」の実施結果について

(4) 一般質問

(5) その他

---

午前 9時59分 開会

○白石委員長 おはようございます。

それでは、総務区民委員会を開会させていただきたいと思います。

委員の出席状況は、全員御出席です。

理事者におかれましては、関係理事者に御出席をいただいております。

なお、請願受理第45号の審査の際に、中島生活衛生課長にも御出席をいただきます。

---

○白石委員長 理事会についてですが、必要に応じ、協議してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○白石委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査4件、付託請願審査7件、理事者報告5件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。

なお、付託議案審査に関連する項目については、議案審査の際に理事者報告を受けることといたします。

その後、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録についてという流れで、本日の委員会を運営してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 各委員の皆様には、質問・答弁は簡潔明瞭にお願いをいたします。

また、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することになっておりますので、右下にページのPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願い申し上げます。

---

○白石委員長 それでは、付託議案審査4件に入ります。

初めに、議案第38号、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第38号の提案理由の説明をお願いいたします。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 ただいま議題とされました、議案第38号、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の5ページ及び総務区民委員会資料第1号を御覧ください。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、個人番号を利用する事務の追加について提案するものでございます。

改正内容としては、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務を追加するもので、施行期日は令和8年10月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

田中委員。

○田中（香）委員 すみません、冒頭、青森の地震のお見舞いをさせていただきたいというふうに思っております。

12月10日の23時52分、青森県東方沖において、最大震度6強という大きな地震が発生いたしました。被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。また、区民の方や職員の方にも青森出身の方がいらっしゃると聞いております。そういう方々と心を一緒に、また復興に向けて汗をかいていきたいなというふうに思っております。この後の質疑のときに、またトイレ対策のことですとか、防災の課長には伺っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本題に戻ります。

健康被害者に対する医療費の助成ということでございます。文京区の影響について、少しお伺いをしておきます。健康被害者の方、文京区にどのくらいいらっしゃるのか、事務手続がこれによってどのように変わっていくのか、簡単に教えてください。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、健康障害者の数についてですけれども、最新の情報については、区の利用者については約650名というふうにお伺いをしております。主な事務の部分というところではございますけれども、今回対象となる事務については、大気汚染の医療費助成を受ける方の更新ですか認定とか、そういうことを事務として行っております。実際の事務について細かいところというのは、申請の受理、認定、更新、医療券の交付といったところを行っているんですけども、今回、主に医療費助成の更新といった部分にはなるんですけども、申請を受け付けたときに、健康保険証等の確認等を今まで行っていたというところにはなるんですけども、健康保険証の写しについては、これから不要になるというような効果があるというふうになります。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございました。保険証の確認、そういう作業が省けるということで、こういった方々には利便性が向上されるということを確認させていただきました。ありがとうございます。

○白石委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 せっかくの御指名なので、ありがとうございます。質問させていただきます。

大気汚染の、要はぜん息ですよね、これが随分、60年代以降改善をされてきて、思い出されるのが、石原都政のディーゼルの廃棄物の規制を強めるというような、そういう問題がありつつ、一方で、その方に対するスムーズな医療体制が整っていなかったというふうに理解していますけれども、その中で、ただ、なぜ、このマイナンバーが、こうした方に今になって行われるのかというのが1つと。

それからもう一つは、ちょっと関連するんですけども、将来的に、来年の3月でしたっけ、いや、今年からもうマイナンバー制度が、制度というか、カードがないと受診できないというような方向になっていくんですけども、将来的に最後までマイナンバーカードでは嫌だという方も散見されます。私の周辺にもいらっしゃいます。つまり、将来的にどうしていくのかという、これは国が決めることですけれども、ただ、地方自治体としてのお考えを私はちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。この2点、お願ひいたします。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 まず、なぜマイナンバーを今から活用するかというところについてなんですけれども、令和7年、今年の9月議会において、東京都のほうで、この事務自体が東京都の事務処理特例で行われるものでありますけれども、東京都のほうの条例のほうが改正され

て、来年、令和8年の10月から施行という形での情報連携を行うというところがございますので、そのタイミングに合せて、同じタイミングで行えるように、今回、マイナンバーの連携を行うといったところになります。

また、将来的にマイナンバーカードが嫌な方という形をどうしていくかというところなんですけれども、マイナンバー自体はもう既に国民全員に付与されているものですので、ちょっとそこら辺の、マイナンバー自体はないということはないのかなというふうには思っています。基本的に、どういうふうな形で、マイナンバーの利活用の部分というのは、国の動向も踏まえて、引き続き検討していければと思います。

（「態度表明で……」と言う人あり）

○白石委員長 態度表明で。はい。

では、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、今回の改正で、区民の個人情報の取得範囲や利用範囲が拡大するということは、一切ないということでおろしいですかね。それだけ確認させてください。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今回の改正によってというところに関しては、手続の範囲内のもので、マイナンバーで確認できるという形にしますので、特に利用情報を拡大するといったところにはないです。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、私からも聞きますが、1つは、マイナンバーの制度そのものは、任意の制度だということになっております。ただ、今、報道でもカードの発行が1億枚に達していると。ただ一方で、マイナ保険証連携というんですかね、マイナ保険証としての利用は3割台ということで、進んでないというような報道になっております。

それで、私も、特に薬局なんか行きますと、必ずマイナ保険証を持っていますかと聞かれたりするわけです。そのこと自体は、マイナ保険証じゃないといけないのかというような、論争とまでは言いませんけれども、そういう実態があるわけですね。

ちょっと確認しておきたいのは、あくまでも任意の制度だということですから、今回のこの条例に基づく、都条例の大気汚染の医療費助成の医療券の更新の場面において、初っぱなからマイナ保険証がありますかとか、そういう形で聞いてくるようなことが、条例上とか運用上とかそういう形にはなりませんねと。任意だから、申請者がどちらか選んでもらえばいいというスタンスで、事務が執り行われるということでいいですかというのが1点。

それから、マイナンバーというのは、もともと制度上は4情報というふうにいいますよね。その中には、名前とか住所が入っていると思うんですね。それで、今回のこの事務については、実際に、さっき650人ってありましたけれども、ほぼほぼ今、更新だと思うんですよ。それで、更新する場合に、どういう書類が必要かというと、東京都の福祉保健局の医療助成のしおりによると、6種類なんですね。申請書とか診断書とかX線のフィルムとか、あと、今までだったら保険証ということで、保険の加入状況が分かるもの。あと、任意のアンケートもあるんですけど、今、言ったのは、住民票というんですね、求めているんですよ。それで、マイナンバー事務にこれ加えたときに、住民票の扱いというのはどうなるんですか。今まではどうだったのかというのも確認したいというふうに思います。

それから、マイナンバーが、そういう形で、全員には番号は付番されているんだけれども、情報漏えいという点では、今年の6月10日に、個人情報保護委員会、これ政府、日本全体のね、発表したところによると、2024年度に報告された個人情報の漏えい件数は、2万1,007件に達して、過去最高という状況になっております。前年に比べて58%増ということなんです。これは個人情報保護委員会に報告された個人情報漏えい件数なんですね、2万1,007件というのは。そのうち、マイナンバー関連の情報漏えい件数というのは2,052件ということです、前年が334件だったのが、6.1倍ほどに激増しているということになっております。

これは、マイナンバー制度に固有の懸念、こういう形で今、現れているんだけれども、同様の数字、内数として、文京区の数字というのはつかまれているんですか。

それとの関連で、情報漏えいが発生したときの救済措置というのは、この事務との関係ではどのように確保されているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 幾つか御質問いただいているうちの、まず、周知関係の部分ですね。まず、利用者の任意というところについては、委員おっしゃるとおりで、活用については任意というところになりますので、マイナンバーが必ずしもなければというところではあります。

また、更新時の住民票の確認等の部分ですけれども、基本4情報の確認のところですけれども、現状においても、住民票については、本人同意の上で住基のほうを確認させていただいております。また、住所情報が分かるもの、例えば免許証ですね、そういうものの確認というのも行っていますので、今回の改正については、保険証情報の部分の確認ということになりますので、今回の改正があったとしても、引き続き住民票の部分の確認につい

ては、本人の同意を得た上で、住基の確認ですとか住所情報の確認というところで行っていくという形になります。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 個人情報保護委員会への報告の件数ということですけれども、今、副委員長がおっしゃった2,052件という数字の中における文京区の報告事案というのは、2件でございます。前年度と比べて、6倍ぐらいに激増しているというようなお話だったんですけども、この2,052件というのは、規定上、報告の義務があるもの以外に、自治体が任意で報告しているものも含んだ件数ということでございます。

報告が必要なものということに絞りますと、2,052件のうち83件が本来委員会に報告が義務付けられているものということになります。その義務付けられている件数ということで見ますと、前年度が67件ということで、増えてはおりますけれども、6倍、7倍というような状況ではないということでございます。各自治体のほうで、報告ということに対して、積極的にやるというような方向に変わった影響ではないかというふうに考えているところでございます。文京区においては、2件でございます。ちなみに、報告の義務があるものについては、文京区もゼロ件ということでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 その住所情報については、従来どおり住基でやるということなんですよね。そうすると、それはこの事務を取り扱っている予防対策課というか、保健所の事務としては、マイナンバーの事務もやるし、住基による事務もこれから残るし、紙の申請書も残るし、時々はX線のフィルムも扱うし、それから、これは必ず窓口対応というのが、申請というのが、問診的なこともあるようなので、保健師さんなんかがやるから、リアルな人間対応もあるということで、これは事務負担という点では、何か少し増えるということになるんではありませんか。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 今回のマイナンバーの確認が増えることによって、事務手続が増えるかというと、これまで保険証の情報については、写しを頂いて、内容を確認しておりますので、そこについては、事務量が増えるといったところの認識はございません。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それから、先ほど総務課長さんが、実態はお示しいただきましたけれども、情報漏えいが発生したときの救済措置というのは、何かあるんですか。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 今回の事務に限らずということですけれども、個人情報が漏洩した場合には、御本人に対する御報告等も含めまして、国ほうの規定にのっとって、これまで対応しているということで、救済ということについても規定にのっとって対応しているというところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 いや、それ救済措置って、具体的にどういう内容なんですか。

○白石委員長 畠中総務課長。

○畠中総務課長 ちょっとケースによって様々かと思うんですけれども、まずは、漏洩した個人情報を回復するということで、御本人に対しては御説明するのとともに、漏洩した相手方に対して、例えば削除していただくですか、適切に廃棄していただくですか、そういう手続を自治体としては行うということでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それは救済措置と言えるんですか。個人情報の漏えい、この間もいろいろ文京区でも起きていますよね。救済措置というのは、それによって失われた、損害が何なのかというのは別にして、元どおりにするということであって、それは対処してもらうという手順を今おっしゃったにすぎないんじゃないんですか。救済措置ということでは、この制度上、対応マニュアルとか、対応手順は示されているけれども、救済措置と言えるんですか。救済措置と言っているんですか、それ国は。

○白石委員長 畠中総務課長。

○畠中総務課長 規定上、救済措置というような表現にはなってないですけれども、個人情報が漏えいした場合の対応ということで規定されているものでございますので、それにのっとった対応をしているというところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それはあくまでも救済措置じゃないんですよ。対応マニュアルというかね、対応なんだと。そのことは指摘をしておきたいと思います。

○白石委員長 これで質疑を終わります。

議案第38号、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 マイナンバーの利用ということで、こういった拡充がこれからも進んでいくのかなというふうに考えております。自民党は、当然、マイナンバーの普及ということに対しては積極的な立場を取っているところでございますので、賛成をさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第38号でございます。先ほど保険証の確認が必要なくなるということも確認させていただきました。対象の皆様にとりまして負担が減るということでございますので、進めていただきたいというふうに思います。

私たち公明党も、マイナンバーカードの推進をさせていただいて、今後も御不便をかけているような事務がございましたら、ぜひ、早急に改善をして、利便性を高めていただきたいと、これをお願い申し上げて、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 今回は、大気汚染に関わる健康被害者の方に対して、スムーズな医療体制をということですので、38号、賛成をいたします。

ただ一方で、マイナンバーカードの関係につきましては、先ほど来ありましたように、個人情報の管理というところでは非常に不安を持っていらっしゃる方が多いです。これは事実ですよね。特に、セキュリティが守られていないということに、事故が実際に起きているということについては、これは十分な説明責任が問われるというふうに思います。ですから、今後、地方自治体、直接、住民の方、区民の方に説明をしていく上で、個人情報保護の管理について、それからセキュリティについて、本当に納得いただけるようなことをぜひお願いをしたいということを申し述べておきます。

以上です。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、議案第38号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 大気汚染による健康障害者に対して、マイナンバーの適正な取扱いを確保するためには必要な措置であると認識しておりますので、議案第38号、賛成をいたします。

情報漏えいの対策は、引き続き徹底していただき、マイナンバーカードに関する御相談などには、区民部と連携して丁寧に対応していただきながら、全ての対象者に寄り添った運営をお願いいたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 新たに個人番号の利用範囲を拡大するものではなく、既存制度の変更に伴う技術的な制度であり、区民のサービスの円滑な提供と事務の適正な処理に資する内容と判断しました。

また、個人情報の取扱いについては、これまでどおり区が一層責任を持って安全管理を図ること、さらに、今改正によって新たにリスクが生じることないように、くれぐれも適正な事務をお願いすることを申し添えて、区民が主役の会は賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 マイナンバーの制度は、悉皆性、唯一無二性を持つ、生涯不変の個人識別番号であります。その利用を拡大すると、より広範な個人情報が番号にひもづけられる可能性があり、漏れなく、他人の情報と紛れることなく名寄せされ、データマッチング、プロファイリングされてしまう危険性があるということを、最高裁は2023年3月9日の判決で指摘をしておりました。その後、質疑の中で明らかにしたように、個人情報保護委員会が発表に基づくデータだけでも、個人情報の保護の情報漏えいの事例が散見され、増えていると。報告が義務付けられていないことも、自治体が報告しなければ、言ってしまえば、不安で仕方ないというか、そういう実態が起きているということ自体が矛盾だというふうに言わざるを得ません。

そういうマイナンバーの利用の拡大という点では、これは認めることはできないということであります。よって、日本共産党は、議案第38号、反対とします。

なお、救済措置がないということについては、質疑の中で指摘をしました。これも制度の矛盾だというふうに改めて申し述べておきたいというふうに思います。

○白石委員長 議案第38号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対1、原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第49号、文京区男女平等センターの指定管理者の指定について。

この議案は、報告事項2「文京区男女平等センター指定管理者候補者の選定結果について」が関連するため、先に報告を受けることといたします。その後、議案第49号について、提案説明を受け、一括して質疑を受けることといたします。

それでは、報告事項2の説明をお願いいたします。

熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 それでは、資料第3号を御覧ください。

文京区男女平等センター指定管理者候補者の選定結果について、御報告いたします。

本件は、令和7年10月22日に開催されました第2回指定管理者選定委員会において、指定管理者候補者を選定したものでございます。

初めに、項番1、施設の名称は、「文京区男女平等センター」です。

項番2、選定された候補者は、文京区女性団体連絡会です。

項番3、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

項番4、募集方法につきましては、非公募による募集を行いました。

項番5、選定方法ですが、専門部会を設置するとともに、申請要項、業務要求水準書及び選定評価基準に基づき、書類審査による一次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を6人の委員によって行い、併せて、指定管理料についても、価格評価を行いました。

審査結果といたしましては、合計得点が基準点である972点を上回ったため、指定管理者の候補者として選定したものとなります。

2ページを御覧ください。

項番6、選定結果については、記載のとおりですが、候補者は、男女平等センターの前指定管理者です。令和5年度に実施した二次評価がB評価であったため、優遇措置として、総合計配点の5%を加点しているところです。

項番7、選定経過については、9月の第1回指定管理者選定委員会から、10月の第2回選定委員会まで、資料に記載のとおりの流れで選定を行ったものです。

御報告は以上でございます。

○白石委員長 続いて、議案第49号の提案理由の説明を求めます。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第49号、文京区男女平等センターの指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の41ページを御覧ください。

本案は、文京区男女平等センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

この施設の指定管理者といたしましては、東京都文京区春日一丁目16番21号、文京区役所14階、文京区女性団体連絡会を指定するものでございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

宮野委員。

○宮野委員 男女平等センターの指定管理については、今回の本会議の一般質問でも取り上げさせていただきました。センターの設立当初、女性がまだ婦人と呼ばれていた時代に、女性の社会進出を後押しするために、当時の遠藤区長が打ち出されたのが、全区的な組織による民主的な運営方法で、現在の文女連への自主管理運営委託という形でした。

しかしながら、その時代から現代に至るまで、女性の社会進出が一定進んで、文女連の皆様が婦人として活動される時代から、働きながら活動される形へと変化しました。

また、活動される皆様の高齢化ですか、町会婦人部の廃止など、女性団体自体の数が減ってきてているような実態も伺っております。

文女連の皆様のこれまでの献身的な活動に対しては、本当に敬意を表すものであるんですけれども、このような社会構造の変化の中で、設立当初と同じ形のまま運営を行っていくことは、やはり持続可能性の観点から極めて難しくなっているなというふうに認識しております。

情報公開で、今回、指定管理者選定委員会の資料を拝見いたしましたけれども、これまで他の指定管理者事業を見てきた中で比較させていただくと、事業計画としての完成度ですか、そうした政策実行力の観点から疑問が残る内容でした。

講座に関しては、すばらしい内容のものも多くて、評価させていただいておりますけれども、やはりそちらも広報が弱くてもったいないなという印象も受けておりますし、SNSなどを含めた発信力の面で、もっともっとやり方がいろいろ考えられるのではないかなと感じております。

先ほども言わせていただきましたけれども、今、多くの方々が働きながら、いわばボランティアに近い形で業務を担ってくださっているという実態があって、指定管理者としての経営力ですか、政策の推進力には課題があるなと言わざるを得ないかと思っております。

1つ目の質問なんですけれども、今年の文女連の総会で、改革プランというのが示されて、文女連の皆様の改革マインドですか御努力に対しては、非常にありがたく思っているのですが、指定管理者自身が組織運営体制に改革が必要であるとして、このような改革プランを作成される事態というのは、極めて異例であって、区としても重く受け止めるべき事態かなと思います。

区からは、本会議での御答弁で、来年度から3年間の指定管理期間における成果や改革プランの取組状況を踏まえた上で、今後の指定管理者の選定や運営形態等について、適切に判断していくという答弁をしていただいておりますが、まず確認したいのが、これまで5年間だった指定管理期間を今回から3年間としたことには、どのような意図があるのか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 御質問ありがとうございます。こちら今、委員御指摘いたしました女性活躍の状況の変化ですか、社会状況の変化ですか、運営面の、運営の仕方の課題ですね、そういったところは、文京区女性団体連絡会自身も従前から課題として捉えていたということで、こちらも報告を受けております。

区としても、そういった状況を踏まえて、今後、新しくなる男女平等センターにおいて、新しい運営を進めていく中でも、今までと同じような形で実施をしていくということではいけないという危機感を持って、そちらは指定管理者ですかの事例からお話をしてきたというところになります。

今回、指定期間5年だったところが3年になったところの経緯というところですけれども、お話をございましたように、文京区女性団体連絡会自身から改革プランというのが出てきて、従前の課題に対して、このように取り組んでいくという方向性を示された。そちらを区としても報告を受けて、そういった形で現状の課題に対してきちんとそれを見極めていく必要がある。当然、期待をする一方で、きちんとその有効性、実効性が担保されているのかをしっかりと確認していく必要があるというふうに判断をいたしまして、今後、その期待をするというところと同時にチェックをするというところ、両方やっていくということで、指定期間を3年と今回定めたというところでございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。区として、一定、危機感を感じていて、その3年間という期間に設定して、これから見極めていくということでした。その検証の時限的なゴールというものを決めて、これからでも前に進めなければいけないという、健全な判断なのかなというふうには感じております。

この提出された改革プランの内容についてなんですけれども、本会議でこれについて国際的な動向や困難女性支援法など新たな行政課題への対応力を高める上で、十分かという質問をさせていただきましたけれども、具体的な評価については、示していただかなかつたかな

と認識しております。この改革プランについては、私個人としては、やはり時限的な数値目標が定められていなかったりですとか、既存の運営体系の枠組みの中での改善案にとどまっていたりしていて、私としては少し不十分な内容なのかなというふうに捉えているんですけども、区として、この改革プランが内包している数値目標の欠如ですとか、既存の枠組みからの脱却の困難さといった、その構造的な不十分性について、どのように認識されているのか。また、その3年間という期間で、それらの数値目標などがない中で、どのように検証して、また指導を行っていくのかという方針を伺わせてください。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、改革プランの目標、ゴールの設定のお話がございました。こちらにつきましては、確かに、いついつまでにこの内容をやっていくという具体的なところのお示しはないんですけども、あくまでもここが一歩の始まりのところになりますので、この指定期間が始まった中で、1年ですとかそういった中で、その進捗をまず確認していくというところで、今のところは考えているところでございます。

国際女性の活躍の状況ですとか、様々な新しい分野、本当にこれは改革プランだけでは内包できるものではないというふうに認識をしておりますので、当然、区としても、男女平等参画推進計画、こちらで持っております計画の中でも、男女平等参画推進の拠点施設であります男女平等センター、こちらをいかに活用していくか、それが男女平等参画の区民の推進に資するものというふうに捉えておりますので、そういったところの視点からも、計画の進捗を追いかながら、今度、来年度改定作業に入りますけれども、そういったところとも一緒になりながら、指定管理者と一緒にになって、そういったところも確認しながら、この改革が進んでいくというところ、そちらを見ていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。今、課長のほうから、男女平等センターの活用の方法、次期計画との兼ね合いというのを伺わせていただきました。この間の子ども・子育ての委員会のときにも、少し意見させていただいたんですけども、困難女性支援法が施行されて、今、若年女性の居場所づくりなど、新たな施策が必要になっていると感じております。生活福祉課のほほえみネットワークと連動した、まちなか保健室というような事業ですか、そういう居場所の事業、若年女性対象の事業を、やはり私は、本来は男女平等センターが担うべきであるというふうに考えております。

しかし、現在の運営体制では、これらの新しい政策を担っていくことは難しいと認識して

おります。若年女性に対するそういうあらゆる事業について、男女平等センターが果たすべき役割をどのように認識されているか伺いたいのが1つと。

2つ目に、冒頭にも申し上げたんですけれども、女性自身も今、働きながら活動しなければいけなくなって、私、いつも男女平等センターまつり伺うですけれども、女性の皆さんすごい頑張ってくださっているなという印象は受けるんですけれども、やはり女性団体だけが頑張っていくのではなくて、男性も含む、より幅広い層の皆さんのが手を合わせて、女性団体の活動を支えながら、男女平等を推進していくという視点も大切なではないかな、これから検討すべきではないのかなと思っております。

今後、男女平等センターの運営に、例えばそのような女性団体以外の幅広い層が入ってくるというようなことは、運営の可能性として、選択肢として持っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 まず1つ目、役割というお話で、福祉部が実施しております、ほほえみ支援ネットワーク、困難女性の若年女性に対する支援につきましては、そちらの視点についても、今後の男女平等参画の推進計画の中でも、一緒になって、一体となって連携して取り組んでいくべき事項だというふうに考えておりますので、今後もそういう形の視点で、連絡会等で出ました意見等、指定管理者等とも連携をしながら共有して、その施策としては進めていきたいというふうに考えております。

もう一つ、男性の視点というお話がございました。こちらにつきましても、以前、文京区女性団体連絡会さんのはうともお話をしたときに、そちらの課題というのも認識をしているというのは、こちらも捉えているところでございます。当然、女性活躍が進んで、いろいろな働き方が多様化して、女性の活躍が一定進んできたところで、今度は男性の役割というのも同時にセットで見ていくという必要があるというふうには考えております。

その女性活躍のみが進んでいくのではなくて、その中に男性の視点、そういうところも入ってきてこそ男女平等の推進というところだというふうに考えておりますので、そういう視点も、今後、事業の中で、例えば、先日、事業でも実施をしたところなんですが、その講師の方がほかの自治体でやっていた事業なんですけれども、男性の居場所づくり、男性がどういうふうに家庭で役割を担っていくかとか、そういうところの取り残されない男性のこれから的生活の仕方とか、そういうところを意見交換する事業をやっている講師の方がいらっしゃったりとか、そういうところも、今後の事業の中で、指定管理者と

も連携をしながら、ジェンダー平等の中に、そういった男性の視点も当然入れた上で、区としては実施をしていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。区としての問題認識ですとか、これからの方針について、よく分かりました。

これまでに申し上げたような、そうした政策的なニーズですとか、社会の変化を踏まえると、やはり男女平等センターの運営については、これまでどおりの指定管理者を単独に固定するのではなくて、今後、複数の事業者が連携するJV方式を検討することですとか、あるいは区が直営で権限を握って事業ごとに委託する形に改めていくことも含めて、抜本的に見直す必要があるのかなというふうに個人的には考えております。

なので、今回の区の3年間という計画、指定管理の期間の変更ですとか、そうした見極めていくというような姿勢については、健全であるというふうに判断をいたしますけれども、引き続き、いろいろな視野で問題意識を共有させていただきながら、男女平等の推進を進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

女性議連の会長もやっておりまして、少し文女連の皆様とも意見交換を今日までさせていただいてきましたけれども、今、宮野委員が冒頭、男女平等センターのこれまでの歩みを振り返っていただきまして、私もそのあたりちょっと触れておきたいというふうに思います。宮野委員がほとんど言ってくださったんですが、そういった文女連、1991年にそのような名前に改称されて、2006年に指定管理者として今までやってきていたというふうに認識しております、非常にこの文女連の皆様には、女性の地位向上、社会参加を支える拠点として汗をかいていただいた、本当に希有な団体だなというふうに敬意を表しております。

当時、全国だけではなく、韓国からもこういった女性団体連絡会という市民団体が担う指定管理の在り方は珍しいということで、先駆的だということで、視察を受けたということを先輩方からも伺っております。

このような歴史と実績を踏まえて、改めてこの令和の激動する女性の活躍の周辺の環境、そういった時代を迎える中で、このセンターの在り方として、改めて今日、どのような目的を持って管理運営していくのかという根本的な目的感を共有していきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、委員からお話があったとおり、こちらの文女連につきましては、平成18年の文京区の男女平等センターの指定管理、こちらから担っているところでございます。当時の女性活躍の分野ですとか、ジェンダー平等のところの一翼を、区と共に一緒に歩んできたという実績がございますし、そういったこれまでの実績を一定勘案した上で、今回の指定というところで話をしてきたというところもございます。

今後のお話ですけれども、ただ、これまでと同じように当然にやってきていたのでは、今までとこれから、当然、状況は全然違うというふうに私としても認識をしているところでございますので、新しい視点ですね、特に若い世代の視点ですとか、その発信の仕方、こちらもなかなかこれまでどおりというわけにはいかずに、新しい若者にどのように届けていくかとか、そういったところは常に課題として捉えているところで、文女連のほうとも話をしてきているところでございます。

例えば、今後のアイデアの一つとして報告を受けているのは、いろいろな事業の協力の中でも、大学と連携して、大学の中の講師の方に講師として登壇いただくというだけではなくて、その講師の方がいらっしゃる大学のゼミの中の実際の学生さんの中から事業の計画を一緒にしていただいたりとか、そういったところで事業を組み立てていく、ゼロから一緒になってやっていくという視点を入れるというようなアイデアを聞いたところでございますし、そのほかでも、高齢者の居場所づくりの一端を担ってきているというところはあるんですけども、そういったところの活躍とともに、そこに若い方たちの意見を入れたりとか、今までの高齢者の活動自身も非常に大事だというふうに認識をしているところで、そういったところも併せて、広くこの男女平等センターを使っていただけるように、今後は、その指定管理者とも話をていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 今、改革プランの中の一部の方針をお話していただきました。私もこの改革プランが出るというところに至る文女連さんたちの御苦労とか、なかなか今まで団体を増やしていくとか、管理運営をもう少し多様な視点でやっていくとか、事業を充実させていくとか、汗をかいていただいていることも目の当たりにしておりますので、評価をしております。

しかし、その一方で、それ以上に様々な状況の変化が激し過ぎて追いついていかない。これどっちが悪いとかということではなくて、やはり車の両輪と常にいいますけれども、例え

ば文京区と社会福祉協議会は車の両輪だとかって、いろいろ文京区と指定管理者の方たちとそういう協力関係でやってまいりました。文女連さん、指定管理の方たちと車の両輪というふうに捉えているということでおよろしいんでしょうか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、お話があったとおり、区としても、各事業ですとか、その男女平等センターの運営自体につきましても、仮に指定管理者に任せきりというわけではなくて、当然にその指定管理者が担うべき役割を分担して、きちんと進めていく。そこには区としても、先ほどお話をさせていただきましたが、男女平等参画の計画がありますので、そういった視点で、今後、区民の男女平等がどういう方向に向かっていくべきなのか、そういったところの社会の状況を捉えた上での話をきちんと区としても捉えて、それを指定管理者と連携をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、あくまでも男女平等参画につきましても、重要な両輪として捉えているということでおざいます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 車の両輪ということですよね。列車の先頭に文女連さんがいて、文京区は後から追いかけていってということではないということなので、こういうふうに3年間になったという、これは、先ほど宮野委員もおっしゃっていましたけれども、異例のことなのかなというふうに思っています。ただ一方で、こういうふうに短いスパンになったことで、より課題に対して的確に進めていけるというふうに、チャンスと捉えていきたいなというふうに思っています。

ただ、私、いろいろ改革プランの中身については、今日も資料にございませんし、多くの皆さんと共有できないので、おおむね課長さんからの方針の中で、読み取っていくしかないわけなんですが、先ほど言った大学や大学生、また他団体との外部資源を積極的に取り込もうという姿勢ということは、非常に望ましい方向性だなというふうに思っています。

また、内外の資源を効果的に活用するということで、もう少し、内部の団体の皆さんとのコミュニケーションですか、そういった大事にしていく、先輩方が築いてきた、こういった、今まで文女連さんと一緒にやってきた、昔からのやっぱりそういった方たちとのコミュニケーションも大事にしていくと、そういったことは非常に重要ですよね。それをデジタルで、デジタルツールを活用して、もう少しコミュニケーションを進化していこうというようなお話、文女連さんから聞いているんですけど、それもやっぱり年齢によって、非常に配慮しないとなかなか使いこなせない高齢者の方たちがいらっしゃると。そういうことなどに

ついて、文京区がもう少し支援をしていくというか、後押しをしていくという姿をやっぱりもっと見せていくべきだろうと思います。

また、そういう一つ一つの細かな枝葉だけではなくて、抜本的にもう少し文京区ががつとこの取組をサポートしていく、出しゃばってはいけないんだけれども、やっぱりもう少し効果的にサポートしていくという、文京区にも一つ責任が大きいのではないかな。こういう状況になった責任の大きさというものを、ちょっと自覚をしていただきたいなということは一つあります。その点、いかがでしょうか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 初めにございました内部とのまずコミュニケーションのお話ですけれども、こちら確かに、外部の方たちを入れて、新しい風を入れて運営をしていくというだけでは、なかなか難しい部分と同時に、これまでの蓄積をされた様々な女性活躍ですとか、ジェンダー平等の知見ですね、こういったところの蓄積をいかに活用していくかというのも非常に重要な視点だというふうに考えております。

改革プランの中では、報告を受けている中ではですけれども、そういった文女連の登録団体自身の活動の内容ですか、考え、今後どのようにしていくべきかという意見を聞く場がなかなかこれまでなかったというところで聞いておりまして、そういったところも今後、新たな施設の中で活動していく上では、持続可能な活動を支える意味では、そういった文女連、登録団体の方たちの意見というのは非常に大事だというふうに私たちも思っておりますし、文女連のほうも認識をしているというところなので、今後、意見交換が活発に行われていくという方向性も伺っているところですので、そこもきちんと確認をしながら、区としても、役割分担の中ではありますけれども、可能な限り、重要な一つの立場として、そこもサポートしていかなければというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 そうですよね、それすごく大事だというふうに思っています。

また、先ほど宮野委員もおっしゃっていましたけれども、こういった改革プランについて、改革プランを、本当は少し出していただきたかったな、資料として。というのは、やはりそれをこれから見極めて、有効性、実効性をこの3年間で追いかけていく、できているのか、できていないのか、P D C Aサイクルにのっとってやっていたらと思うんですけど、そういうふうな、ロードマップみたいなものが少し見えないというか、皆さんと共有できていないというような状況があります。それで、指定管理どうですかって、今回の態度表明しなきや

いけないということについては、もう少し丁寧に私たちにも共有してもらいたかったなというふうに思っています。

なので、今後、私たちも、どういったところを追いかけて、見極めていくのかということをしっかり仕事としてやっていきたいので、その資料的なことは、これから工夫して提示していただきですし、そういった進捗を図られるようにやっていきたいなというふうに思っています。

最後に、1つお聞きをしたいというふうに思いますのは、管理運営の体制と申しますか、この在り方については、文女連さんが今までやってきてくださった、これまでの、先ほどお話しした歴史を考えると、軽々しく提案するということもはばかるわけなんですけれども、やはり今、団体の皆さんのが悩んでいらっしゃる高齢化の問題が、なかなか新しい方が入ってこないとか、団体が増えていかないとか、そういった行き詰まり感みたいなものが打破できないということと管理と両方やっていらっしゃるということが、非常に御負担が大きいのかなというふうに受ける部分もございます。

そういう意味で、例えばそういった大きな活動に関しては、文女連さんにしっかりやっていただきて、館の管理運営は、また別の事業者さんにやっていただく、例えばそういうふうにしていったほうが、管理と活動が充実するということであれば、そういう形態も、膝を突き合わせて、指定管理の方々、あるいは内部で検討していくという、そういうことを考える必要があるときなのではないかなというふうに思うんですけど、そのあたりは、課長はどういうふうにお考えでしょうか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 管理運営の部分についてのお話がございました。確かにこちらにつきましては、様々、高齢化ですか登録団体の減少、登録の当初からは大分減ってきてているという実態があつたりですとか、そういったところ、文女連自身も捉えておりますし、区としても、それをきちんと分かっているというところでございます。

こちら事業と管理の部分、確かに本体で貸館業務だったりとか、男女平等センターとしての運営部分と、この事業実施をしていく部分、いろいろ分野は分かれるというところで、文女連の負担軽減のためには、文女連に事業の実施に例えば専念してもらって、管理運営を今、先生お話あったように、別の事業体が行うといったようなお話もあって、そういったところの検討の余地もあったところではございますけれども、現在、文女連のほうでも、これまで固有の事務職員を雇用しておりますし、指定管理の運営、当初から貸館業務ですか、管理

の部分を担ってきたりというところで、ノウハウ自身は蓄積がされているというところで報告を受けているというところです。

それに対して、クレームがあつたりとかというのもございませんので、そういったところを踏まえて、今後、固有の事務の職員とその文女連の事業の検討部隊というんですかね、そういったところも連携しながら、一体でやっていきたいという強い意向がございましたので、今回、その改革プランの進捗を見極めていくというところの、ある意味条件をつけたというところではあるんですけども、そういったところを踏まえて、一体で文女連に今回指定をしたというところでございます。

ただ、今後、改革プランの中で、進捗が、当然、工夫をしながら追いかけていくんですけれども、その中で、よりよいやり方が出てきたときには、いろいろ指定管理者ともお話をしながら、この先の選定の方法等につきましては、いろいろ考えていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 まとめます。今、課長がおっしゃってくださったお話の中で、管理する部分においても、ノウハウが蓄積をされているし、クレームがない状態なんだという御報告でございました。3年間、そのことも含めて、そういうふうに御答弁されたということは、大きく責任を持ってやっていくぞという腹構えにも感じましたので、ここからは、私たちも大事な男女平等センターと、また、そういった活動を担っていただく団体の皆様を選定する立場でございますので、ここからは厳しく、この3年間見させていただいて、それがどうなのかということを私たちも責任を持って見てていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○白石委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 2人の委員の方からいろいろ御意見いただきましたので、私のほうからも一言、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど来、課長のほうから、いわゆる改革プランについての取組などについての話もさせていただきましたが、私が思っているのは、その改革プランをただ単にやることが目的ではないのかなと思っていまして、実際その改革プランなどやることによって、具体的な成果がどう出るのか、そういったところは、ちゃんと我々事務局サイドとしては見極めていきたいと思っています。

また、運営の面などについても、いろいろ御心配いただいたところでございますが、その

辺の成果を踏まえた上で、その3年後にまた選定をさせていただく際については、どういった在り方がいいのかといったところについては、多角的に考えていきたいと思っております。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

浅田委員。

○浅田委員 先ほど来、歴史であるとか、あるいは現状の課題について議論があるところですけれども、議会としても、文女連の指定管理については、今まで、指定管理には反対と言っている金子さんのところも含めて、全会一致で賛成をしてきている。つまり、文女連の指定管理については、本当にみんなで応援していこうという、議会としてもそういう姿勢だったと思います。

ただ、今回改めて私は感じるのは、何で指定管理が3年なんだということなんです。通常、いろんな指定管理者との契約は5年ですよね。それがなぜ3年なのかということなんです。結局、その理由がよく分からぬわけですよ。先ほど田中香澄さんのほうから、両輪ですねという話に、両輪ですというふうに明確にはお答えなかったですけれども、つまり、では全部、指定管理の文女連のほうに活動をお任せだったんですかということなんですよ。区のほうは、予算をつけます、ではあんたたち全部やってくださいということでやってきたのか。だとすれば、区としての反省というのは、すごく大きいんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、改めて、何で3年なんですかと。5年じゃなくて、3年なんですか。このところはぜひ一度お伺いしたいです。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 なぜ3年かというお話をございました。先ほどお話ししさせていただいている中でございましたように、こちらの改革プラン、確かにこれだけがゴールではなくて、この進捗によって、それがどのように広がっていくか、それを見ていく、それをよりきちんと見極めていく期間として、今回、今まで当然に5年で実施をしてきたところが、3年にした上でチェックを強化していくというところで、3年にしたというところがございます。

ただ、この3年で、その期間の中で見ていくときに、指定管理者に任せきりにしてしまって、区がもうそれでノータッチというわけでは当然ございません。連携と理念を共有しながら、男女平等参画の計画の中で、平等センターの活動だけではなくて、ジェンダー平等をどのように進めていくのかというところを、区としても、きちんとそこは、大きな改革というか、計画の柱として捉えているところがありますので、その位置付けを共有しながら、指定

管理者と共に、そういったところを区民に事業として展開していくにはどのような形がいいのかですとか、そういった視点を、新たな社会の状況を見ながら組み立てていくというところで、区もきちんとそこは考えた上で、役割や使命を果たしていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今のお話を伺っても、改革、だから文女連さんに、あなたたちで、自分たちで改革プランをつくりなさいとおっしゃっているわけでしょう。で、拝見しましたけれども、改革のプランが出てきているわけじゃないですか。では、その改革プランの中に、文京区も一緒にになって、こういう課題がありますよというふうになるんですか。今の議論の経過からいうと、文京区、文女連さんに、ちょっと言葉は悪いんですけど、あんたたちで考えて、あんたたちで改革して、あんたたちが工夫して、どういう案を持っているんですかというふうに問うてるよう見えるんですよね。文京区として、男女平等推進していくという計画があるんだったら、一緒に考えるべきじゃないかと思うんですけども、その辺、どうだったんですか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 まず、こちらの改革のプランにつきましては、従前からこの指定管理の選定が始まるというところに合せて出てきたというところではなくて、以前から文女連自身も課題として捉えてきた、その運営体制の話ですとか、加入団体が減少して、団体自身の体力が落ちてきているというところにつきましては、従前、課題として認識をしていて、そこを報告というか、話が出てきているところでございます。

文京区としても、そういったところの課題を、こういったことがあるからこうやるべきという話を一方的にしたわけではなくて、その報告を受けて、区としても、その推進の中で位置付けている男女平等センターの活動、それを担っている文女連、それをどのように施策に生かしていくか、そういったところの視点ですね、そこは計画の進捗を追いかけていく中でも、課題として把握をしていて、そこを併せて指定管理者とも話をしている、一緒に進めてきているというところになります。

今後、改革がどのように進んでいくか。改革ですか、社会に合せたジェンダー平等がどのように広がっていくべきなのか。そこにつきましては、当然、状況を見ながら、指定管理者とも連携をして、区としても、重要な施策として認識をしていますので、一緒になってやっていくというところは変わりはございません。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 私の言い方がちょっときついように聞こえるかもしれませんけど、私自身は、一緒にやっていきたいという、その姿勢でもって、今回ちょっとあえて言わせていただきますけれども、今、おっしゃったのであれば、例えばですよ、ちょっと情報公開で資料を頂きましたけれども、選定に当たっての質疑の中で、これは象徴的だと思うんですけれど、こういう質問を、選定をする委員の方がおっしゃっているんですね。指定管理の開始当初と現在で利用者の考え方をはじめとして、男女平等参画を取り巻く環境はどのように変化していると認識していますかと聞いているわけです。また、今後の変化に対してはどのように対応していくんですかと聞いているわけです。

私、この質問を、そっくりこれからしますから、区のほうは、この問題をどう認識しているのかというのをお伺いしたいです。つまり、指定管理者に対して、どう変わっているのか、あんたたち、どう考えているのかという前に、私は、指定管理をお願いする文京区本体として、男女平等ね、本当に取り巻く環境はどう変わっているのか。どのように認識しているのか。本来だったら、このことを伝えなきやいけないと思う。そのことを一緒にやっていきましょうよというのが本来の姿じやないかと思うんですが、私は、ちょっと違和感を感じているんだけど、いかがでしょうか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 ただいまの御質問ですね、専門部会でのお話で出た質問になります。こちら、センターが設立された当初ですとか、今後、女性活躍が徐々に進んできた状況と現在がどのように変わってきてるか、これからどのように対応していくべきなのかというお話だと思います。こちらにつきましては、当初、やはり男女の役割分担意識が非常に根強く残っていた中で、どのように女性の活躍で、居場所といったらあれですけれども、活躍の場を提供していくのか、つくっていくのか、そういう視点がまず始まりだったというふうに思います。

それに徐々に社会が変わっていきまして、男女平等の考え方方が少しずつ浸透してきて、共働きの率が当然増えてきていて、そういったところで働き方もいろいろな多様化をしている。その中でも、まだどうしても男女の役割、差別意識が残っているというのは、今の現状かなというふうに思っております。

そういうところで、どのようにアプローチをしていくのかとか、そういうところの時間がある程度できた中で、例えば、あとは家庭の中での男性の、今まで当然に女性が担って

いた部分をどこまで男性が担うことができるのかとか、そういった新しい関わり方ですね。例えば、育児とか家事、そういったところだけではなくて、最近は介護についても、男性よりもやっぱり女性が、親の介護は女性が担っている部分が多いとか、そういったところの話も出てきているところでございますので、その家事、育児、介護、新しいいろいろな問題として出てきている社会の役割の中で、男性もどのように関わっていくか。

それで、その働き方も、育児休業を取得する人が男性でも増えてきましたけれども、その中でもまだ日数がどうしても女性に比べると男性は少ないとか、そういったいろいろな状況があります。そこをいかに同じぐらいの日数に合せていくのか。本来、それがイコールになれば、それがもうまさに男女平等なのかなというふうにはちょっと考えたりもしますけれども、そういったところにどうやって近づけていくのか。そういったところに対しての家事、クッキングとか料理とかそういったことだけではなくて、実際に介護を担っていらっしゃる方を講師に入れて、その事業をしたりとか、そういったところの新しい視点、そういったところも踏まえて、社会全体がどういった形で男性、女性、全ての皆さんのが生活をしやすい、生きていきやすい社会なのかと、そういった視点をどのように捉えていくかというのがこれから課題だというふうに考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今、主にワークライフバランスを中心とした部分、お話しをいただいている、そういった課題を区としても取り組んできた。それは、私は非常によく理解ができるんです。

ただ、文京区が、どこかで私も言ったかもしれませんけれども、男女平等の活動を行うに当たって、文京区としては、男女平等参画推進条例というものをつくって、この下でやっていこうというふうになっているわけですね。ところが、ではここにいらっしゃる、総務区民委員会ですけれども、課長さん、部長さんだけ見ても、この比率を見て、文京区として果たしてどうなのというのは率直に感じますよね。では、皆さんの直接の部下というか、補佐をしていた係長さんだと、もう圧倒的に女性が多いじゃないですか。もっと言えば、課長さんがこれどうなのというふうに聞く相手の方というのは、女性の係長さんが圧倒的に多いようやっぱり見えますよね。

こういう状況でもって、やっぱり文女連さんに男女平等参画の施策、活動をやりなさいというふうに言うこと自体が、私、もっと自分たち自身が男女平等についての認識、これについて、ちょっと考えていただく必要があるんじゃないかというふうに思っているんです。

ですから、その辺も含めて、私は、3年というのがやっぱり疑問もあるし、本当にそれで

いいんですかという思いなんですね。その御決意というのをいただけますか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 確かにその計画の重点事業という中でも、委員とか様々  
な会議体ですかとか、そういったところの男女比率のお話ですとか、管理職の女性比率が少な  
いとか、そういったいろいろな側面というか、課題として認識をしているところでございま  
す。

そういったところは、ただ、今、委員お話があったとおり、実際にその実務を動かしてい  
るところでは、では女性がいないのかということでは、当然そうではなくて、もちろん女性  
が多かったりとか、そういったところで活動を下支えしている。それはいろいろな地域の活  
動の中でもそういった傾向が見られたりとかというのは、確認をしているところでございま  
す。

そういったところの実際の表に出ていくところ、形として見えるところだけが、ジェンダ  
ー平等がかなっているというところではなくて、実際にその全体の社会を動かしている力と  
いうのが、男女平等になっているというところをどのように見せていくか。そういったとこ  
ろも、今後、どのように工夫していくか考えなければいけないというところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 文京区が男女平等参画推進条例というものをつくって、すごい私、意味があると  
思っているのは、この条例のもういの一番、一番頭のところに、文京区は多くの文化人が活  
躍してきた「文の京」であり、「青鞆」発祥の地として、女性の権利拡充運動が展開されて  
きた歴史的で歴史的である。これが頭にあるでしょう。もういの一番のところね。団子坂の交差点  
から向丘のほうに上っていく途中に、ちょうど鷗外記念館の斜め向かい辺りに、「青鞆」発  
祥の地という看板がありますよね。これぐらい、文京区がこの条例をつくるに当たって、歴  
史も含めて、いの一番に書いているわけですよ、頭に。ということは、これ以降、平塚雷鳥  
のこの時代から、それから、私なんかは敬愛している山川菊栄さんであるとか、あるいは市  
川房枝さんであるとか、あるいは1995年に北京で開催された国連の第4回世界女性会議に文  
京区からも、女性団体からも参加をしていって、女性の権利平等ということをきちっとこの  
文京区の地において活動しようとしてきた団体なわけですね。

その趣旨、目的については、私は堅持をしていただきたいというふうに思っているんで  
すね。もちろん、曲げるとか言っているわけじゃないんですよ、ないんですけども、この基  
本的な柱を外しちゃうと、もっと言えば、数が、加盟団体が少ないと、参加者が少ないと

かというようなところにやっぱり目が奪わがちに私はなると思うんですよ。そうではなくて、文京区の担ってきた活動については、きっちと区としても、この活動の歴史は外さないで、柱に立てた上で、今後も活動を文女連と一緒にやっていただきたいということを強く、強くお願いをして、質問を終わります。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まず第1点目としましては、男女平等センターはジェンダー平等推進の拠点になっていると思うんですが、その機能としては、DV、性暴力被害に関する予防的な教育、そして啓発、まさに性加害の暴力の加害者も被害者もつくらないということは、大きな役割を担っていると思うんですが、今回、選定をする際に、その点はどのように評価されたのか、教えてください。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 性被害とかそういったDVの被害ですか、そういったところの視点につきましては、これまでの活動の中での事業の計画の中で見えてきたというところでございます。男女平等センター、確かにいろいろな相談機能もあったりですか、そういった啓発の機能、事業の中でも区民の方にそういったところを触れてもらうという側面が非常に大きいので、今後につきましても、人権侵害、DV被害とかそういったところの事業の見せ方、展開の仕方についても、指定管理者とは話をていきたいと考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。まさに私自身も、そうしたDV被害に関しての勉強会とかも参加させていただいたこともございますので、ますます充実していってほしいと思います。

そこで、若者政策とジェンダー政策の分断を解消することが区の持続的な成長に不可欠だと思う視点から、御質問を続けたいと思います。

今、若者計画を文京区は策定している最中ですけれども、若者孤立防止、居場所、相談支援、ジェンダーギャップの解消とか、若者が政治参加とか地域参加できる拠点づくりという視点は、若者計画に書かれているんですけども、性暴力の被害について、デートDVの予防などについては、一切明記されてないんですね。

これって、本来だったら、若者政策とこの男女平等政策ですよね、縦割りでは分けられない領域だと思うんです。でも、なぜ入ってないのか。唯一、若者政策の中に入っているのは、パートナーシップ制度に基づくこととか、性自認とか、そうしたことに対してだけは入っているんですよね。その男女平等センターの相談室の相談件数は、ここの中にきっちと計画

の中に明記されているんですけども、今のようなものは入ってないんですね。それは何ででしょうかね。やっぱり若者計画の中で、男女平等センターの、今、おっしゃっていただいた性暴力に関する予防的教育とか、周知啓発みたいなことに関して、区の中では評価していないということなんでしょうかね。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 若者計画のお話がございました。こちらにつきましては、委員お話ありましたように、このDVの件数ですとか、そういったところの実際の件数というところは、連携はしていないところではございますけれども、こちらのダイバーシティのほうで実施をしております若者、主に若年層ですとか、今回、まだ予定ではあるんですけども、中学生に向けたデートDVの出前講座、こういったところ、いろいろなところに出かけていって、その講師の方を派遣してお話を来ていただく機会とか、そういったところをつくっているところでございます。今年度は、中学校で実施を1つ予定しているところがございます。そういったところの取組はございますので、計画の中に直接的に反映してないところはあるんですけども、今後、若者計画等々、他の計画とも連携をしながら、そういったところの周知啓発というのは進めていきたいと考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 今、着々と、男女平等センターの中の計画の中でも位置づけて、しっかりとそういう点をやっていくということは分かりました。でも、それって、実は縦割りと呼ぶんだと思うんですよね。せっかくやっているのに、何で、ほかのところはいろんなものがきちっと記載されているんですよ。なぜそれが記載されないのか。

それで、今、一番、男女平等センターの中の課題としては、若年層の利用がなかなか伸びないというところですよね。だとするのであれば、今、やるのであれば、若者計画としっかりと連動させて、その中に位置づけて、定量的指標をしっかりと書き込んでいくというのが必要じゃないでしょうか。

例えば、今の学校だとすると、学校のところに1校行かれるということですけれども、それを1校ではなくて、若者計画、平和8年度までしかないですから、令和8年度の計画のところに入れればいいと思うんですが、小学校であれば20校中5校は回る、中学校であれば5校は回るとか、こうした定数をきちっと書き込んでいく。

それから、DVの周知啓発に関して、そういうふうな勉強、こうしたものを年何回かやって、そしてそこのところの参加者とすると、10代を何人目標、20代何人目標というふうな、

若者と呼ばれる、文京区が計画している定量をきっちり入れ込んでいくというのが、先ほど来、委員のほうから質問が出ているところの課題解決にも直結するものかと思うんですけれども、そのあたりお考えをお伺いしたいと思います。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら、若者計画におきましては、さつきお話がありましたとおり、デートDVの関係の事業につきましては、男女平等施策の推進という項目の中に一応内包されているところでございます。

定量的な数値の見せ方というところですけれども、こちら、ダイバーのほうでやっております推進計画の計画事業の中で、今後、その改定作業が予定されておりますので、その中でどのように示していくのか。まさにこれからのことですので、そういったところで、まず検討していきたいというふうに考えておりますのと、そういったところの他の計画との連動ですね、こちらにつきましても、可能な限り所管のほうともお話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ごめんなさい、ちょっとよく分からぬ。何でこれからしなくちゃいけないのか。今、若者計画をしている中で、ほかの事業、文字として包括されていますではなくて、きっちりいろんな事業名が記載されているんですよね、様々。中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業とか、そういうふうなことも書かれているところもありますし、学び直しとキャリアとか、こうした事業名をきっちり記載されている。だから、そのところに、男女平等センターとして記載をして、男女平等センターがジェンダーに関しての拠点であるということを一つしっかりと文京区として表明していく、皆さんに御理解いただくようにやって、役割を明確にしていくというのは、大事なことだと思うんですよね。それだし、今、中間のまとめの段階ですから、別にここで今、間に合わないということではないし、それってちょっとおかしいなと思うんですよね。

だから、男女平等センターのところで、今回の指定管理、非常に大事な視点で、今、委員のほうからも様々質問があるところですけれども、そこをいかに、課長が先ほどからおっしゃっているように、今度、これから3年間の間にどういうふうにしていくかといったところでは、やはりそういうふうな若者、若者が一番今、課題になっているんですから、課題としてある以上は、若者計画の中にしっかりと位置づけて、その中でどういうふうな、定量にしても、示しながら、改善をしていく、そこには、先ほどおっしゃっていましたけれども、大

学の先生からの、有識者からのアドバイスも入るかもしれない。こうした実態的なものの中でやっていくということがすごく重要だと思うんですよね。

できない理由、もう一回教えてください。できないのが、やってみる価値はあると思っていらっしゃるのか、教えてください。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらの進め方につきましては、当然、若年層のDVの関係ですとか、そういったところの重要性は認識をしているところで、今後の進め方の中で、所管のほうとも話をていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、縦割りではなくて、きちんと文京区が、全ての課が連携し、その中でおのの、この若者計画の中で何の役割を中心的に担っていくのかということをしっかりと書き込んで、御理解がいただけるようにしていってほしいですし、やはり目標などがあるということは、どのようにそこの目標値に向かって、指定管理者の方々もやればいいのかということの目安もできてくると思います。先ほどの男女平等センターの相談件数の目標は、令和8年度1,100件というふうに出ています。この1,100件をやはりこなしていくという、きちんと寄り添って、満足いただける、次に希望を生み出せるように相談を請け負っていくというは、大変な作業になると思います。でも、こうした1,100件ってきちんと打ち出すということは、とても意味のあることだと思いますので、DV被害をなくす、そして包括的性教育についても、若者たちに向かって、きちんとどういうふうに男女平等センターが中心となって展開していくのかをこの若者政策の中で見せていただくことを要望して、終わりにいたします。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 男女平等センターの指定管理の選定ということですけれども、私も、指定管理の今度、期間3年間というところに関わって聞きます。

文女連さんの改革プランがどこまで進捗するのか、見極めたいと、見定めると。その期間なんだということだと思うんですね、今までの答弁ね。それは3年間で見極められる一つの課題なのかと、この5点挙がっていますけれどもね。5点というのは、全部読みませんけれども、1つは高齢化で人材が不足すると。加入団体が減少、それから組織内のマネジメントに課題がある、支障が出るといっていますね。それから、センターの展示資料とかの新鮮味が薄らぐ。それから、文女連の組織運営に関し、課題認識、改善の進捗が遅いって、こうい

う課題が挙げられているんですよ。それで、改善方法がいっぱい書いてあるということなんです。本来なら、後で聞きますけれども、この原因は何なのかということがないと、改善方法というのは出てこないというふうに思うんだけど、原因は書かれてないようなんです。

情報公開を取ったのは1枚、A4でいただいただけなのでね。

それで、先にその3年間のことなんですけれども、今度、指定管理3年だということになりますと、先ほどこの改革プランに計画期間はないというお答えでした。いつまでにこれをやるのかという期間ですね。あるのかもしれないけれども、先ほど私、聞いた中では、ないと。

そうしますと、3年後の令和10年度には、事業者選定をしなくちゃいけないんですね。そうすると、9年度には、事業者選定を次どうするのか、区の方針を決めないといけないです。そうすると、令和8年度、1年間でそれを見極めて、この進捗をね。で、9年度に方針を決めると、次どうするかと。9年度は、それは1年間ありますから、8年度だけというふうに言わなくともいいかもしないけど、8年度と、少なくとも9年度の真ん中ぐらいの段階では、10年度にどうするのかと決めなきゃいけないんですよ。そうすると、今、挙げた5つの課題を1年ないしは最大見積っても1年半ぐらいで、結果を出しなさいというのは、これはちょっとあまりに酷ではないかと。それ昭和60年代から事業されてきて、途中から指定管理になりましたけれども、頑張ってきたというように、各委員の皆さん指摘してきたとおりだというふうに、私も同じ思いです。

で、今、世の中の環境とか時代の状況とかいろいろ変わっているというのは、それは出ていましたよね。もう一つは、指定管理の問題も私、あると思いますけれども、いずれにしても、改革プランに原因も書いてないし、区もそのことを何か明瞭に言ってないように私は思うだけれども、今言ったスケジュール、1年ないしは最大見積って1年半で、この課題を見定めるというおつもりなんですか、区は。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 先ほどその改革プランの計画、その期限という話はどうなんだというお話がございました。こちらにつきましては、今回、指定期間が3年ということですけれども、当然にその期間の中で、どの時点でこの課題、報告受けている5つの課題が解決しているのかというところ全てを見ていく、当然チェックは強化をしていくんですけども、まずは、提示をされた内容が実際の運用とどのように変わってきてているのか、その変わる方向性がまず見えているのか、そういったところを年度の途中でも逐一見ていくとい

うところを予定しているところですので、期限としては、設けていないというところでございます。

ただ、これが全て1年、当然、その次の指定期間のスケジュールの中で判断する時点で、かなつてない部分があれば、そこで当然に、では次、そこもう駄目だというふうにしてしまうのかということではなくて、きちんとそこの時点で、逐一指導しながら、お話をしながら進めていきたいというふうに考えておりまし、あくまでもこの改革プランの内容だけが問題とか課題ということではございませんので、通常、その運用を新しい施設の中でしていく中でも、新しい課題というのは、きっと出てきますし、社会状況も変わってくるものだというふうに考えておりますので、そこに対してどのような活動というか、事業で応えるのかとか、運用体制でうまく乗り越えていくのかとか、そういうところ、逐一話をきちんとしながら、区としても考えていきたいと思っております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、この改革プラン以外の、区がですよ、これ以外の課題だと思っていることは、どういうことがあるんですか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら、これが作成された時点で、文女連のほうで課題として把握をしているものがこれというところなので、例えば先ほど申し上げたように、社会状況が当時とは全く異なっている中での事業の展開の仕方、例えば指定事業の中で、料理教室をやっているだけだったものが、新しく男性もより関わっていくべき要素が増えてきている分野の事業を取り入れたりとか、新しい視点で社会に合せたところを取り入れているのか、そういうところも一つの課題だというふうに考えておりまし、文女連さんの登録団体が伸び悩んでいるところにつきましても、それは当然、文京区女性団体連絡会さん内部のお話になるんですけども、どういった背景があるのか、そういうところの背景の中で、区の捉える男女平等参画の中の課題がネックになってしまっていないのか、そういうところも含めて、指定管理者と話をしなければいけないと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 文女連さんは、課題は明確にしておられるわけでしょう。それ以外にも課題がありますと答弁されて、区は、それどう課題なんだと聞いたら、ちょっと抽象的なので、何か性別に基づく分担意識が、料理するしないとか、そういう話、何かさつきから出ているんだけれども、そういう表れ方もあると思いますけれども、やはりこれは地方自治体が男女

平等施策を条例に基づいて進めると。つまり、人権啓発とか、ここに書いてあるわけですね、条例にもばーんと。歴史も、先ほど浅田委員が言われたようにですね。そこを太く、一緒に推進していくためには、課題はたくさんあると思いますよ。ジェンダー平等指数もずっと世界で最低水準にとどまっていると。これどうしていくのかということを、やっぱり一緒に、どういうふうに自治体の施策として進めるのかと、課題意識を区がもっと私は持つべきだというふうに思いますね。

それで、ちょっとこの狭い立てつけの中で、3年間でこれやるのは、とても無理だと思いますよ。それで、先ほど1年半ぐらいでできるんですかということについては、それだけじゃないというふうにまたおっしゃるのであれば、5年で推移を見るというんだったら分かるんですよ、今までどおり。では、なぜ3年なのかというのは、課題として残るので、それは区の課題だというふうに申し上げておきたいと思います。

もう一点、このことの関わりで聞きますけれども、今回、3年ということと、当然、非公募なんですね。非公募というのは、文京区のこの指定管理の条例がありますけれども、その2条の2項というのがあって、何で非公募なのかって、公募によらないのかという要件、書いてあるんですね。公の施設の設置目的を包括的かつ効率的に達成できると認められたとき、その相当の理由があるとき、公募によらないというので、今回、3年だけど非公募なんですよ。ということは、これちょっと条例の理解と適用の関係を聞きますけれども、今回の非公募の適用というのは、適用しているわけだから聞きますけれども、公の設置の目的を効果的、効率的に達成できると認めたわけでしょう。もしくは、その相当の理由があるというふうに認めたわけでしょう。その中に、この改革プランというのは入っているんですか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 非公募のお話がございました。こちらの考えを進めていく中でのお話としては、文女連さんのほうで、まず区民の自主的な活動ですとか交流の機会を支える男女平等参画推進の拠点施設が男女平等センターであるということで、その中のセンターにおいて、平成18年度から指定管理の運営を行ってきておりまして、一定評価されてきたこれまでの実績を勘案したものが一つ。

今、改革プランのお話がございましたけれども、徐々に、文女連さん自身の中で課題として認識してきた部分に対して、こういった改革をするべきだという考えが、お示しが区のほうにもあったというところです。そういったところにつきましては、内部の把握していた課題と、区としても今後、計画の中で進めていくべき方向性とか課題、そういったところ、一

緒になって考えいく必要があるって、そこの、まずはどのように区の施策に反映していくのか、そこの実効性ですね、改革プランがどのように資するものになるのかというのを、きちんと実効性は見ないといけないんですけども、そこが多分にチェックをした上で、それが進んでいくことによって、男女平等センターにおける区民の協働ですとか、区民の活動、こちらがより一層進んでいくというふうに判断をしたというところで、非公募で今回選定を進めてきたというところになります。

○白石委員長 金子副委員長、まとめちゃっていいですか。まだある。

○金子副委員長 まとめる方向だけど、今の答弁のね、ちょっと私、条例に基づいて聞いたんですよ。公の施設の設置目的でできると認めたら非公募だと。で、今度の改革プランというのは、事業者選定をやる前に出ているものだから、この条例で、これできると認めたときに非公募なんですよといっているわけでしょう。そんな難しい話しなくていいんですよ。改革プランというのは、一緒にやると今、答弁されたからね、区も。このプラン達成に向けてね。それはぜひ一緒にやっていただきたいと思いますよ。私、冒頭に言ったように、区の課題でもあるから、それはね。だから、一緒にやるから、非公募で決めたんでしょうと言ったんです。この条例の2条の2項の達成できると認めたときという、達成できるかできないかというときに、この改革プランというのは含まれているんですね。

○白石委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 今、副委員長おっしゃるとおり、今回、非公募でやった理由については、今 の条例の立てつけのとおりでございます。そういう段階で、我々が非公募でこの文女連さんについてお声かけをした。こういう形で選定をしたといったところについては、当然、改革プランなども基本的には踏まえて、今までの文女連、先ほどほかの委員さんからもありましたけれども、働きながら活動しているといった実態もある中で、また高齢化も進んでいるという中で、また団体数がだんだん少なくなってきた、理事の成り手が少なくなってきた、そういう課題がある中で、ただ、こういった事前にプランも出していただきましたから、そういうものがきちんと履行できるのであれば、また、それによって成果が出るのであれば、一定、きちんと効果的かつ効率的に達成できるだろうというふうにこの時点では考えたといったところがございます。

ただ、これを例えばほかの指定管理と同じように、5年間で仮に判断するということになったときに、では5年間も、その改革プランなどを踏まえた成果を待たなければいけないのかといったところ、逆に、その成果が出ないまま、なかなか、もしうまく機能しないまま5

年間任せていいのかどうか、そういったところも我々は非常に判断としては悩んだところでございます。

そういったことも踏まえまして、今回は3年という形で一定区切らせていただいて、今、副委員長おっしゃるように、実質1年、2年、そのあたりでそれぞれの動きなども見極めさせていただいて、適切な判断を取っていきたい。そういった考え方で、今回提案させていただいているものでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 もう一つ、私、言おうと思ったのは、昨年の11月の議会のときに、この男女平等センターの運営を担っていただいている文女連さんの活動について、私たちは、支援が必要だと明確に求めております。それは、具体的に、そのときは、1つは、この事業を担う人材確保という点で、人件費を拡充して、専門性の高い人材が育成できるようにしていくと。これ指定管理の中でも、財政的に措置すればできるわけであります。

そして、あとは資料収集やその活用という点も、これ課題に出ていますけれども、改革プランのね。その点についても、財政的な措置をやって、今どきだからDX化というようなことも含めてやると。この辺は改修の中でやるのかといったら、図書室はそんな変わりませんという話だったんですよ。だから、そういう点も、課題に今、出ているわけだから、昨年の秋に私たち言った方向で、やっぱり費用もきっちつけてやっていく必要が改めてあるというふうに思います。そのときの区長の答弁は、それは文女連さんの団体内で行うべきものというふうに言っていましたけれども、1年たってみて、そう簡単に言い切つていいものかどうかと。それは違うんじゃないかと私は思いますけれどもね。やはり固有の人材の確保という点では、先ほど来の議論の中でも少し出ていましたけれども、そういう専門的な人材の育成確保ということも視野に入れて、今度、明治大学さんと連携するというようなことが出ていますけれども、そういう方向をぜひ追求していただきたいというふうに思います。

そして、昨年の秋に、区長が示した答弁、大事だと思うのは、引き続き男女平等参画社会の実現に向けての活動の取組、期待しておりますと、期待すると。この方向ですね。さらに、1年たってみて、課題が出てきたわけだから、改革プランのね。ここが一緒になって、区がですね、こなしていくと。で、ここ解消して、次のステージに行くと。それで、ただ、高齢化とか組織のあり様というのは、いろいろ今、変わっているから、仕事の中で、これは役割分担だよという部分があるのであれば、それは適切な役割分担というのは、あろうかというふうに思いますけれども、この文女連ないしは婦人会館創立に始まる一連のこの施策とい

うのは、今日はあまり出てなかつたけど、1つは、住民自治という中で形づくられてきたものだから、その視点は絶対に欠くことはできない重要な要素として考えて推進をしていただきたいというふうに思っております。

○白石委員長 これで質疑を終了させていただきます。

議案第49号、文京区男女平等センターの指定管理者の指定について、各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 先ほど要望したこととともに、男女平等センターにおける今回の選定が非公募の選定であったということが、区民がしっかりと理解できるように、人件費等の財政的支援も含め、区は行うこと。3年後に、高齢化等の理由でやはり無理でしたといった丸投げ状態の中での結果とならないように、区としての役割をしっかりと果たすことを申し添えて、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 文女連の皆様のこれまでの献身的な活動に対しては、深く敬意と感謝を表するものです。そうした中で、先ほどの質疑で現行の指定管理体制としての課題を挙げさせていただいて、要望をいろいろとさせていただきました。区が今回、指定管理期間を短縮して3年間の取組状況と成果を見極めながら、必要な改善を図っていくという姿勢については、文女連さんを応援しないというわけでは決してなくて、これまでの歴史を踏まえながら、より最適な運営方法について一緒に考えながら、しかし同時に、惰性ではなくて、改善のための検証期間を定めつつ、前に進めていくという、そうした仕組みをつくったものとして、私としては健全であると判断いたしますので、議案第49号に対しては賛成をいたします。区と指定管理者の双方がどこまで改善に踏み込めるのかというのは、これから取組を見守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、49号、賛成します。

○白石委員長 A G O R Aさん。

○浅田委員 すみません、ちょっと1点、忘れていたので、態度表明で述べさせていただきますが、ぜひ、文京区一緒になって、この改革というか、これまで培ってきた活動を、私は盛り上げて、一緒になってやっていただきたいというお願い……。

で、先ほど言わなかつたのは、私、一つの、これは提案になるんですけれども、大学との

連携なんです。その大学が、今、女子大学が非常に、もう全国の女子大学が非常に、少子化だけではなくて、女性の置かれている位置からして、非常に経営、簡単に言うと、人、学生が来ないということですけれども、そういう状況の中で、非常に摸索をされています。

文京区の中の女子大学、例えばお茶の水女子大とか日本女子大とか跡見とかありますけれども、そういった大学においても、きちんと自分たちの置かれている、特に女性の置かれている位置、それから抱えている課題について、きっちり研究をして、社会に貢献する人材を育成しようという動きになっています。

ぜひ、私、そこの研究機関、例えばお茶の水大だったら、ジェンダー研究所というのをつくっていて、そこで研究されていると伺っています。日本女子大学でも、現代女性キャリア研究所ですか、などなどですよ。そういうところに、区がやっぱり橋渡しをしていただいて、一緒にやっていただこうということを考えたらどうかという御提案なんです。

で、計画の中には、明治大学との連携ってありますけど、もちろんそれはそれで構わないんですけど……。

○白石委員長 短く、態度表明だから短く。

○浅田委員 はい。短くね、はい。

つまり、一緒にやっていただきたいということで、そういう研究機関でも、ぜひ、文京区が橋渡しをしながら一緒にやっていくということをお願いして、賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 第49号です。文京区男女平等センターの指定管理者に文女連さんが選定されました。先ほど質疑をさせていただいた様々な課題については、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。端的に、1つは、運用設計の明確化、どのように運用するのか、どう評価していくのかということ。それから2つ目には、高齢者、若い世代等のそういう人材層の偏りと対応について。3つ目に、P D C Aサイクルの仕組みと進捗の報告。4つ目に、内部コミュニケーションの進化。5つ目は、管理運営の分離という考え方の検討。こういったことを様々やっていただいて、この3年間、文京区と文女連は車の両輪となって、そしてまた、私たち公明党といたしましても、目的達成のために、3年間見守り、応援させていただきます。公明党は、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 議案第49号についてですが、文京区男女平等センターの指定管理は、平成3年に、全国に類を見ない、文京区女性団体連絡会という、地域の女性団体による自主運営として開

始されておりまして、男女平等を推進する上で、画期的な取組がありました。その後も、文女連さんは、男女平等センターの指定管理を継続的にしていただきましたけれども、セミナーの開催等、評価している部分も多々あります。

もっとも、先ほどから各委員も申しておりましたが、今回3年間という期間で、課題を把握して、適切に対処していくことが必要であります。区との意見交換等も積極的に行っていただき、コミュニケーションをしっかりと取り、ある意味、伴走型支援のように、区には取り組んでいただきたいと思っております。

熊倉課長も先ほどからおっしゃっておりましたけれども、男女平等の捉え方、女性活躍という内容と時代変遷とともにその内容も変わってきております。私もその11月の本会議一般質問にて、女性活躍について質問しておりましたけれども、文京区男女平等参画推進計画、女性活躍推進計画等、区としてもしっかりと取り組んでいただいていると思っておりますし、今後もしっかりと取り組んでいただけるものと期待もしております。

ただ、このような区の計画等については、しっかりと文女連さんにも共有していただきまして、そして共に、文京区の男女平等、そして女性活躍の方向性を考え、方向性を同じくすることができるよう取り組んでいただければと思っております。

今、変革のときだと思いますので、先ほど竹田総務部長が改革プランをただやることだけが目的ではなくて、成果を見極めていく旨、おっしゃっておりましたけれども、3年後を見据えて、その関わり方も管理と運営、その活動部分を分けていくのか等、今後も文女連さんが男女平等センターに先駆者として関わっていけるような多角的な視点にて検討を進めなければと思っております。

今後も文女連さんの活動を応援したいと思っておりますし、自由民主党は、議案第49号、賛成とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　議案第49号について、日本共産党は賛成をいたします。

質疑の中でも聞きましたけれども、非公募で選定をしている以上、今回、文女連さんが策定された改革プランの達成についても、これは区の達成に向けた立ち位置というの、一緒にやるとか共同するとかということではなくて、非公募で選定している以上、達成について、区の責任もあるというのは、明確にしておきたいというふうに思います。

そして、文女連さん、団体が区の男女平等施策に様々な形で貢献をし、それを形づくってきた。その実績は、今後も確実に継承発展される必要があるということも併せて申し上げて

おきたいと思います。

○白石委員長 議案第49号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第50号に入りますが、お昼前なので、ここで休憩を取って、1時から再開をしていきたいと思います。

午前 11時58分 休憩

午後 0時58分 再開

○白石委員長 それでは、おそろいなので、時間前ですが、総務区民委員会を再開させていただきたいと思います。

それでは、午前中に引き続いて、議案の審査、議案第50号、文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について。

この議案は、報告事項3「アカデミー文京外6施設に係る指定管理者候補者の選定結果について」が関連するため、先に報告を受けることといたします。

その後、議案第50号について説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項3の説明をお願いいたします。

吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 では、資料第4号に基づきまして、アカデミー文京外6施設に係る指定管理者候補者の選定結果について、報告いたします。

公の施設の名称については、記載のとおりでございます。

選定された候補者は、公益財団法人文京アカデミー、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年4月31日までの5年間です。

募集方法は、非公募によるものです。

選定方法は、書類審査による一次審査、あと、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査、並びに指定管理料評価を行い、7人の委員によって5段階評価を行ったものでございます。

審査の結果、一次審査及び二次審査に優遇措置を加えた合計点1,688点が基準点1,085点を超えていたため、候補者として選定したものでございます。

2ページを御覧ください。

詳細な選定結果及び選定経過については、こちらに示したとおりでございます。

報告は以上です。

○白石委員長 続きまして、議案第50号の提案理由の説明を求めます。

長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 ただいま議題とされました、議案第50号、文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータの43ページを御覧ください。

本案は、文京区立アカデミー文京外6施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により提案するものでございます。

この7施設の指定管理者として、東京都文京区春日一丁目16番21号、公益財団法人文京アカデミーを指定するものでございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31までの5年間でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 大変ありがとうございます。非常に、文京区の文化芸術活動を中心に担っていただいていることに感謝申し上げます。

それで、すばらしいということなんですねけれど、1点、大ホールの活用についてです。

文京区内には、本当にたくさんの文化芸術活動をされている団体がいらっしゃいます。区内のね、いらっしゃいます。その方々が、ぜひ、大ホール、場合によっては、ちょっと規模の小さい小ホールも含めてなんですねけれども、どうしても区民の方が利用したい、活用したいということになると、土日が利用したくて、抽選するんだけど、なかなか難しいというのがあったり、場合によっては、文京区外の施設も活用しなきゃということで、あっちこっちに抽選に回ったりしているという話を聞きます。

で、もちろん、公平公正というのは原則だとは思いますが、文京区内のずっと歴史も含めて、活動されている団体に、何らかの優先というのか、あるいはちょっとルールを加えるなり、そういったことも、ちょっと私はあってもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 今、委員から御指摘のありました大ホール、小ホールもそうなんですねけれども、利用が9割超えのところで、特に週末については抽選でなかなか当たりにくいというようなお話を聞いてございます。各団体の方々につきましては、区でやっておりま

すいろいろな活動成果を発表する場も提供してございますが、なかなかそういう場で取れないということも聞いておりますので、ただ、優先的にというところはなかなか難しいところなので、研究課題かなと考えてございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 その度合いというんですかね、私、すばらしいなと思ったのは、先日、このウインド・オーケストラ、佐渡裕指揮の公演、御案内いただいて、私としては初めて見させていただいたんですが、夜の7時開演なんですね。私、6時40分ぐらいに貨物用のエレベーターで降りようとしたら、職員の方が自分でチケット買われたんだよね、握りしめて、いそいそと会場に入っていく姿があったりとか、それから、ちょっと驚いたんですけど、この方は世界的に有名な指揮者の方でいらっしゃり、その演奏家も、演奏されているシェナ・ウインド・オーケストラというのも日本で指折りの楽団というふうに。で、各学校に指導の協力をいただいたり、文京区にも大変すばらしい協力いただいて、そういう企画を文京区が、区というか、アカデミーが行っているということには本当に感謝します。

で、最後にも、この演奏の中に、最後の曲に、参加者の方が楽器を持ってステージに上がって、一緒に演奏されているという、その光景を見まして、いや、なかなかすばらしいなというふうに正直言って思いました。つまり、それぐらいの愛されているし、アカデミーの企画としてもすばらしいというふうに思っていますので、ぜひ、区民、研究というのは、あくまで研究で終わっちゃうこともあるじゃないですか。研究からもう一つ、検討とか、検討から実施とかという、ワンランクちょっと考えていただいて、ぜひ区民の方の要望に応えるような、これからすばらしいホール、あ、それからちょっとホールの宣伝しますと、アカデミーの回し者じゃないんですよ、私。いや、これ事実なんんですけど、演奏されている方にたまたま、演奏というか、音楽をやられている方に伺ったら、今ちょうど文京、この大ホールのような施設が東京都内でなくなっているんですね。松山千春が最後の演奏を行ったという、新宿厚生年金会館もなくなり、中野サンプラザもなくなりというような、そういう中で、約2,000人規模のホール、なおかつ、文京の大ホールって、あれ音がすごくいいんですね。私は素人ですけれども、それで非常に人気もある。そういうところでぜひ演奏したい、ステージに立ってみたいという、そういう文京区の区民の方の声をぜひ大切にして応えていただきということを述べて、質問2個あります。

○白石委員長 それでは、吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 今、委員からありましたシェナにつきましても、財団の方の提携

団体、4団体のうちの1つということで、いろいろ協力していただいて、アウトリーチ事業についても協力していただいているので、非常に感謝しているところでございます。

ホールにつきましては、委員が言っていただいたように、シビックホールはかなり音響設備的にも評価されていると認識しておりますので、そのような機会があれば、検討してはいきたいと考えてございます。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

宮野委員。

○宮野委員 先ほど浅田委員のほうからありました、区民のホール利用について、ちょっと関連して質問させていただきたいんですけれども、やはり課長がおっしゃったように、90%以上の利用があるということで、私も区民の方から、ホールの利用のしづらさ、抽選の倍率の高さというのは、嘆きの声を聞いておりまして、私自身も、実はピアノの教室をやっているので、地域のこうした同じような小規模の教室と連携をして、一緒に小ホールでピアノの発表会をさせていただいたりとか、こうしたこと也有ったんですけども、やはり子どもたちの生活リズムを考えて、日中利用したいけれども、やっぱりどうしても土日だと夜しか取れないですか、それも抽選次第というようなところもあって、でも、今の公益財団としての公共性を考えると、今の運営は致し方ないのかなとも思う中で、アカデミーとして、公共のホールですね、アカデミー施設で言う音楽室のようなものではなくて、ホールとしての施設で、こうした利用率も踏まえて、拡大拡充していくというような検討というのは行われたことってあるのかどうか、教えていただきたいです。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 現状、委員から御指摘があったように、実際、大ホールも小ホールも9割以上の利用率というところで、先ほども答弁させていただきましたが、抽選の結果、なかなか当たらないという話は聞いてございます。

利用の拡大拡充というところですけれども、利用の範囲については、もう今、現状できる範囲のところはやっていると考えてございますので、枠を増やすということはなかなか難しいのかなとは考えてございます。委員の御指摘が、例えばほかの場所でとかというお話であれば、なかなかそういうスペースというのは、先ほど申し上げましたとおり、ホールとして使えるところがあとどこにあるかという話になりますし、それもなかなか難しいというところかなとは考えてございます。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

海津委員。

○海津委員 学校施設の、学校側が、学校利用について、ちょっとお伺いしたいんですけど、かつては文京区の小学校、区立小学校に在籍していると、5年生、6年生になると必ず大ホールで歌を歌ったりとか、演奏ができる機会が保証されていました。だけど、最近そうしたことが、だんだん回数も、確実な保証もなくなっているところなんですけれども、今回の業者選定の中では、学校利用、評価項目というものには入っていないというふうな理解をしているんですけども、その理解で間違いないのか。今後、区立小学校の生徒が、本当に誰もが通うわけですよね、義務教育で。誰もが通っている文京区立小学校、中学校の生徒が、やはり文京区の象徴でもあるシビック大ホールに立って、そこで演奏する経験というのは、何ものにも代え難い、文化教育の礎になると思うんですけども、そうした方向性というのはあるのかどうか、教えていただけますか。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 まず1点目、今回の評価というか、申請の中で学校の利用について評価という項目には、特にはございませんが、学校の利用でいいますと、区立中学校の例えれば合同発表会というものにつきましても、教育委員会のほうから依頼があって、そういう場所は提供してございますので、そういう場は設けてございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 教育委員会のほうで、一定のところがこの区立中学校の中の場をということであるんだったら、本当にそれがどこの学校にもきちんとチャンスがあるのか。それから、何々の部に参加しているから入れますじゃなくて、クラブとか部活動で発表する場ということだけではなくて、本当に学校行事としての中で、そこの何学年生は確実に大ホールのところで発表できますよというのが昔あったんですね。うちの子どもたち、今、30前後の子どもたち、二十四、五の子どもたちぐらいまでは、そういうふうにあったんですね。それはとても大きな体験でした。やはり本物の場で舞台に立つというのは、それもシビック大ホールですから。そこは、やはり文京区の教育行政としてもしっかりと連携を図っていただきたいし、学校行事などで舞台に立つチャンスをぜひ求めていっていただきたいし、実現するようにお願いをしておきたいと思います。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 今、申し上げました区立中学校の合同発表会につきましては、聞いていますのは、全部の中学校にお声がけして、参加希望のある学校が御参加されて、大ホ

ールを体験してみたいというようなものについては、やっていただけるような話は聞いてございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 1つは、事業者選定の記録を見たときに、審査結果の点数、得点のところを見ると、100点満点に換算すると、60点台というのが、幾つか項目があるんですよね。それで、1つ、私は気になったのは、これは二次審査のときに、そのホールの事業計画についての提案について、質疑に対して明確な回答であったかという項目が、これが一次、二次通じて一番低くて、60点なんですよ、100点満点換算すると、60%ということなんんですけど。それで、選定委員会の議事録を見ると、今、質疑にあった利用率のところについての質疑で、こういうのがあるんですね。ホールと、地域アカデミーの利用者と利用者率はどうなっているのかと。また、5年後どのように変化すると想定しているのかと、こういう質問があるんですね。それで、地域アカデミーの利用率というのは大体6割ぐらいだけど、ホールは、大小ホールは、稼働率9割を超えていましたと、こういうふうに回答があるんです。

それで、私、これを読んだときに、5年後どのように変化すると想定していますかという質問に対して、これ議事録上はですよ、回答が書いてないんですよ。こういうことが先ほど言った60点、質疑に対して明確な回答であったかというところが、60点になっていることなのかなというふうに思ったんですが、実際にこの5年後についての想定というのは、回答があったんですか。それから、もしあったとしたならば、どのように回答がされたのかというのを明らかにしていただきたい。

それから2点目に、今、質疑もほかの方ありましたけれども、私も大ホールについての区民利用の割合をこのとき質疑されていて、大ホールは、他区と比べて、区民利用の割合が低いと書いてあるんですよ。これ実際、区民利用の率ってどれぐらいなのかと、これをお示しいただきたいというのが2点目。

それから、私も、先日11月7日に佐渡裕さんのシェナのコンサート、聴かせてもらいました。最後の演目は、「星条旗よ永遠なれ」でしょう。それで、観客の方が楽器を持ってきて、舞台で一緒にどうぞというので、吹奏楽なんだけど、バイオリンの方も出てきて、佐渡さんもバイオリンもあるのかなんて言っていました、喜んでいましたけれども、企画はどんどんこういうふうに発展してきたんですというふうに経緯もお話しされていて、私もそうなんだというふうに知りましたけど、すばらしい公演だったと思います。

そういう公演がきちっと維持発展していくということを考えたときに、やはりこの財団

の指定管理料というのが適切に計上されるということが必要だというふうに思うんですね。

それで、今回の上限額というのは、2億4,129万5,000円ということで提案されていて、これは私、縮減しろと言っているわけじゃないですよ。仕組み上、縮減額がゼロなので、加点としては、4点という最低になっちゃうんだけれども、今、とにかく人件費、物価高騰というようなことで、大変なことになっていて、こういう文化の分野では、こういう文化水準、事業の水準を維持するためには、きっちりとした指定管理料の金額が必要だというふうに思います。

そういう点で、今回の指定管理の5年から、公契約条例の適用にもなるということで、予算編成方針においては、公契約条例の適用になる場合には、適切に見積るだったかな、要するに、ただ、公契約の入件費の水準とか非常に低いので、それでどうなのかという議論はもちろんあるんですけどね。そういう点で、この2億4,129万5,000円というのは、これで合意している金額だから、これでできますということなんだけれども、今回初めて公契約適用の下で、事業者選定ということなので、ここについての予算編成方針との関係で、どのように適切にこういう金額が出てきたのか、説明を聞いておきたい。

最後に、こういう文化水準を維持するには、やはり財団の職員、こういう分野に精通する固有の職員の確保というのが、以前から課題になっていたというように思います。で、実は、先ほど紹介した審査の点数づけのところで、やっぱり60点台のところというのが、先ほどの説明のところのほかに、例えば人員体制の適正化とか人員配置計画は適正化というのがあって、ここが65点、68点とかというふうに若干低いんですね。大体80%台とか70%台というのが主流なんですけれども、平均が73点だから、この人員体制のところが65点、68点というのは、若干、相対的には低いということになるわけですけれども、以前から課題になっている財団固有職員の確保というのは、目標が何人とかっていう計画になっていたと思うんですよ。それはもうそろそろ100%、一応達成ということになっているのか、まだその途上なのか、その到達をお伺いします。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 まず1点目の5年後の見通しというところについては、なかなか難しいところもあったので、具体的にどういうイメージというところは、具体的にはなかつたのが現実でございます。

ただ、今後の成り行きのところで、どうやっていくかという提案につきましては、現状のいろいろな、様々やっている文化事業の継続であるとか、新しい取組というの説明があつ

たと認識してございます。

2点目の大ホールの区民の利用頻度、利用率というところですけど、概算ですけど、大体5割前後かなとは考えてございます。区民の利用される方のイベントについては、アカデミー推進課のほうでもいろいろ、様々事業をやっておりますが、規模的に小ホールでやることが多いので、そちらのほうの利用率のほうが高いのかなとは考えてございます。

3点目、指定管理料のところですけれども、健全かどうかというか、合意した金額なので、こういう形で決まっているというところではございます。人件費等々の高騰が今後見込まれるものについては、財政当局とも打合せをしながら、次期5年間の中でどれぐらいになるかと見越して、指定管理料を決めてございますので、そこについては、見通しのところがあるのかなとは考えてございます。

最後の財団の職員のところですけれども、人員配置については、おおむね固まっていっているとは考えてございますが、副委員長御指摘の、プロパーの職員のところをどう育成していくかというのは、今も現状、引き続き頑張ってやっているところだとは考えてございます。

○白石委員長 これで質疑を終了させていただきます。

それでは、議案第50号、文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 今、質疑を聞いていまして、稼働率が9割のホールということで、大変すばらしいことだなと思っていますし、今、現状として、都内の様々なホールが改築をやっていて、なかなか会場が取れないということで、シビックというのもあるのかなと思うんですが、それも踏まえた上で、これからもしっかりとそういった文化芸術の発信地として、シビックホールには頑張ってほしいなと思いますし、先ほどの議論の中で、あれ本当は質疑で聞けばよかったですんだけれども、区民の優先予約枠みたいなものは持っていましたっけ。

○白石委員長 何言ってるのよ。態度表明で質問なんかできない……。

○名取委員 分かった。失礼いたしました。

というのも考えていただいて、区民のニーズにも応えられるようなホールの運営をこれからもしっかりとやっていっていただきたいと思います。賛成いたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 大ホールをはじめ、施設の管理や運営についても、文京区の内外からも高い評価をいただいている、すばらしいことだなというふうに思っています。

また、こういった施設を有していることについても、誇らしい気持ちでいっぱいあります。

今後も、区民の皆様や利用者の皆様の学習や文化拠点として、生涯学習の充実、振興を図っていただくように要望し、公明党、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAは、賛成をいたします。

1点、お願ひは、関連してくると思うんですが、今度、文京区制80周年記念事業というのがありますよね。その中で、ぜひ、アカデミーの持っている文化芸術に関するノウハウも合せて一緒に、文京区民が参画できる、そういった内容にぜひお願ひをして、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 第50号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 文京アカデミーについては、ホールでの公演事業では、海外オーケストラの招聘事業から区民参加公演、避難訓練コンサートやバックステージツアーなどまで幅広い事業を進めてきてくださっておりますし、子ども宅食や茗荷谷クラブの利用者をホールでの公演に招待する取組など、公益財団としてふさわしい事業を数多く行ってくださっていることを評価しております。

アウトリーチ事業や生涯学習、貸館業務などにおいても、指定事業、自主事業ともに工夫をされて、適切に運営してくださっていると認識しております。

前回の委員会で、一部のアカデミー施設におけるピアノの調律頻度については要望させていただきましたが、利用者の意見をよく聞きながら、適宜適切な調律、設備管理が行われるようお願ひをいたしまして、議案第50号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 子どもたちが本物の舞台に立ち、光を浴びる経験は、学校教育では代わりの利かないものです。シビック大ホールが文京の子どもたちに開かれた場所であり続けるよう、今回の指定管理においても、その方針を明確にしていただくことを要望いたしまして、区民が主役の会としまして、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第50号について賛成をいたします。

先ほど質疑のときに聞きましたように、事業の水準の維持向上という点では、公契約条例適用の下、しっかり財政措置をするということを求めておきたいと思います。

大ホールの利用については、区民利用5割ということでしたけれども、私の経験上の記憶からいくと、ちょっと高いんですよね。だから、区民割引というのが必要なんじゃないかというふうに思います。

ただ、あれほど大きいホールの必要性ということについては、私たち、従来から申し上げてきた観点があります。自治体ホールとしての適切な規模というようなことで、この間議論があった。で、現在に至るということあります。

利用が今5割ということで確認できましたので、その点については、やはり利用促進ということから考えれば、料金の割引とか値下げとか、区民についてのね。そういう対応が求められるんじゃないかなというふうに思いますので、そのことはお伝えをしておきたいというふうに思います。

○白石委員長 議案第50号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案可決すべきものと決定させていただきます。

次に、議案第37号、令和7年度文京区一般会計補正予算。

説明及び質疑については、歳入・歳出一括して行うことといたします。

提案理由の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、補正予算について御説明申し上げます。

議案第37号は、令和7年度文京区一般会計補正予算で、本年度第3回の補正でございます。

7ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和7年度文京区一般会計補正予算。

令和7年度文京区の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ258万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,680億7,629万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の12ページ以降に記載のとおりでございますが、歳出につきましては、21ページに記載のとおり、大塚四丁目の土地及び建物取得に係る不動産鑑定に要する経費を計上するものでございます。

歳入につきましては、一般財源として、全額、繰越金を計上しております。

議案第37号の説明は、以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 今回、第3回ということで、補正予算を組んでいただきました。その内容についての、大塚四丁目の土地及び建物取得に係る不動産鑑定費ということで、258万円というふうに今、伺いました。対象となる不動産について、もう少し詳細に教えていただけたいというふうに思います。また、今後の活用の方針についても、お伺いいたします。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 ただいま御質問ございました、既存の建物に関する御質問でございます。

既存の建物につきましては、昨年度まで有料老人ホームとして運営されていたもので、現在は廃止されている施設となってございます。こちらの建物につきましては、建物の内容は、地上3階建て、地下1階の建物となってございまして、造りといたしましては、鉄筋コンクリート造りの建物となってございます。

また、土地につきましては、敷地面積が約730平米程度というところになっているところでございます。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 今後の活用方針について、お伺いしております。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 失礼いたしました。今後の活用方針につきましては、民間事業者のほうで運営しております、区内の介護施設につきまして、こちら築年数は一定程度経過しているというような物件が存在してございまして、後々、改築、また改修に諸課題があるものというふうに認識していたところでございます。

今後、その改築改修を行うに当たりまして、居ながら工事に伴う利用者の負担であったりだとか、工事期間が長くなります代替地確保、そういったところは、事業者に対して支援が

できないかというところで考えたところで、今後の改修改築に係る代替施設として活用できればというふうに考えているところでございます。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 その主な介護施設の中身については、触れられるでしょうか。

○白石委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 対象となる施設につきましては、今、部屋数が21部屋という形になりますので、あまり大きな建物の改修で使うということが難しいというふうに考えておりますので、区内にありますと、認知症のグループホームの改修ですとか建て替えのほうに活用ができるんじゃないかなというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 詳しくありがとうございました。介護施設の中でも、大きいものはなかなか難しいということで、21部屋程度ということありますので、認知症のグループホームのときに使われるというふうに今、確認をさせていただきました。

建物解体施設に活用する場合は、どのくらいの使用期間と見込んでいるんでしょうか。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 現在、この既存の建物につきましては、2004年の竣工ということで、築21年の建物となってございます。こちらの建物が鉄筋コンクリート造りというような形になってございまして、公共施設等総合管理計画の考え方から基づきますと、約60年ぐらい一般施設として使えるだろうというふうに考えているところでございますので、残り40年間は、建物の軀体として使える建物だというふうに考えているところでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 40年、そうすると、いろんな一時移転のときに入れ代わり立ち代わり、そこまで頻度があれするか分かりませんけれども、かなり先まで使用ができるのかなというふうな確認をさせていただきました。

債務負担行為のことも少し触れさせていただきたいんですけど、10ページに1億1,900万円ということでございますが、この内訳については、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。土地の金額、建物の部分、また、ぜひ、特別交付金、引っ張ってきていただきたいというふうな要望、東邦音大のときにもさせていただきましたけれども、この件については、いかがなのかということと、東邦音大の話も今しましたけれども、こちらの特別交付金の獲得、いろいろ汗をかいていただいていると思いますけれども、そのあたりの結果、いつ分か

るのか教えてください。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 債務負担行為の中身につきましては、ちょっと相手方のこともありますので、ちょっと詳細は申し上げられないんですが、一応項目としては、土地と建物と不動産取引の手数料、そういったところが入っているところとなってございます。

あと、特別交付金の状況ですけれども、御承知のとおり、今回の、本年2月に開催された財調協議におきまして、配分割合が変更されまして、結論、その23区全体で約140億円のパイが増えたところとなっております。財政課としましても、そこに力を入れまして、一定多くの特別交付金に係る申請を行ってきたところです。

東邦音大の土地のほうの算定も含め、今後、一定の全体の特別交付金の規模感としては、2月補正でお示しをできるかなと思っておりますけれども、実際に具体的な算定の結果が示されるのが東京都からの3月下旬となっております。なので、その結果につきましては、3月下旬以降にまた公の場でお示しできればと思っております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。確かに財調協議で140億円増えているということで、期待をするところでございますけれども、2月補正のときにまたお示しいただいて、3月下旬の結果、楽しみに待っております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

名取委員。

○名取委員 今、田中委員の質疑の中で、今後使っていく方向性はよく分かったんですけれども、40年間、今まま使っていけるということで、その建物としてですね。で、今は介護施設関係の種地というか、建て替えのときの場所というイメージでやっていきますが、今後40年って、結構長いスパンの中で、これが介護施設だけじゃなくて、ほかの施設の建て替えのときにも、可能性としては考えられるというふうに見ておいてよろしいんでしょうか。そのあたりの考え方を一つ教えていただきたいんですけれども。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 これまで老人ホームとして使われてきていたというような経緯がございまして、造りもそのようになっているということで、まず一番親和性の高いところで、媒体施設としてしばらくは使っていきたいというふうに考えているところで

ございます。

区内の介護施設で、複数、改修が必要なところというのは、今後も生じてまいりますので、そこをローテーションして活用していきたいというふうに考えているところでございます。

建物の位置として、将来的にはなりますけれども、東邦音大の横に位置しているというところもございますので、そこは購入するに当たっても、教育委員会ともお話をしていたところではございますけれども、遠い将来のところでは、そういった横の土地等の活用も含めて考えていくこともあり得るのかなとは考えてございますけれども、当面は介護利用でということで考えているところでございます。

○白石委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございます。よく分かりました。将来的に、東邦音大との土地との一体的な開発なりというのは、我々が生きている間にできるかどうか分かりませんけど、あ、私がね。私が生きている間にできるかどうか分かりませんけれども。ということで、しっかりと、こういう土地とか建物を持つて、すごくいろんなことで有益に活用できるし、土地のない文京区で、こういう話をしっかりと捉えながら、前に進んでいっていただけるというのは、大変感謝しておりますので、ぜひ有効に、今後、何十年間か使っていただきたいと思います。

以上です。

○白石委員長　海津委員。

○海津委員　私のほうからは、今、遠い将来ということでしたけれども、一体的な活用も、東邦音大との土地とともに考えていくということだったんですけども、そのところでお尋ねしたいのが、これ本当に隣地で、地図を見ると、私道、東邦音大の敷地とも本当に壁一つで、行き来できるかと思うんですが、こうしたところからすると、これから、今、東邦音大のほうで解体なり何なりして、仮設校舎として整備、設計が進んでいるところかと思いますが、そうしたときに、例えば春日通りに出なくとも、敷地内を通して移動ができるとか、そうしたことでもちゃんと視野に入れたことを考えられているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○白石委員長　岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長　音大の整備に当たって、こちらの土地が活用できるかというところでは、恐らくできないかと思ってございます。まず、土地の形状も、高さも大分違うというようなところもありますので、そこら辺の整備が整った後に、何か活用がで

きるのかなというふうに考えてございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 もちろんそうなんですが、行き来が、やはり簡単にできるようにしておくのは大事だと思いますし、例えば今回、特養の改修ではなく、グループホームのこの形状からすると、グループホームの改修のところの仮設として使うということだったと思うんですが、そうしたときに、やはり慣れたところで過ごされた方たちが、移動して新たなところで暮らすというのは、結構なストレスがたまりますよね。今の文京区の介護施設で、特養なんかもそうですが、グループホームも大体そうかと思いますが、入ったらそこから日中出ることは、ほとんど365日、なかなか難しい。御家族が来て、散歩に出たり、一時的に帰宅するということはあったとしても、日中そこから外の空気を浴びたり、出るということは、なかなか今の介護人材の数だけでは、実際難しいところなんですよね。

そうしたところで、やはり不慣れなところに来られた方、数か月、どのぐらいになるか分かりませんけれども、その方たちが、お子さんたちが過ごしているところに散歩に行って、何か刺激を受けるとか、一定そうした環境整備、せっかくなので、やはりそうした入られている方々の日常の生活の質を上げるということは、やはり文京区のこれからちょうど設計していくところなので、考えていく必要性はあるかと思うんですけれども、そのあたりどうお考えになるか、教えてください。

○白石委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 確かにグループホームで生活をする環境でございますが、一ユニット、5名から9名のユニットで、部屋の中でお過ごしをいただくという形が多いということでございます。ですから、外に出ることはあまりないということがございますが、今後、散歩ですとかそういうところにつきましては、事業者のほうがどういうふうな形で運営をするかということになりますので、そういう形の御提案があれば、少し相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったかと思うんですけども、当然そうだと思います。なので、私が申し上げたいのは、散歩に外まで、遠くまで連れ出してということだけではなくて、せっかく隣に新たな文京区としての公共施設、学校の仮設校舎ができるわけです。そのところに出かけていって、少し過ごすとかというやり方はあると思うんですね。なので、やはり学校設計の中、それは高齢者の方々だけではなくて、地域開放として

も、好ましい環境にもなるかと思いますし、だから、申し上げたいのは、介護保険課として、そうしたことの、区の、当然、教育委員会としてもですよ、そういうことを想像してつくるのが当たり前だと私は思いますが、気づきがないとつくれないかもしれませんので、しっかりと福祉部としても、教育委員会のほうに、そうした高齢者の方々も活用、利用ができるような、散歩に行って、少し気分転換なり何なりができるようなことも考えて設計をしていただきたいということを要望していただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。

再度……。

○白石委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 昭和在宅サービスセンターのほうも、昭和小学校のほうに併設されているという形がございますので、教育委員会のほうと福祉部のほうで、そういった御要望ですとか、事業者の方からというお話とかもあれば、教育委員会のほうと連携を図って対応していきたいと思っています。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、事業者から出なくとも、それは高齢者が過ごす環境整備としても必要なことかと思いますので、文京区からも積極的に提案をお願いしたいと思います。

次に、購入想定額なんですけど、打合せ記録等を読むと、今、223坪ぐらいで、路線価ベースだと7億4,000万円、不動産実績ベースだとおよそ11億円ぐらい。でも、これが大体、5月とか7月ぐらいに出されたものなんですね。これで、今、結構、数か月たつとかなり上がっちゃったりしていることもありますので、そうしたことを考えたときに、今、この不動産鑑定実績ベースがおよそ11億円なんですが、これがもう少し膨れ上がるということはあるのかどうか、そこをお聞かせください。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 委員御指摘のとおり、昨今そういった不動産の相場は上昇の傾向はございますけれども、今回、補正予算を計上するに当たりましては、今回、補正予算でも御審議いただきます、この不動産鑑定ですね、鑑定経費も向上しておりますが、不動産鑑定を実際に行いまして、ただ、スケジュール上、いわゆる鑑定の最終成果物ではなくて、途中段階で、鑑定の方向性が出た段階で、いわゆる速報値的に価格の情報を鑑定士のほうから確認いたしまして、それをベースに今回、予算案として計上しているものでございます。ですので、一応、これ以上、上がることは考えておりません。

○白石委員長 続きまして、宮野委員。

○宮野委員 東邦音大の跡地を今年度取得したことに続いて、今回は所有者の方からの情報提供がきっかけでの隣地の取得、また、小日向台町小の北側隣地の取得も区民の方からの情報提供で実現しているなど、今年4月に用地施設マネジメント課が発足して以来、区の用地取得に対する積極的な取組が区民の間にも広がって、成果を挙げているものと受け止めております。今回は、介護ニーズへの対応が可能なものですし、将来的な公共施設活用の可能性をさら広げるという観点からも、用地取得に対する積極的な姿勢は一定評価させていただきます。

一方で、非常に大きな金額が動く土地取得について、区がどのような方針を持って、どの程度まで区有地を増やそうとしているのかという、全体像がいま一つ明確に見えてこないなというふうに感じております。

総合戦略や公共施設総合管理計画などにも、用地取得の量的な目標ですとか、優先順位というものは十分に示されていないと認識しております。区が、どの課題に対して、土地が不足していて、どの程度の規模の確保を目指しているのか、お伺いをしたいと思います。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 今後の公共用地の確保等についての御質問でございます。

様々、行政需要が増える中で、区のほうの窓口や区民の声等で頂戴してございます喫緊の課題というようなもの、こういったところを解決するために、既存の施設の活用はもちろんのこと、今回のように用地取得をすることで、行政需要に対する課題解決ができるというのもございますので、それにつきましては、適宜、情報収集をしながら対応しているというところでございます。

したがいまして、あとどれぐらい区の敷地があれば足りるのかというようなところは、なかなかお答えはしづらいですし、今後の計画にも書きづらいことかなというふうには考えてございます。

ただ、なかなか量的な目標というところでは申し上げづらいところではございますけれども、御懸念のように、買えば買うほどいいか、それは今後の財政の問題もございますし、人口推計、動態などもございますので、そうしたところは、我々企画部門といたしまして、公共施設の適正活用というようなところも、公共施設の総合管理計画のほうでも記載してございますので、そういった方針にも基づきながら、適正化が図られるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。課長もおっしゃっていただいたように、やはり土地取得に関しては、大きな財政負担が伴うものであって、やはり場当たり的に積み上げていくということはあってはならないというふうに認識しております。こうした土地取得に関して、マネジメントの部分についてなんですかけれども、例えばほかの自治体を見ますと、例えば熊谷市ですと、施設マネジメント課が中心となって、市が保有する資産全体を計画的に管理していく仕組みを整えていて、多様なアセットマネジメント、資産の観点からのアセットマネジメント手法を組み合わせながら、限られた財源の中で、サービスの水準を維持していくという方策を検討しております。

また、企画政策部ではなくて、施設管理部にそのようなマネジメント課を置いている自治体もありますし、あと、アセットマネジメントについて、定期的に組織横断的な協議を行うような会議体を設置している自治体もあります。

文京区は、公共施設等総合管理計画が定められているんですけれども、やはり現在の計画のみですと、あくまでその既存の各施設を軸とした施設ごとの管理計画となっていて、移転などの機会はあると思うんですけれども、中長期的に見た統廃合ですか、複合化、広域化、ソフト化、それから公民の連携など、区有地の確保と同時に、公共施設全体の最適化について、より効率的効果的にマネジメントしていくという取組が、まだ十分に行われているとは言い切れないのではないかと感じております。

そこで、3点伺いたいんですけども、公共施設全体の最適化に向けての現在の区の取組の自己評価を伺っておきたいのが1つです。

それから2つ目に、現在、用地施設マネジメント課は、担当課長お1人という形で、頑張ってくださっているんですけれども、マネジメントの部分をさらに分厚くできるような組織体制の検討も必要になってくるのではないかかなと思いますけれども、その辺の認識を伺いたいです。

そして最後に、用地取得ですか施設の更新、それから財政や都市計画、それから福祉的なニーズなどの幅広い分野をまたぐ議論が不可欠というふうに思いますので、先行事例を参考に、庁内で横串を刺して、こうしたマネジメントの検討を進めるような会議体の設置も検討すべきではないかというふうに考えるんですが、御見解を伺いたいと思います。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 今後の公共施設の最適化というところでございます。

自己評価というところでございます。これまで、建物の情報だとか、維持保全に関する情報につきましては、施設管理部を中心に、各施設の所管部署のほうで、それぞれ管理をしてきたといったところもございまして、管理計画で1つ横串を通していっているところではございますけれども、全体像の把握が難しかったというところは、課題認識として持っていたところでございます。

そういった課題認識から、施設のマネジメントを今後効率的に行っていくと、そういうような考え方から全庁の共有のデータベースをつくっていこうということで、今年度、公共施設マネジメントシステムを、調達を進めてございまして、来年度の稼働に向けて、現在、構築を進めているというところでございます。

こちらを構築することによりまして、中長期的な施設保全計画のシミュレーションなども可能となってまいりますので、といったところで、区が持っている保有する資産全体の最適化というようなところに、活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

あともう一つ、組織体制の部分でございます。今年度、私のこちらのポジションがつくられたことで、一つ推進をさせていこうという、区のメッセージでございますけれども、公共施設総合管理計画にもございますけれども、全庁的な取組体制といたしまして、企画政策部、あと施設管理部がマネジメントの推進部署ということで書いてございまして、そこは連携しながら進めてございまして、マネジメントに関しても、私どもだけがやっているだけでなく、庁内で関係部署が協力しながら進めていけるというところでございます。

委員から御指摘ございました、今後、幅広い分野で、庁内で横串を刺していく必要があるだろうというところでございますが、公共施設のマネジメントの推進に当たりまして、現在も検討委員会というものを庁内の関係部署で構築を既にしてございまして、今後のマネジメントについて、庁内で横串を刺して議論しているというところでございますので、こういった場を活用しながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 御答弁ありがとうございました。新しいシステムも構築途中ということで、その推移を見守っていきたいと思っております。こうした土地取得が、それぞれに今、出てきている状況ですので、これがこの状態のまま続くことは、積極的な取組は評価しているんですけども、区民に対しての見え方というか、量的な目標であるとか、ニーズについて、客観

的にどのぐらい必要で、この金額に見合った、それが土地の取得なのかどうかについての根拠となる部分については、もう少し効果的にマネジメント広報という点でしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、お取組をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○白石委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 今回の認知症グループホームに向けての計画は、本当に私どもとしては歓迎をするものです。ぜひお願いしたいのは、これは新しい事業者さんが運用していただくという、今度選定になると思うんですけれども、ぜひ利用者さんが非常に明るく健康でいられるよう

にという、そういう観点から、やっぱり地域の方との共存というか、お互いに理解し合える

ような、そういう運営法人さんにお願いしていただきたいというふうに思っているんです。

それは、ここが大塚の四丁目がということではなくて、他の自治体で、一般的な有料老人

ホームの運営だったら問題はないんだけれども、これが認知症グループホームということに

なると、やや、地域の方が、「えっ」という声が出たという例も伺っております。だから、

認知症に対する理解ということについて、文京区がこの間ずっと取り組んでこられているわ

けですけれども、ぜひその点についても、地域の方にしっかりと理解をしていただくとい

うこと。それから、そういう地域との交流であったりとかすることが、運営法人さんのかなり

の力量にはよるかと思いますけれども、ぜひそういったことを、区の所管のほうが一緒にな

って取り組んでいって、運営をぜひお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 今回、大塚四丁目の民有地を購入した後に、建て替えですか

大規模改修をする事業者がこちらのほうを使っていただくという形の運営の仕方ということに

なりますので、今現在、地域でグループホームを運営していただいている事業者さんについ

ては、地域と連携を図ってという形で、運営を行っていただいているという形でございます

ので、一時的にこちらの施設のほうに移られた後に、改修が終わってまた戻られたときには、

同じような形で交流を図っていただくという形にしていただければというふうに考えており

ます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 私、決めつけるわけじゃないんですけども、いわゆる一般的老人ホームと認知

症グループホームということになると、結構、地域の方の受け止めが違う場合がある

んですよね。この辺について、しっかりとした地域への受け止めをお願いしたいというふう

に思います。

先ほど、隣の土地が、東邦音大が、これが文京区の教育施設になるということで、そこが利用できるというふうにしたらどうかという御提案もありました。それもぜひ御検討いただきたいと思うんですが、ちょうど敷地の向こう側、距離にしたら50メートルぐらいなんですけれど、大塚公園がありますよね、そこには本当に緑もまだまだ残っていますし、環境もいいです。そういうところに、やっぱり積極的に天気のいい日とか散歩に行けるようなことを、ぜひしていただきたいと思うし、ではそういうときに、地域の方との理解ですよね、しっかりとした理解がいただけるようなことについて、区としても、事業者さんと一緒に対応をお願いしたいということです。御理解いただけましたでしょうか。

○白石委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 こちら、一時的に使う場合につきましても、地域の方と交流を図れるような形に、事業者さんのほうでそういう要望があれば、区のほうとしてもつないでいきたいというふうに考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、補正予算の審議ということですが、土地を買う場合には、その土地に何らかの瑕疵がないかとか、土地の権利関係とか、やはり一目で見て分からない売買物件、商品なので、商品というか、物なので、確認する必要があるというふうに思っております。

それで、今、質疑なかったけど、今回は行政財産として買うというふうに聞いているんですね。東邦音大の場合は、最初、普通財産で買って、行政目的とあって、確定させましたけれども、行政目的は、今、質疑あるように、福祉だということで、高齢者福祉ということで、自治制度の委員会でも聞いております。そういう目的がはっきりしているだけに、その目的がきちんと達成されるかどうか、この土地を購入して。そういう観点で、まず確認したいと思いました。

その上で、私たち区議団で、今度、この対象の不動産の登記簿閲覧をいたしました。そうしますと、これは後で区からちゃんと確認していただきたいんだけども、答弁いただきたいんだけども、土地、建物それぞれについて、根抵当権が設定されているということが分かりました。根抵当権の極度額は、土地、建物それぞれについて、2億6,400万円あります。

根抵当権というのは、民法の368条の2ということで、昭和40年代に法定化されておりますけれども、一定の範囲に属する不特定の債権に、極度額の限度において担保する抵当権と

いうことになりますけれども、こういう難しい言い方すると分からなくなりますけれども、その極度額の範囲で借金のカタに入っているということなわけですね。

この抵当権が、仮にですよ、もし実行されると、行政目的が達成することができなくなってしまうわけであります。だから、そういうのは絶対に避けなければいけないというふうに思うわけですね。

事前にお聞きしましたけれども、地方自治法238条の4というのがあって、これは、端折って言いますけど、行政財産はこれに私権を設定することはできないというふうに書いてあります。つまり、ここで言う私権というところに、当然、根抵当権は入るわけであります。

で、お聞きしたいんだけれども、自治制度でうちの千田委員が聞きましたけど、根抵当権がついたままでも、一般論としては、自治体が土地を購入することはできますということでありました。今の自治法の条文をきちんと読めば、私権がついたものを買っちゃいけないと別に書いてないわけですね。だけども、先ほど言ったように、行政目的が実効されるのかと、ここをきっちと担保する必要があるというふうに思うんですね。

これ議案としては、この規模の不動産だと、売買の議案ということにはならないというふうにお聞きしていますから、今日この時に、きっちと確認しておく必要があると思うんですね。

この大塚四丁目の739平米のこの私有地を買うと、建物付きで買うという場合に、売買契約の調印から代金の支払いに至るまでの順序、その中において、この根抵当権が設定されている、これの抹消というのは、どういうタイミングで行う予定になっており、そのことは、売主とどのように合意が今されているんですか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 副委員長おっしゃるように、そういった根抵当権などの担保物件などが設定された不動産を仮に買ってしまいますと、当然、土地の権利関係は不安定になりますし、購入した側の有効な活用が困難となって、取得の目的が達成できなくなるおそれがあるので、基本的には、そういったものの今まで購入することは考えておりません。

では、具体的にそれをどう担保するかというところなんですが、まず、区が土地を取得、不動産ですね、土地、建物を取得する際には、公有財産管理規則に基づきまして、今後締結する売買契約のそのタイミングではなく、売買契約を締結した後、財産の引渡しを受けて、かつ登記を完了した後でなければ、その対価、代金を支払うことができないというルールになつてございます。

ですので、本件につきましても、今後の予定されているスケジュールといたしましては、まず最初に、売買契約を締結いたしまして、このタイミングでは、代金は当然お支払いはせず、その後、区側と売主様の側で協議をしまして、実際に引渡しを行う日を設定いたします。その引渡しを行う日が来ましたら、そこで、その引渡しの時期に、一応、今度は所有権移転登記の申請を行います。登記自体は、およそですけど、申請してから約1か月程度で完了いたしまして、その完了した登記には、引渡日に所有権が移転したというような内容が書かれる予定です。

この流れの中で、私どもが今、考えておりますのが、この引渡しまでの間に、もしそういった根抵当権等の抵当権ですとか私権が設定されていた場合には、それは外していただくよういうことを考えておりまして、それは具体的には、その売買契約の契約書の中に今後盛り込んでいく予定でございます。ですので、そもそも引渡しまでの間に抵当権等を、根抵当等がもしあれば、抹消していただくという流れをつくっていく予定ですので、まず、一定、そこできちんと適切な状態で土地を取得して、代金を支払うという流れを考えているところでございます。

あわせまして、これまで売主様と我々区側の交渉の中で、間に今回は仲介業者も入っておりまして、こういった不動産取引の専門家も入っておりますので、こういった土地の取引におけるそういうものがもしあれば、抹消する必要があるというところは、区のみならず、仲介業者、売主様も認識した上で、誠実に交渉してきておりますので、具体的な期限というのは定めておりませんが、このような流れの中で、今後、売主様側において、抹消手続がなされるものと認識しております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今の最後のところですけれども、順番は分かりました。順番は、不動産の土地建物の引渡し、ないしはその後の所有権移転登記の申請の、いずれも前に、根抵当権の抹消を行うという御説明ですね。

ただ、今、一番最後のところ、それを期限を定めずというふうにおっしゃいましたけれども、これ期限を定めておく必要があるというふうに思うんですね。その理由も言いますけれども、先ほどの自治法の238条の4というものは、行政財産に私権を設定することはできないしております。しかし、その後段の条文で、昭和40年代に法改正があって、いわゆる擁壁物件といわれるような、地役権とか地上権については、これは設定できるんだというふうに

なっているんです。

ただ、地方自治法の条文解説を、議会の図書室にあったので、それを読みましたら、地役権、地上権は、それは法律で、その当時、高度成長期ですから、下水を造ったり、電線を埋めたりというのが、行政財産でやれると助かるというので、そういうふうになつたらしいんですけれども、そういう擁壁物件を設定するのはいいとしても、それでも行政財産というのは目的に沿って活用される必要があるから、その擁壁物件、地役権や地上権についても、なるべく短くすること。なるべく、それがいつ解消されるのか、ちゃんと想定しておくべきなんだと。これが解釈というか、運用上はそうするべきなんだというように言っているんですよ。

だから、今回も、別に、根抵当権がついているから買っちゃいけないということにはならないんだけれども、根抵当権を抹消する時期を定めずというのでは困ると思うんですよ。税金で買うんだから。定めていただきたい。それを特約として、売買契約に盛り込むというふうにすべきだと思うんです。

そして、もっと具体的にしておきたいんだけれども、今日、債務負担行為でこの売買額を含む予算計上しているわけですね、債務負担行為だけども。この時期にやるということは、事前にお聞きしているように、年度内に契約調印をする必要があるんだと。その後のいろんな対応からも、そういうことはあると思うんです。だから、補正計上いいんだけれども。そうすると、年度内に契約調印をしたら、ということは、年度内ということは、3月中とか3月末だというふうに想定した場合に、それから少なくともいつまでに根抵当権を抹消するという特約を盛り込む見込みなのか、そういう合意に相手方となっているのか。そこをきちっと、スケジュールも示して、説明していただけますか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 失礼いたしました。先ほどの私の説明で1点、ちょっと誤りがありました。売買契約のところで、今、副委員長おっしゃったように、今現在はいつまでにそいつたものを抹消してほしいという話は、今現在しておりませんけれども、今後、締結する予定の売買契約の中で、いわゆる売買契約締結後に双方協議して決める引渡しの日があるんすけれども、引渡しの日までに、抵当権等がもしあれば抹消するようにというような内容の特約といいますか、趣旨を売買契約に盛り込む予定でございますので、一応、その期限という意味では、引渡しの日が期限というふうに考えてございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そこ大事なので、3月末に調印するんだとしたら、要するにいつぐらいなんですか、根抵当の抹消するのは。4月なのか、5月なのか、6月なのか、それきっとね、合意してないというんだったら、本来それは合意して提案すべきだと思いますよ。今、合意してないというんだったら、区の予定は、目標は、いつまでに抹消する予定なのか、それちゃんと時期的なことを示して、御答弁いただきたい。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 年度末に契約を締結、無事した際には、これまでのほかの取引なども参考にいたしまして、おおむねその売買契約を結んでから、およそ1か月後ぐらいが、いわゆる引渡しの日になりますので、そういった意味では、もし3月に契約が締結されれば、4月中には、引渡日が決まりますので、その日までの間には抹消をしてもらうと、抹消されるというふうに認識しているところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それは分かりましたけれども、認識されるというのでは、ちょっとまだ不十分だと思うんですよ。だから、合意によるんですから、契約はね。それと、今の答弁からいえば、4月中ですということになるんだと思うんです。ただ、答弁あったように、私も確認したんだけれども、司法書士とかにね。今、法務局は非常に業務が混んでいて、登記の申請手続をやっても、完了するまで、どんな案件でも1か月ぐらいかかるんですって。だから、1か月以内といったけど、今のスケジュールで、やっぱり3月末に調印したら、すぐ抹消登記しないと、4月の末とかに引渡しということには、その説明の限りでは、ならないんじやないかというふうにも思います。だから、根抵当権抹消の特約をきっと入れるということと、1か月以内にはきっと抹消登記は完了すると。そこまで、完了までいくと、なかなか厳しい話なってくるんですけど、それ実務的には、想定できる範囲だと思いますので、それを盛り込むということを、また後でちょっときつとお約束いただきたいと思うので、そこ答弁いただきたいと思うんですね。

それで、ちょっと先に進みますけれども、まとめていきますけれども、先ほど、今度は建物とか債務負担行為額の11億9,000万円ですけど、土地と建物の内訳は、まだ、相手もある話なので、相手のものなので、示されていないというのは、そういうことあると思うんです。ただ、同時に、大塚四丁目の春日通り沿いということでいいんでしょうかね、現地の路線価の地図を、あれは税務署が出しているんですか、ホームページに出てるのを見ましたら、平米当たりの単価というのは、130万円から140万円ぐらいなんですね。そうすると、今度

の面積で掛け算すると、大体9億後半から10億円ぐらいということになるんです。そうすると、建物の価値というのは、大体、差引きでやると、10億としても2億弱ということになって、築21年ということだから、そういうこともあるのかなという気もする。ちょっとそれ、私、全然分からないんですけどね。

それで、有料老人ホームを廃止して、今日に至るわけですけれども、その廃止届というのを見ますと、廃止の理由がこう書いてあるんですよね。建物の老朽化が顕著であり、事業の安定的な継続と現入居者様に安心して快適にお暮らしitただくことができるよう、移転に適した環境を近隣で確保できたためと。この後段のところは、この事業者さんの事業計画なのでいいんですけども、建物の老朽化が顕著、安心して快適にお過ごしいただくことができるよう移転してもらうんだから、ここでは、安心して快適に暮らすことがなかなか、できないとは言ってないけれども、難しいとか困難とかちょっと支障が出てきているとか、そういう話になるわけですよ。

そうすると、先ほど答弁があった、鉄筋コンクリートの償却期間60年ですから、税法上だと思うんだけれども、あと40年使えますと、軀体は確かにそうだと思うんだけど、軀体はそんな20年で駄目になっちゃったら困るんだけれども、普通、20年ぐらいたちますと、一つは外壁改修というのは絶対必要になってきてている時期だと思うんですね。これ外壁改修というのはやられているんですか。

それから、内部の設備関係の配管、空調、水回りとかというのは、これはもう普通は、特に介護施設なんかは、きっちりしておく必要があるので、ちょっと一発で言うと、もうそれ駄目だと思うんですよ、直さないと。

そうすると、今後必要になってくる改修費というのは、今回の補正額との関係でいくと、差引になっているのか、全然考えてなくて、この後そういう経費がばあっと出てくるのか。いや、違いますと、この廃止届の言っているところの表現と実態というのは、それはちょっと書類上の実態とは違って、そんなに改修費はかかりませんということになるんですか。私が今3つ言った中の一番最初だとすると、差引になっていますという話になると、こそこはちゃんと説明されなければ、予算審議としては成り立たないというふうに思うので、これもきちんと答弁、いただきたいと思うんですけども。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 先ほどの根抵当権等の抹消に関するところでございますけれども、一応、年度末の売買契約を締結した際に、引渡しまでの間に抹消することというものを盛り込みま

すので、そういう意味では、期限をはっきり設けます。具体的な引渡しというのは、例えば先ほども話題になりました東邦音大のケースで申しますと、やはり売買契約を結んでから、引渡日というのはおおむね1か月弱、引渡日から所有権移転の登記申請をいたしまして、副委員長おっしゃったように、いろいろ混雑の状況等もあるかと思うんですけれども、おおむね1か月程度で登記の移転も申請されたという過去の類似のケースもございますので、今回、現時点で考えておりますのが、売買契約を結んでからおおむね1か月後、それは双方協議の上、今後決める話ですけれども、その時期までに抹消していただくということを契約書に盛り込んで、しっかり抹消していただけるようにしていきたいと考えております。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 旧有料老人ホームの廃止届のほうで、老朽化に関する言及があったというようなところでございます。

区のほうでも何回か、内装の状況を見るために見学などもさせていただいたというようなところでございます。確かに廃止届におきましては、施設の老朽化というようなところであったところでございますけれども、その認識といたしましては、事業者が現行の事業を行って、よりよいサービスをするために、老朽化というふうに判断したものというふうに考えてございまして、区内におきまして、より規模が大きくて、移転に適した環境が近隣に確保できたというようなところも併せて聞いているというようなところでございます。

そういう意味から、事業者にとってみれば、今後の事業だとか、サービス提供に当たりまして、より活用しやすい施設のほうに移転されたというような認識で考えているところでございます。

○白石委員長 老朽化は……

（「それが相手の話で、こっちの話……」と言う人あり）

○白石委員長 こっち、区のほうから。はい。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 先ほどの改修費の話かと思うんですけれども、今後、もともと有料老人ホームとして使われていたということで、そのまま施設として活用できるものではございませんので、これから代替機能として使う上でも、一定の改修は必要だというふうに考えてございます。そういう意味から、直すべきところは直すというところをしながら、進めてまいりたいというふうに考えてございまして、そこの費用につきましては、特段、今回の購入費用の中で何か差し引かれているだとか、そういう意味の事実はございません。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、最後のところは分かりました。

それで、最初の根抵当権のところは、さっきの答弁で、そういうふうにしていくというのは、区の方針だということですね。ここで説明したね。改めて後でも言いますけれども、それはちゃんと合意して補正予算化される、提案される必要があるというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それで最後に、9月の議会で、白石議員がこの高齢者の施設について御紹介をされて、質疑をされておられます。その途中の答弁というのは、いろいろ、今、聞いてきたようなところに実は関わることで、白石委員長の得られた答弁については、私、共産党なんだけど、いらっしゃったなんだけれども、その最後ですね、財源のことを答弁もらっているんですね、区長からね。区長の答弁は、行政需要に照らして有効に活用できる物件がある場合には、所有者の意向を踏まえながら、丁寧に協議を行って、国・都支出金等の活用による財源確保に努めて、スピード感を持って対応してまいります、こういう答弁になっているんですよ。

それで、所有者の意向は、今度売却しますということに着地したという御報告だから、それはいいというか、そういう提案なんだということなんだけれども、国・都支出金の活用による財源確保に努めるというふうに、もうこの段階で答弁されているので、これはやっぱり聞いておかなければいけないなんだけれども、今回の補正予算はあくまでも債務負担行為の補正だから、予算額そのものじゃないなんだけれども、先ほどから言っているように、もう売買契約は議案にならないわけだから、予算の審議はそれでまた来年度やりますけどね。そうすると、280万円のほうは、剰余金の残っている分の活用ということで分かりましたけれども、この11億9,000万円についての財源確保というのは、具体的にどういうふうに考えているんですかというふうに聞くのは、もう本当にシンプルな質問なので、きっちと聞いておきたいと思います。

それから、最初の問題に戻るけど、根抵当権がついているということについては、私、登記簿に基づいてお聞きしているので、それは間違いないなんだけれども、そのことにちゃんと区として、そういう担保物件がついている物件なんだと、極度額は幾らなんだと、そのことについても、事実関係としてきっちと答弁をいただきたいと思いますので、そうなんですということであれば、そうですということでいいですから、それも改めて御答弁いただけますか。

○白石委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 9月の区長答弁の件で御質問いただいてございますけれども、9月の時点では、本物件につきまして、購入について前向きに検討していたというようなところでございまして、まだまだ区の執行内容も見えていないような段階ではございました。したがいまして、国・都支出金等も含めた様々な特定財源の可能性も検討しながら、その確保に努めるという趣旨で御答弁したというようなところでございます。

御質問といたしましても、国・都の財源を考えるべきではないかというようなことの御指摘でございましたので、様々検討しながら進めてまいりますということで御答弁したというところでございます。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 少し付け加えになりますけれども、先ほど田中委員に申し上げたとおり、今現時点ではこの土地・建物取得に関しましては、特別交付金のほう、今、検討しているところとなっております。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 根抵当権に関するお話につきましては、副委員長おっしゃったような内容は、区としても認識した上で、交渉、協議等を進めてきたところでございます。

○白石委員長 これをもちまして、質疑を終了させていただきます。

それでは、議案第37号、令和7年度文京区一般会計補正予算について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 議案第37号、自由民主党は賛成させていただきます。

なお、根抵当権の抹消については、売買契約締結段階にて抹消に関する意思の合致を図つていただけるということですので、肅々と行っていただければと思います。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第37号、公明党は賛成いたします。先ほどの審議の中で、様々要望もさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAは、37号、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 37号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 今回の取得については、介護ニーズへの対応ができる点や、将来のエリア全体の土地活用の可能性を広げるものとして、区民にとっての利点が大きいものと考えます。先ほどの質疑で申し上げたとおり、土地取得の方針の整理と公共施設全体の最適化のためのマネジメント体制整備を一層進めていただくことを要望いたしまして、議案第37号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 行政福祉目的で行政財産として取得する以上、区には、どう使えば高齢者の生活の質が最大化するかを最初から検討する責務があります。隣地の小学校仮設校舎の設計においては、高齢者が地域の一員として、子どもたちの気配や活動を感じながら暮らせる、大変貴重な時間にもなると思います。行政財産である以上、生活を守るだけではなく、豊かにする設計が求められてきます。教育委員会とも連携しながら、ぜひ、その視点を忘れることなく、今後の整備運用計画に反映していただくよう強く要望いたしまして、区民が主役の階は賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 補正予算の議案第37号ですけれども、日本共産党、賛成いたします。

行政財産として、高齢福祉の課題に対応する点では、これは大事な執行だというふうに考えます。

ただ、付け加えてお伝えしておきますが、登記の制度というのは、公示の制度といわれるよう、誰でも見れるという趣旨と同時に、いわゆる講学上は、取引の安全とかといって、こういう高額な、また特殊な売買目的物の取引については、どういうリスクがあるのかというのを確認するのは、当然なわけあります。

そのことについて考えれば、地方自治法が示しているところというのは、先ほど言った私権がない状態で買うのがノーマルであって、今回の売買というのは、非常に例外的な対応だというふうに考えるんですね。しかも、質疑の中で明らかになったように、根抵当権の抹消の時期の特約については、まだこれから合意になってくるんだということあります。

そうすると、それは本来であれば、合意した上で、根抵当権付きの物件だということも含めて提案が本来されるべきだったというふうに思います。本来あるべき提案の仕方は、そういう形でやられるべきだったというふうに思いますので、今後の教訓としていただきたいというふうに思います。そのことも付け加えまして、日本共産党は37号に賛成をいたします。

○白石委員長 議案第37号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案可決とすべきものと決定をさせていただきます。

---

○白石委員長 次に、付託請願審査に入ります。

まず、請願受理第42号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願、請願受理第43号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願、以上の2件を一括して議題といたします。

請願文書表の3ページを御覧ください。

---

- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第42号・43号
- ・件 名 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
- ・請願者 42号 文京区本駒込1-2-5ルネ文京白山  
一般社団法人本郷青色申告会  
会長 松岡 隆司
- 43号 文京区小日向1-1-8藤和小日向ホームズ1階  
一般社団法人小石川青色申告会  
会長 赤司 幸勇
- ・紹介議員 ほかり 吉紀 豪一  
宮本 伸一 小林 れい子  
宮崎 こうき たかはま なおき  
品田 ひでこ 高山 泰三  
板倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請願理由  
長期化したコロナ禍に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。

例えば、飲食業や小売業では仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。

このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねません。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和8年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願ひいたします。

・請願事項

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和8年度以後も継続すること。

.....

○白石委員長 この請願は、「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」等の3項目について、令和8年度以降も継続するよう、東京都に対し、意見書を提出することを求めるものです。

御質疑はございませんか。

金子副委員長。

○金子副委員長 請願理由の中に、インボイス制度に関わって、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面が増えているというような書きぶりがあります。それで、これは経済課に聞きますけれども、インボイスの導入によって、中小企業者さんが困っているというふうに率直に述べられているわけですけれども、こういう状況について、区の経済課はどういう捉えを、掌握しているのかということが1つ。

それから、今の請願理由の中に、中段のところに、製造業や、その後、建設業では、資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありませんとあるんです。これについては、私ども、9月の本会議で関川議員が質問をしておりまして、実は文京区の建設業の事業所数というのは、2000年の809社から2021年に527社に35%減っていると。23区の中でも一番の減少率だということで、これ振興策が必要じゃないかというふうに提起をい

たしました。答弁は、都心部の地域特性である土地価格の高騰が要素の一つとして考えられるけど、あと資材費高騰とかということ、あと事業承継の問題等があるんです。後段は、それはどこでもそうだと思うんだけれども、最初の土地価格の高騰というのは、ちょっとよく分からんんですけども、なぜかというと、文京区が65%の、今言った2000年比較の建設業の数なんですけど、荒川区が66%で、あとは大体7割台、8割台が大半で、江戸川区と足立区はちょっと地域が違うけれども、若干増えている区もあるんですよね。

だから、建設業の社会的役割というのをこのとき述べましたから、今日は繰り返しませんけれども、この建設業の減少についての認識というのは、今日、請願にも出ていますけど、9月の答弁の認識というのは、もう少し踏み込んだ分析が本来必要だったというふうに私は思うんだけれども、その後2か月たちますけれども、何か分析されましたか。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 まず、お尋ねの1点目のインボイスのところでございますけれども、インボイスに関する相談に関しましては、制度導入後のところでは、やはり多くの御相談があったというような状況でございます。ただ、現時点においては、区の経営相談であったり、うちの中小企業相談員が回った中で、相談というのは件数としては大分落ち着いてきていると。特段ここに入ってくるような声というのではないような状況でございます。

ただ、今度、令和8年9月30日で、8割の特例控除が一旦控除としては切り替わるといったところもございますので、そこに向けては、やはり相談の中でもその影響がどう出るかといったところは、丁寧に聞き取りながら、支援に努めていかなければならないというふうに感じているところでございます。

2点目の建設業のところでございますけれども、その後のところの具体的な検討という中では、現時点で進んでいるところといったのは、正直ないところではございます。ただ一方で、私のほうで各業界団体の方と意見交換する中で聞こえてくるのが、やはり文京区という狭い土地の中で、なかなか資材を置いたりとか、大きく土地を確保して運営していくというのが、やはり厳しいというようなお声は聞こえてくるところではございますので、そういうところが一定この建設業のところで、なかなか業態として進むのが難しい状況なのかなというふうには認識しているところでございます。

○白石委員長 よろしいでしょうか。はい。

それでは、態度表明をお願いしたいと思います。

請願受理第42号、まずは区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、1項、2項、3項ともに採択いたします。

ただし、意見としまして、毎年同じ請願を十数年近くお出しいただいていることを考えて、これは請願をお出しitただく手間を省いて、意見書として全会派のものとして意見書委員会にかけるというのが、区民が主役としては希望しております。

以上です。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 青色申告者を含む小規模事業者の皆様は、地域経済の担い手として重要な役割を果たしてくださっている中で、請願にもありますように、物価高騰や円安などに直面して、事業継続が危ぶまれる状況にあるということで、都独自のこの軽減措置が廃止されれば、事業継続を断念する事業者が増えて、地域経済全体ですとか都民生活に対して深刻な影響があるという内容には、共感をするものです。

請願事項1から3項にあるこれらの軽減措置は、都民生活と地域経済を下支えするために、都が講じてきた重要な施策でありますので、現在の厳しい状況が続いていることを鑑みて、都に対してその継続を働きかけることを求めるこの請願の趣旨に賛同いたしますので、市民フォーラムは請願事項1項から3項全て採択をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 提出会派でもありますし、必要な措置と考えますので、1項から3項まで採択です。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 やっぱり東京都、それから国に対して、具体的な声を上げるというのは、私は大切な課題じゃないかなというふうに思っています。

AGORAといったとしても、1項、2項、3項については、採択をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 請願第42号、43号の1項、2項、3項ともに、採択をさせていただきます。青色申告者を含む小規模事業者の皆様の取り巻く厳しい環境も、よく理解をし、また、ぜひ頑張っていただきたいと思っておりますので、皆さんで都に対して意見書を出していきたいというふうに思います。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 長期化したコロナ禍により、多くの事業者の経営状況が悪化しております、その後、改善する間もなく物価高騰等が続いておりまして、多くの事業者の経営状況はいまだ

に厳しいものとなっております。

固定資産税及び都市計画税に関わる軽減措置については、令和8年度以降も継続されるよう、青色申告会の皆様が地方議会を通して国に訴えを起こすべく、全国レベルにて活動を展開しております。

我々もその活動を応援させていただきたいと思っておりますし、その活動の成果の実現が図られるためにも、東京都に意見書を提出するべきであると考えております。

よって、自由民主党は、請願第42号と43号、1項、2項、3項ともに採択させていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　日本共産党は、請願の42号、本郷青色申告会の皆さんの請願の請願事項1項、2項、3項とも採択すべきものというふうに主張いたします。

インボイスの導入、消費税の増税、また、この間の物価高騰などで、中小業者の皆さんの苦境というところで、せめてもの請願事項だというふうに思います。

この税制上の措置は、ぜひ、臨時の措置じゃなくて、恒久化するということについても、これは求めていっていただきたいというふうに、それは区のほうにお願いしておきたいというふうに思います。

○白石委員長　請願受理第42号の審査結果について申し上げます。

請願事項1項、2項、3項とも、採択8となりました。1項、2項、3項とも採択といたします。

続きまして、請願受理第43号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員　請願第43号も、先ほどと同様の理由で、1項、2項、3項ともに採択させていただきます。

○白石委員長　公明党さん。

○田中（香）委員　すみません、先ほど一緒に態度表明いたしました。公明党、賛成でございます。

○白石委員長　A G O R Aさん。

○浅田委員　43号、賛成、採択です。

○白石委員長　永久の会さん。

○山本委員　先ほど同様、1項から3項まで、採択。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほどと同様の理由で、1項から3項全て採択いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、請願事項1項から3項、採択いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党、請願第43号、青色申告会の皆さんとの請願事項1項、2項、3項とも採択いたします。

○白石委員長 請願受理第43号の審査結果について申し上げます。

1項、2項、3項とも採択8、全て採択といたします。

続きまして、請願受理第44号、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願。

---

・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第44号

・件 名 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願

・請 願 者 文京区本駒込5-15-12

新日本婦人の会文京支部

支部長 小竹 純子

・紹介議員 板倉 美千代

・請願の要旨 次頁のとおり

・付託委員会 総務区民委員会

・請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。勝ったらもつと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

国は公営ギャンブルの収益を、公共事業や地方自治体のための財源としています。賭博が

違法である一方で、公営賭博は法律による特別の許可と「公益性」があるとして特別法によって例外的に合法化されています。

しかし、そのことがギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる元凶になっています。

区の主要財源は、区民税を主とする「特別区民税」や、東京都からの「特別区交付金」、国や都の「国庫支出金・都支出金」などです。

区の2024年度の決算総括表によると、歳入から歳出などを差し引いた実質収支額は24億円増の80億円となっており、公営賭博関連の交付金の占める割合は非常に小さく、文京区の歳入構成に於いて、公営賭博からの収入は主要な割合を占めていません。

文京区は、今後も、人口増、税収入増が見込まれています。文京区の財政は、公営賭博の交付金がなくとも、区民の生活に必要な施策実現の予算は、区民が一層安心して働き暮らせ、納税することで、十分に健全に賄えるはずです。

公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださいよう請願致します。

・請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

---

○白石委員長 この請願は、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去と、中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去について、関係各方面へ働きかけを求めるものです。

御質疑はございますでしょうか。

山本委員。

○山本委員 ちょっと現状を教えてもらいたいんですけど、最近、競馬をやられる方、結構、ネットでの投票ですか、家で投票券を、登録して簡単に手軽に買えるようなことを聞くんですけども、もし分かればいいんですけど、今、リアルに後楽園オフトに行っているという人たちというのは、どういう人口動態、減少しているんでしょうか。あまり変わらないんでしょうか。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 すみません、今、ちょっと手元に、正確な数字はあれなんですかけれども、恐らく後楽園のオフトで、4%程度だったというふうに記憶しております。（後程、訂正発言あり）ネットの販売がもう9割近くになっているというのが現状で、特にこの数年での大きな動きというのはございません。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 競馬ファンの全体層の9割がネットでということですか。

○白石委員長 畠中総務課長。

○畠中総務課長 すみません、売上げに占める割合ということで、さっき、失礼いたしました。

○白石委員長 よろしいでしょうか。

それでは、態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、公営競技に関連することから、1項、2項とも不採択といたします。

○白石委員長 続きまして、市民さん。

○宮野委員 請願者の文京区を教育と文化のまちとして守りたいという思いや、ギャンブル依存症に対する懸念は理解いたしますが、競馬は競馬法に基づく国の公営競技であって、その撤去は文京区の権限外であるということと、現在の馬券販売の主軸はインターネット経由へと移行していく、依存症対策の重点も、特定の施設撤去ではなくて、オンライン利用者への相談支援や啓発にあると考えております。施設の撤去がギャンブル依存症対策に直結するということは考えておりませんので、1項、2項とも不採択とさせていただきます。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 インターネット投票等々の移行はあるかもしれませんけれども、やっぱり文京区内にでも一定数の競馬ファンの人はいると思いますし、そうした投票所の撤去等は、現実的ではないということも考えますと、やはり1項から2項とも不採択でお願いしたいと思います。

○白石委員長 続いて、AGORAさん。

○浅田委員 10年、20年たつと、やっぱり雰囲気、あるいは風紀も随分変わってきていますよね。間違いなく変わっています。これは昔の話をしてもしようがない。私ちらっとすけど、通ったことはありますけれども、片手にワンカップで、片手に赤鉛筆で、競馬新聞を持ってという、そういうイメージが今ね、僕らのときそうでしたけど、やっぱり随分変わって

きていますよね。その辺の変化、風紀の整備も含めて、後楽園のほう、随分努力をしていただいているということです。

したがいまして、ちょっと現状に合わなくなってきたいるんじゃないかということも含めて、不採択というふうに、1項、2項ともに。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 請願第44号ですけれども、前回同様に、請願の趣旨や、また記載されている内容に賛同することができないというふうに判断しております。また、とりわけ請願理由におきまして、文京区の財政は、公営賭博による交付金がなくても、生活に必要な云々かんぬんという記述がございますけれども、私たちは、そもそも区の財政のために交付金を当てにして馬券売り場の事業が行われているという認識がございません。そういう意味も合せまして、公明党として、本請願に対しまして不採択とさせていただきます。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 今回の請願につきましては、同一の請願者から同趣旨の請願が今まで出ておりまして、その都度議論は尽くされているものと理解しております。

よって、請願第44号の1項、2項ともに、自由民主党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 請願第44号、場外馬券売り場の撤去を求めるということで、これまでどおり、私たちは、文京のまちに必要ないという立場で、採択です。

○白石委員長 請願受理第44号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、2とも、採択1、不採択7、不採択とさせていただきます。

続きまして、請願受理第45号、ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願。

.....

- ・受付年月日及び番号 令和7年11月19日 第45号
- ・件 名 ゲノム編集食品の表示の義務化を求める請願
- ・請願者
- ・紹介議員 板倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請願理由

今、次々とゲノム編集食品が届け出され、販売可能になっています。2025年9月にはゲノ

ム編集トマトの3例目の届出が提出されました。東京都内のスーパーマーケットではゲノム編集トマトに加え、トマトピューレ、ドライトマトといった加工品も販売されています。また、ゲノム編集された魚もオンラインショップで販売されています。

ゲノム編集とは、標的とする特定の遺伝子を壊す技術です。新しい技術であるゲノム編集食品はまだ食経験がないので、食べ続けて問題がないのか誰にもわかりません。今、オーガニック給食に取り組む自治体は全国で増加しており、スーパーマーケットでもオーガニック食材を取り扱う店舗が増えています。これは消費者が食品を選択するときに、「食の安全」を重視していることの表れです。近年、アレルギーやアトピーを持つ子どもが増えています。ゲノム編集技術では、予期せぬ遺伝子損傷（染色体破碎）や新たなアレルゲンの出現などが学会誌で報告されています。子どもがゲノム編集食品を口にしても大丈夫だろうかと不安に思う保護者もいます。

しかしながら、ゲノム編集食品は、国への「届け出が任意」で「食品表示義務がない」ため、私たちは選択することができません。「消費者基本法」には、消費者の「知る権利」と「選ぶ権利」が明記されています。消費者の選択の機会を確保するためには「食品表示」が欠かせません。EUでは、2024年2月に「ゲノム編集食品の表示の義務化」を議決しています。一方、日本では原料・製品・外食産業にも表示義務はありません。種苗にも表示義務がないため、農家がゲノム編集された農作物と知らずに育ててしまい、学校給食で子ども達が食べてしまうことも考えられます。このままでは、誰もが知らないうちにゲノム編集食品を食べてしまう（すでに食べている）可能性があるのです。

今年の10月には愛知県議会が「ゲノム編集技術応用食品の表示に係る更なる検討についての意見書」を国に提出しました。現在、6県議会・21市議会・5町議会から「ゲノム編集表示を求める意見書」が提出されています。消費者庁が行った「食品表示に関する消費者意向調査」（令和5年）でも、5割以上がゲノム編集食品の表示を求めていました。食品表示は消費者にとって唯一の判断材料であり、なくてはならない大切な権利なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

- 1 消費者が食品を選択できるよう、ゲノム編集食品の国への届け出を義務化し、「食品表示」を種苗・作物・食品に義務づけるよう国に求めること。

---

○白石委員長 この請願は、消費者が食品を選択できるよう、ゲノム編集食品の国への届出を

義務化し、「食品表示」を種苗・作物・食品に義務づけするよう国に求めるものです。

御質疑がある方、お願いをいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長 このゲノム編集食品の国への届出を義務化してほしいという請願ですよね。だから、届出制度はあるという認識だというふうに思うんですけども、これ届出制度は、どのように機能しているのか。例えば届出しなかったらどうなるのかだとか、その辺を御説明いただけますか。

○白石委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今、御質問いただきました、ゲノム編集技術応用食品の届出制度でございますが、基本的に、ゲノム編集技術応用食品、俗に言うゲノム食品につきましては、要は、従来の品種改良で発生するような品種改良、ゲノム編集につきましては、国に対して事前相談と届出をするべき。例えば従来の品種改良を超えた品種改良を求めたゲノム編集につきましては、安全性の審査を事前に受けるべきということが国から求められているところでございます。

確かに義務化という言葉は使っておりませんけれども、国のはうからは、例えば、後に、本来だったら事前に届出をしなければいけないものを届出をしないで流通させた場合につきましては、ホームページ上で国によって開発事業者等々を公表することもあるといったことを国が表明してございますので、そういったところで、一定程度、届出については、その実効性を担保しているものと考えているところでございます。

○白石委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 今回の請願につきましては、同一の請願者から同趣旨の請願が今まで出ておりまして、その都度議論は尽くされているものと理解をしております。よって、請願第45号、1項、自由民主党は不採択とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 ゲノム食品の表示についてでございますけれども、今、表示義務はございませんけれども、議論中、かつ検討の余地ありという状況であると整理をされていると認識しております。今現在、採択はできない。つまり、公明党は、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAは、このゲノム編集食品というのは、今現在、トマトとか真鯛とかトラフグのこの3点だけということなんですけれども、やっぱり国民、区民の側からすると、これ一般的なよく聞く話なんですけど、本当に安全だったら全部やればいい、やっても何の問題もないんでしょうということなんですけれども、でも、そこにも踏み切れないという状況があります。したがいまして、消費者、国民、区民がちゃんと状況を把握して、選択できるようにするということは、これは必要なことではないかというふうに判断いたします。

したがいまして、請願事項については妥当なものであるということで、採択をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 ゲノム編集、請願でございますけれども、食文化全体に関わることだと考えますので、先ほども課長の答弁もありましたが、国において必要な議論がされるべきだと思いますので、この請願に対しては不採択をさせていただきます。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 請願者の消費者の知る権利や選ぶ権利への認識や、子どもたちの食の安全に対する思いは理解をいたしますが、表示や届出を義務化した場合に、違反の判断基準となる科学的な識別方法が現時点では確立されていないということで、義務化の実効性に大きな課題を残していると考えております。

また、請願では、EUが表示の義務化を議決したとありますが、最新の動向では、EUでもゲノム技術作物に対する規制緩和の議論が進んでいます。特に、従来の育種で達成可能な変移を持つ植物については、表示義務を免除するなどの方針が議論されているということです。

ゲノム編集技術への規制の在り方は、国際的にも流動的であって、科学技術の発展や農業の振興、それから食料の安全保障など、様々な観点から、慎重な検討が必要と考えます。

以上の理由から、市民フォーラムは、本請願を不採択といたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資するものであると考え、請願事項1項、採択いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 45号の請願ですけれども、採択すべきものというふうに考えます。

質疑して分かりましたけれども、事前の相談があって、届出がやっていて、安全審査もやっていて、届出しないと公表しますよという手順になっていると。ただ、義務化しないのは、

ゲノム技術というのはまだ難しいので、後で検証できないからだということになっているようありますけれども、検証できないようなものが食品として流通するということ自体は、非常に慎重になるべきなんだろうというふうに思うんですね。

そういうことで考えれば、義務化するという方針を立てて、それを検証するできる技術を開発するとか、そういう方向にやっぱり進んでいくべきだというふうに思うんですね。それは、請願の視点でいえば、消費者の選択が可能になるようになると、知る権利に資するようになりますという視点ですから、これは採択ということあります。

○白石委員長 それでは、第45号の審査結果について申し上げます。

採択3、不採択5、不採択といたします。

次に、請願受理第46号、「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区民への啓発強化を求める請願。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第46号
- ・件 名 「文の京」で人身取引の疑いがかけられる事件の発生を防ぐため、これまで以上に区民への啓発強化を求める請願
- ・請願者 文京区千石4-35-16  
「文の京」Future Design Initiative  
屋和田 珠里
- ・紹介議員 板倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請願理由

警視庁保安課が11月6日、12歳のタイ国籍の少女を文京区内のマッサージ店で働かせたとして、店の経営者を逮捕した事件は、文京区民に衝撃を与えました。

文京区内で起きたことに加え、同課が仲介業者の関与した人身取引の可能性もあるとみて実態解明を進めることとしていること、さらに警視庁が摘発した外国人の人身取引の疑いのある被害者としては最年少であるということです。

文京区は長年、「文教」を大切にし、「文の京」をうたうなど教育環境を大事に守ってきました。来春には（仮称）文京区こどもの権利に関する条例を施行する予定にしており、あらゆる子どもの権利を守る観点からも二度と同じような事件が起きてはなりません。そこで

貴議会において、基礎自治体として同様の事件を未然に防げるよう、区民に対する啓発強化を区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

1 文京区HPにおいて「人身取引」に関する啓発のページを設けてください。

※奈良市HPは「人身取引をなくしましょう」、長崎県雲仙市HPは「人身取引（性的サービスや労働の強要等）の被害について」、兵庫県丹波市HPは「人身取引は重大な人権侵害です」といったタイトルを付けたページを設けています。

2 文京区として人身取引防止のための広報・啓発に努める姿勢を鮮明に打ち出してください。

※島根県江津市は「人権施策推進基本方針」の中で、「人身取引への無関心が人身取引を容易にし、被害を拡大させている現状を踏まえ、本市は、国・県等と連携しながら、人身取引防止のための広報・啓発に努めます」と明記しています。

3 区報や、人権擁護、子どもの権利擁護の各種パンフレットなどで「人身取引（トラフィッキング）の用語解説を載せてください。

※横浜市は「人権施策基本指針」第4章横浜市様々な人権課題への取組、佐賀県鳥栖市は「人権教育・啓発に関する基本方針」、島根県江津市は「人権施策推進基本方針」の中で、「人身取引（トラフィッキング）に関する詳しい用語解説を載せてています。

○白石委員長 この請願は、文京区のホームページに「人身取引」に関する啓発ページを設けるとともに、区として人身取引防止のための広報・啓発に努める姿勢を打ち出し、区報等に「人身取引（トラフィッキング）の用語解説を載せることを求めるものです。

御質疑がある方、よろしくお願ひいたします。

山本委員。

○山本委員 本当に悲しい事件が起きたということで、大変危惧をしております。ニュースで事件が流れるたびに、そんな思いになるんですが、特段、冒頭に文京区というのがつくので、大変、本当に悲しい気持ちになるんですけども、当該区ということでもありますので、もちろん文京区としても、何かしらの対応をしなきゃいけないというふうには思っているんですけども、今、どんなことを考えているでしょうか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらの人身取引に関しましては、趣旨としては、もち

ろん人権侵害の観点から非常にいけないことだというふうに認識をしておりまして、今時点、区のホームページのほうでは、人身取引に特化したページ自体はないんですけども、こちら人権啓発に関連しまして、人権週間というページを用意しております。そこの中に、法務省が定めます18の啓発活動強調事項というのがあるんですけども、そちらを載せているところでございます。その中に人身取引が項目として挙げられておりまして、そこから法務省人権擁護局というところのリンクを貼るようになっておりまして、そこから、各種人権相談ですとか救済手続の紹介、こういったところに飛べるようになっております。

各啓発に関しましては、事業の中で、先日の文京オレンジデーの中でも、人身取引については取り上げさせていただきまして、UN Womenさんの御協力の下、人身取引を取り扱ったポスターですとか周知のリーフレット、こちらを配布したというところでございます。

こういったところで、啓発は、人権啓発の観点から引き続き実施をしていくというところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 先日の本会議の私たちの質問で、この件もお伺いしました。その答弁で、いろんな相談窓口とかの書いてある多言語のチラシを作って、湯島の地域で活動されている皆さんのが配れるようにしたらどうですかと、こういう提案ですね。それに対して、多言語に対応したチラシの配布について、地域パトロールを行っている湯島環境浄化推進委員会で、今後、意見交換を行ってまいりますという答弁でした。これはその後、意見交換をされたのか。されたとしたら、どんな具合になっているのか。また、まだしてないということだったら、いつ頃する予定になっているのか、お伝えいただきたい。

○白石委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 現在も捜査中の事案でございますので、環境浄化地区推進委員会との打合せについては、事件の全容が分かって、我々、地域の団体等で行えることが明らかになったときに行いたいというふうに考えております。

○白石委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 この請願を読んで改めて感じたのは、このタイ国籍の少女は、買われたわけですよね。性的サービスをさせられた側、こうした人身取引の児童になるということは、文京区の中でもなかなか希有なケースなのかもしれません、逆に買った立場の大人たちというのは、——（削除部分）にも少なからずいるのかもしれません。こうした意味からすると、

先ほどの課長の御答弁からありましたような、人身取引に関しても載せているということですが、このホームページ、法務省のほうに飛ぶ前に、しっかりとそうした意識、買わない、そうしたことには関わらない、大人の意識を育てる必要もあると思います。

1項から3項まで、全て大きな予算が必要なわけでもありませんので、区民が主役の会は、採択をいたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 区内で起きた今回の事件を、私も非常に重く受け止めております。請願者の方が二度と事件を起こさないようにと願う切実なお気持ちは、私も全く同じです。しかし、同時に、報道が示すとおり、少女が日本に到着後に湯島の店舗を含め複数の店舗や場所を転々とさせられていたという事実もあり、こうした広域的で根深い犯罪に立ち向かっていくことの難しさも痛感しております。

先ほど課長答弁にあったように、文京区でもこれまで地道に啓発活動を行ってきていて、先日のオレンジデーでも、人身取引を防止するための冊子の配布があったということです。このような啓発活動を地道に行っている中での事件ですので、1自治体にできることの限界も感じております。

人身取引は、国をまたいだり、広域にわたって行われることのある、とても大きな犯罪です。この犯罪の犯人を捕まえたり、深く調査したりする役割は、やはり警察や国にあると考えます。日本に人身取引全体を包括的に禁じる法律がなくて、それに伴う国際捜査や法整備の課題もあると認識しております。人身取引の根絶に向けて、被害者的人権を重視した包括的な法律の制定などについて、国において議論していくべきで、区はこうした国の大規模な対策と連携しながら、地域での注意喚起を行っていくことが責務であると考えておりますので、本請願に対しては、全て不採択とさせていただきます。

○白石委員長 3時になりますが、この態度表明まで行わさせていただきたいと思います。

永久さん。

○山本委員 質疑させていただきましたが、区のほうでも、一定対策をしているということで、この請願に対しては、全部不採択なんですけれども、私も、課長、横山さんと環境浄化のパトロールを一緒にやらせていただいているんですけれども、本当に残念なことでございまして、一緒にやっている某警察署の偉い方にお話を聞きましたら、言い方があれでしたけれども、東京都内に97署、所轄があって、犯罪件数が一番低いのは、97番目は、まず羽田空港警察署だと。ああ、そうですかと。その次が駒込警察署だと。ずっと来て、91位が所轄の本富

士警察署だということで、別に事件の数を聞いているわけじゃなかったんですけれども、どうかなという部分も思ったんですけれども、結構、湯島もいろんな事件がここのところ多いので、本当に危惧をしております。国のはうでも、立憲民主党さんの、この間予算委員会で、酒井なつみさんですとか、質疑をやっていましたよ。よく聞きました。宮野さんの言うように、国のはうで法整備のほうも頑張ってやっていただきたいなというふうに思います。

で、さっき手を挙げた海津さんのところで、ちょっと私、聞き間違えたかもしれません、60人の人の中に、買った人の中には、——（削除部分）の人もいるんじゃないかのような発言があったので、それは、事実に基づいた話なら、いわゆるエビデンスがあるならいいんですけども、ただ思うということだけ、そこで委員会として記録を残すのは、ちょっと——（削除部分）にあっても不名誉なことにもなりますので、そこはちょっと記録については削除いただきたいというふうに思いますので、これは私からの意見でございます。

○白石委員長 後ほど確認させていただきます。

AGORAさん。

○浅田委員 この人身売買については、これは絶対にやってはならない。ましてや、こうした少女に対して、売ることも買うこともあってはならない事態だというふうに思います。

ただ、どうしても文京区、文京区っていうね、文京区とか、あるいは湯島という名前で、あたかも地域的に課題があるかのような受け止めがされるような報道が今されているということについては、ちょっと違和感を覚えています。もしこの問題について意見書を上げるならば、改めて文京区議会として議論したほうがいいと思います。

したがいまして、この1項、2項、3項については、不採択というふうにいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 人身取引についての請願でございますけれども、人身取引は重大な人権侵害というふうに思っております。そして、文京区におきましても、この人権啓発の啓発活動強調事項という中で、一つ一つ記載をしていただいておりまして、人身取引をなくそうと掲載をしていただいており、また、法務省のリンクも貼っていただいているというところでございます。そこには詳しく掲載をされているところでございます。こういったことをしっかりと周知をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 不採択、1項、2項、3項……。

○田中（香）委員 1項、2項、3項につきまして、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 人身取引をなくすための啓発ということですけれども、法務省では、12月4日から10日の人権週間において、18の啓発活動強調事項のうちの1つとして、人身取引をなくそうという項目を掲げております。そちらには、人身取引、性的サービスや労働の強要等は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速、的確な対応が求められています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要ですという内容も書かれております。

文京区としても、ホームページに人権週間についてページを設けていただいておりまして、当該項目も含め掲示しており、法務省のホームページへのリンクも貼っていただきました。

また、先ほど御答弁でもありましたように、11月25日の文京オレンジデーでは、人身取引の防止を啓発するポスターを2種類掲示した上に、人身取引防止についてのリーフレットも配布をしていただいております。

このように文京区では、適時適切に対応していただいていると考えております。よって、自由民主党といたしましては、請願事項の1項、2項、3項ともに不採択とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、請願の46号ですね、1項から3項まで採択を主張いたします。

湯島で起きた事件は、許されざる犯罪であり、性搾取という点でも絶対にあってはならないことがあります。買春処罰をする法令もきっちと整備されてないという点では、法令上も課題を残しているわけでありますが、そういった点も含めて、区議会として、きっちとこういう意見を上げていきたいという趣旨であります。

○白石委員長 請願受理第46号の審査結果を申し上げます。

請願事項1、2、3全てにおきまして、採択2、不採択6、不採択とさせていただきます。

それでは、3時5分になりましたので、3時35分まで休憩に入りたいと思います。

委員の皆さんに申し上げます。付託請願審査2件、報告事項3件、一般質問をお持ちの方あるかと思いますが、委員長としては、今日5時に閉会としたいと思っておりますので、運営の御協力をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 はい。

午後 3時05分 休憩

午後 3時33分 再開

○白石委員長 それでは、時間前ですが、総務区民委員会を再開させていただきます。

再開に当たり、発言がございます。

初めに、畠中総務課長。

○畠中総務課長 先ほどの請願44号の審議の際の質疑で、ちょっと誤った答弁がございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

売上げに占めるオフト後楽園の割合ですけれども、先ほど4%というふうに申し上げましたが、4%は大井競馬場、本場の割合でございました。オフト後楽園につきましては、1.3%が正しい数字でございます。お詫びして訂正させていただきます。

○白石委員長 続きまして、木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 先ほどの議案第37号の大塚四丁目の土地建物の取得に関連しまして、ちょっと補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、実際に区がこの土地建物を購入する場合におきましては、行政財産ではなく、普通財産として取得することとなります。

また、今後、土地建物購入に当たりまして、もしも建物の予定価格が3,000万円を超えた場合には、また議案として御提案して議決が必要となりますので、その際は別途正式に議案として御提出したいと思っております。

以上でございます。

○白石委員長 それでは、請願受理第47号、全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むことを求める請願。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第47号
- ・件 名 全職員対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員のエンゲージメント力向上に取り組むことを求める請願
- ・請 願 者 文京区千石4-35-16  
「文の京」Future Design Initiative  
屋和田 珠 里
- ・紹 介 議 員 板 倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

文京区では、職員研修の一環として、入区4年目を対象に「エンゲージメント向上研修」

を実施している（令和7年度）ところですが、その目的は「職員同士のつながりを深め、継続的にエンゲージメントが向上する好循環を生み出し、離職防止や生産性の向上を図ることを目的とする」ことに限定されています。

しかし、本来の「エンゲージメント力」は職員に向けられるものだけではなく、一般企業において「顧客エンゲージメント力」が重要なように、「区民エンゲージメント力」も問われるのに、本区ではその点が抜け落ちています。

職員のモチベーション向上と質の高い仕事を実現し、離職率を低下させ、同時に区民対応力を向上する上でも、全職員の「エンゲージメント能力」向上が欠かせないと考えます。

（※23区でも離職率低下に取り組む一環として全職員対象のエンゲージメント調査を実施したり、エンゲージメント力向上に向けた人事政策に取り組もうとしたりする自治体があります）

そこで、まずは全職員を対象にエンゲージメント調査を実施し、それに基づき全職員を対象に「エンゲージメント能力」向上に向けた対策を取るよう、貴議会から区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

※「エンゲージメント」は、婚約指輪を「エンゲージリング」と呼ぶのと同様、単なる一時的で形式的な関わりではなく、愛着や愛情と責任感を伴う強い結び付きを意味し、自治体のマネジメント分野では「職員エンゲージメント」（＝職員がその自治体に対して抱く「愛区精神」や「貢献したい」という自発的な意欲、主体的な関わりを指す）と、「区民エンゲージメント」（＝区民との「信頼関係」などを表す概念で、区民がその自治体の行政サービスに対して好意的な印象を持ち、継続利用したりポジティブな情報を発信したりする状態を指す）がある。

・請願事項

- 1 全職員を対象に、職員間及び区民対応に関するエンゲージメント調査を実施し、本区における課題と問題点を把握してください。
- 2 上記1の調査に基づき、全職員を対象にエンゲージメント能力向上に向けた対策を講じてください。

○白石委員長 この請願は、全職員を対象に、職員間及び区民対応に関するエンゲージメント調査を実施し、文京区における課題と問題点を把握すること、及びその調査に基づき、全職員を対象にエンゲージメント能力向上に向けた対策を講じることを求めるものです。

御質疑のある方、いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

それでは、自由民主党さんから、態度表明をお願いします。

○吉村委員 職員のエンゲージメントの向上に努めるということは、基礎自治体として大切な取組であると考えますし、文京区では、職員向けのエンゲージメント向上研修の実施等も行っております。研修の対象も、特定の職員のみでなく、年度によって異なるように工夫もしていただいているところです。

また、文京区では、パブリックコメントの実施や、区政に関する世論調査の定期的な実施等、区民の声を区として吸い上げて、各課の施策に生かしていただいているところです。

以上より、請願事項1項、2項はその必要がなく、自由民主党としては、不採択とさせていただきます。

なお、文京区には、今後も職員のエンゲージメントの向上を図るべく取り組んでいただければと思っております。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 請願文書第47号ですけれども、全職員に対するエンゲージメントの研修をしっかりと実施しております、改めて調査を実施したりすることは必要ないかというふうに思いますが、公明党といたしましては、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 その昔、大昔に、私も職員だった時代もあるんですけども、その当時、もう本当の大昔になっちゃうんですが、ちょうど自己申告書の制度が始まったんですよ。自分の意向とかこうしたほうがいいんじゃないかというのを1職員が上司に申告できるという制度があってね。ただ、最初のとき、これをやっても意味がないんじゃないかといって、自己申告書提出許否というのを私、職員1,900人ぐらいいたときに、3人だけがやった経緯がありまして、その当時は、まだ佐藤正子学務課長の前の方の時代でしたけれども、でも、その当時からすると、今、話を伺えば、この自己申告書の制度も随分改善、改善というか、1職員の声を反映できるような制度になってきていて、なおかつ、担当課長以下、職員の方にヒアリング等々も必ず実施していただいているというようなこととか、あるいは、1職員の意向が反映しやすくなっているという声も聞きます。

ですから、そこのところを、私は、文京区として培ってきたよさというのもあるわけで、それをぜひ今後も拡充、充実させていただきたいというふうに思っていまして、新たにこの

制度をまた取り入れると、非常に意思疎通が難しくなったりする危険性が私はあると思うので、今の制度をより充実させていただきたいということで、1項、2項とも不採択といたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 現状、文京区で様々、エンゲージメントの向上ということで取り組んでいるということなので、1項、2項とも不採択とさせていただきます。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 まず、職員エンゲージメントの必要性については、重要であると私どもも認識しております、区が現在取り組んでいる研修など、組織力向上につながる取組を認識しております。本請願の中心的な論点である区民エンゲージメントという概念の導入については、それが行き過ぎた表現になる可能性を懸念しております。本請願は、一般企業における顧客エンゲージメントを根拠に、自治体においても区民エンゲージメントが重要であると論じておりますが、対価を得て、顧客満足を追求する営利目的の企業活動とは違って、自治体は、義務や権利に基づいて、公平公正に住民の福祉向上のために行政サービスを行うという性質があり、好意的な感情による継続利用を促進する顧客エンゲージメントが直接的に自治体においても当てはまるという論調には賛同しかねます。

区民と職員の信頼関係は当然重要であり、職員課は職員研修実施計画の中でも、職員に求められる能力として、コミュニケーション能力や、調整力をはじめとする様々な能力を掲げて、組織力向上に努めています。そのような中、あえて区民エンゲージメントという概念を掲げることはなじまないというふうに考えますので、本請願、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役としては、請願事項1項、2項ともに採択いたします。

理由といたしましては、請願は、職員エンゲージメントだけでなく、区民との信頼関係、区民エンゲージメントにも着目しています。今、企業の顧客エンゲージメントに関して、区民エンゲージメント力を重ね合わせるのはいかがなものかということがございましたが、顧客サービスというのは、区民サービスとしても非常に学ぶことがあると思います。当事者の視点に立って、どのような顧客サービス、商品を生み出していくのか、とても学ぶところが多いと考えておりますので、私はこの請願の内容はとても心を寄せられています。区民から寄せられる行政評価、信頼度が高くなればなるほど、自治体経営の安定性も改善します。こ

これは、SDGsや自治体経営論で主流になりつつある考え方であり、請願は最新の行政運営の潮流と一致しているため、採択の合理性が高いと考え、区民が主役の会は1項、2項とも採択いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、1項、2項とも採択なんすけれども、決算の総括質疑のときに、令和2年度から6年度までの普通退職の数を聞いております。その間、令和2年度が14人だったものが令和6年度には55人になっているということで、3倍以上になっているという実態があります。

そうしたことを考えたときに、全体としては、住民の数が人口増で増えると、様々な業務も増えると、自治体の役割も力の発揮が求められるというときに、こういう普通退職の数が増えるというのは、やはり原因と結果を結びつける内実というのを検証して、そして、全体の奉仕者という形での地方公務員の育成、増員にやっぱり力を傾注しなければならないときだというふうに考えています。

そうした視点から考えたときに、様々な手法があるんだろうとは思いますけれども、1項、2項という形で、採択をして、対策、取組をやってほしいという思いであります。

○白石委員長 請願受理第47号の審査結果を申し上げます。

請願事項1項、2項とも、採択2、不採択6、不採択と決定をさせていただきます。

続きまして、請願受理第48号、議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願。

13ページを御覧ください。

---

- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第48号
- ・件 名 議員選出監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、そのメリット  
・デメリットを検証し、区民と情報共有を求める請願
- ・請 願 者 文京区千石4-35-16  
「文の京」Future Design Initiative  
屋和田 珠 里
- ・紹 介 議 員 小 林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会

・請願理由

地方公共団体における監査制度の充実強化を目指した地方自治法等の一部改正（平成29年6月9日公布／平成30年4月1日施行）により、議会選出監査委員（以下、「議選監査委員」といいます。）を選出しなくてもいいようになりました（＊1）。改正に先立つ総務省の「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書（概要）」（平成25年3月）によれば、監査委員の専門性及び独立性について、「監査委員の専門性及び独立性を高めることが必要」「議員から選任される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、専門性及び独立性が不十分」との意見が出されています。

これを受け、全国でも議選監査委員を選出しないようにした自治体が出始め、滋賀県長浜市（令和2年）、大阪府熊取町（令和3年）、長野県塩尻市（令和5年）で廃止しています。

議選監査委員の問題点としては、「中立性の困難さ」「専門性の欠如」「議員活動との両立の難しさ」「執行機関の中に議員が入るというガバナンス上の原理的な問題」（＊2）等が指摘され、議選監査委員が監査委員として知り得た情報を基に、議員活動報告や一般質問の中で取り上げることはどの程度許されるかという問題も議論になってきたところです。

監査制度の充実強化は地方公共団体の内部統制の充実強化につながるものであり、議選監査委員に代わり専門的な高い識見を持つ外部委員とすることは文京区の内部統制強化に寄与すると考えます。そこで貴議会に対し、下記を請願いたします。

（＊1）地方自治法第196条第1項…監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（＊2）議選監査委員制度の根源的な問題点として、議事機関の構成員でありながら、執行機関の特別職になるという制度設計は好ましくないとして「二元代表制の理念に反する」という意見がある。

・請願事項

1 議選監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、議員の中から監査委員を選出することのメリット／デメリットを改めて検証し、検証結果を区民に適宜適切に情報提供してください。

○白石委員長 この請願は、議選監査委員を廃止した自治体の先行事例を研究し、議員の中から監査委員を選出することのメリット・デメリットを検証し、結果を区民に適宜適切に情報提供することを求めるものです。

御質疑がある方、いらっしゃいますか。

ありません。はい。

それでは、態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 今回の請願の理由にも述べられているように、総務省のこの議員監査についての研究会の報告書でも、監査委員の専門性と独立性を確保する必要がある。議員から選任される監査委員は、地方公共団体内部の者であり、中立性、独立性が不十分と、こういった指摘もございます。そうしたことから考えると、監査の独立性が揺らげば、住民の信頼や行政の透明性にも影響するため、改善検討は不可避だと思います。

なので、区民が主役の会としては、請願事項1項、採択いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議選監査委員について、中立性の問題や専門性の問題などは、長らく指摘されてきた論点です。機能していない議会においては、こうした問題がより顕著になることも承知しておりますが、私は、文京区議会がこれらの指摘を無視して議選監査委員を選出しているわけではないと認識しております。

まず、請願者が挙げられている中立性やガバナンス上の原理的な問題についてですが、執行機関の中に議員が入るから中立ではないという御指摘は、形式論からいえばそのとおりなんですが、これには、例えば住宅政策審議会ですとか、青少年問題協議会などといった付属機関の委員を議員が務める場合も同様だと思います。

重要なのは、議選監査委員として中立で主体的な立場として、どのような職務を遂行していただかかという点であると考えております。

議員活動との両立についても、同様に、制度の問題というよりは、個人の職務遂行能力に関わる問題として捉える視点で、こうした責務を果たすことのできる委員を選出するということが重要になると思います。

また、専門性の懸念については、地方自治体の公金支出は、民間企業とは当然ながら異なる性格を持っていて、数字だけでは判断できない側面があります。識見監査委員は、技術的な専門性を持っておりますが、議選監査委員は、区民感覚や議会での議論の経緯を監査に反

映させるという、区民の代表としての行政運営全般に対する識見を持っている点で、大きなメリットがあると認識しております。

また、昔、外部監査制度が導入されていた期間があったと聞いておりますが、実際にその外部監査から提出された報告書について、その意見の的確性を疑問視する声もあるというふうに認識しております。お金の専門家に監査を全て委ねてよいのか、そして、それが本当に区民の利益につながるのかという点には、私自身も疑問を持っております。

守秘義務についていえば、監査を受ける側は、監査において知り得たことをみだりに公表しないということを前提に応じているわけですから、それは当然だと思っております。しかし、だからといって、そのことが議会の監査機能の強化に全く生かせないということではありません。例えば、決算審査意見書は、かなり中立的な立場で書かれておりまし、議選監査委員の意見や視点は相当程度盛り込まれております。議選監査委員の意見が入っているからこそ、決算審査意見書に説得力があるという見方もできますし、それを基に議会でも議論ができるわけで、この守秘義務に関する問題意識は当たらないものと認識しております。

以上のような理由で、議選監査委員の廃止論ありきの本請願については、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 永久さん。

○山本委員 請願48号ですが、文京区政の長い歴史の中で、こういったシステムになっているということでございまして、ここに列記している、先行事例というふうに書いてありますが、私は決して先行事例とは思っていませんので、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 先ほど宮野さんのほうが全て語っていただいて、あとは言うことないんですけども、私は議員としてできること、これが文京区議会では機能しているというふうに認識しています。したがいまして、ちょっと詳細は省きますけれども、この請願につきましては、不採択というふうにいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 48号でございますが、そうですよね、宮野さんが述べられた理由について、本当にそうだなというふうに思いながら聞いておりました。

また、議員の中から監査委員を選出することについて、メリットやデメリットをお感じになつていらっしゃる方がいるということは承知をしておりますし、全てメリットに変えてい

くということを追求していかなきやいけないというふうに、仕事としては思っております。

議員の中から監査委員を選出するということ、これまでそういう能力のある方たちになつていただいているという認識でありますので、改めて検証する必要はないというふうに公明党としては考えております。よって、不採択とさせていただきます。

○白石委員長　自由民主党さん。

○吉村委員　同一の請願者から令和元年にも同趣旨の請願が提出されておりまして、その際に議論は尽くさせていただいておりますが、あえて言うならば、区の施策について、地域の事情にも精通し、区民の意見を常に耳にした上で、政策立案に生かしているであろう区議会議員は、区民の代表という位置付けでありますし、議選監査委員として配置されることにより、住民関与の下で監査が行われているという根拠にもなり得ると考えます。

メリット・デメリットという、言わば効率性を重視し、損得勘定によって図式化することは、あまり意義を見いだせないと、当時、態度表明を担当いたしました田中としかね議員も申しておりますし、監査に住民代表としての議員が参加することの意義を認める文京区議会の立場からも、自由民主党は、請願第48号を不採択とさせていただきます。

○白石委員長　日本共産党さん。

○金子副委員長　結論から言うと、私たちは採択ということをいきたいと思うんですね。

請願項目は、議選監査の今の事例を研究してほしいと、検証してほしいということあります。自治法が2017年に変わって、議員のうちから監査委員を選任しないことができるという、こういうふうになって8年たつわけですね。

今期については、私たち、議選の監査の同意でしたっけ、議会のね、同意しているので、あくまでも議選監査委員が機能しないというふうには思わないです。機能し得るという捉え方をしています。それはそういうことなんですね。ただ、同時に、ここに書かれているような課題も内包しているというのは、従来から認識をしているところです。

他の自治体の様子を若干ですけど、見たところ、議選監査をやめるというようなところが少しずつ出てきて、少しずつというかな、それなりに出てきているというところもあるわけで、そういうところの考え方とか、実践例というのをよく研究したり、検証するというのは、8年たっていますから、いい時期なんじゃないかなというふうに思います。

そういう点で、採択ということあります。

○白石委員長　請願受理第48号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択6、不採択と決定させていただきます。

請願受理第42号、43号が採択されました。

これは、意見書の提出を求める請願ですので、意見書を作成し、委員会提出議案として、議長に提出することとしたいと思います。

なお、意見書文案につきましては、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 これで、請願の審査を終了いたします。

---

○白石委員長 それでは次に、理事者報告に入ります。

報告事項2番、3番については、付託議案審査のところで、既に報告及び質疑が終了していますので、ここでは3件の報告を受けることといたします。

それでは、企画政策部より1件。

報告事項1「令和8年度重点施策について」の説明をお願いいたします。

川崎企画課長。

○川崎企画課長 では、令和8年度重点施策についてでございます。

資料第2号を御覧ください。

初めに、1ページを御覧ください。2番の選定方法（重点項目）でございます。

記載のマル1からマル4のテーマを重点項目としてまとめているものでございます。

事業数、今回、全部で46事業でございます。内訳が、新規事業が21、レベルアップが8、継続が17事業という内訳でございます。

また、重点施策に係る予算の概算要求額についてですが、総額で約175億円となります。

なお、このほか、今後、当初予算の編成過程で重点施策として追加するものがある場合ですが、所管課と調整をいたしまして、追加重点施策として別途選定する予定としております。それらについては、来年、年明けの当初予算プレスの際に公表を予定しているものでございます。

それでは、その下の3、重点施策一覧表より、幾つかの事業について御説明いたします。

まず、マル1番、主要課題の解決につながる施策、1ページですが、3番です。人×AI、災害情報収集・分析高度化プロジェクト。

こちら、頻発化・激甚化する自然災害に備えまして、災害対応業務の最適化を図るために、画像解析を行うAIシステムを導入するとともに、地域活動センターに衛星通信機器を配備

するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

一番上の16から18番まで、こどもみらい☆応援パッケージでございます。

16番、こちらはこどもみらい☆応援パッケージのうち、子どもの権利擁護の一層の推進ということでございまして、子どもの権利推進リーダーによる子どもの権利条例の周知啓発、また、子どもの権利擁護委員の設置、また、子どもの権利相談窓口の設置などを予定しております。

その下、17番ですけれども、学校や家庭環境に課題を抱える子どもに学習支援や生活支援を行う、「こどもみらいサポート拠点」、子どもの居場所の整備を行ってまいります。

18番ですが、出生児から18歳までの子どもに対して、入院時の食事療養の標準負担額の負担の助成を行ってまいります。

以上、このたび、子どもの権利条例が来年度に施行されるということを契機にいたしまして、こうした子ども関連施策をこれまで以上にパッケージとして多角的に展開していくものでございます。

その下、19番の眼科検診、こちらは40歳以上の節目年齢の区民を対象に眼科検診を実施いたします。

その下、20番、5歳児健診の実施でございますが、こちらは、子どもの特性に就学前の早期に気づき、適切な支援につなげるため、アンケート調査を実施の上、必要がある場合や希望がある場合に集団健診を実施するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

一番上、ショート動画による安全な自転車利用啓発事業でございます。

こちら、交通事故の増加が顕著な現役世代を主な対象といたしまして、安全な自転車利用を促進するためのショート動画を作成して、交通ルールやマナーの周知啓発を図っていくものでございます。

その下、この4ページの真ん中辺り、27番でございます。住宅用宅配ボックスの設置費助成でございます。

こちら、ゼロカーボンシティ実現に向けて、宅配便の再配達によるドライバーの負担軽減と、CO<sub>2</sub>の排出量を削減するため、住宅用宅配ボックスの設置費助成を行ってまいります。

また、その2つ下、30番です。図書館におけるICT化の推進でございます。

3つございます。1つは、リアルなブラウジング体験が可能な3D書架を構築いたします。これによって、仮想本棚によって本を選ぶことが可能となります。こちら、公立図書館で初の実相事例となります。

そのほか、マル2といたしまして、シビックセンターへの図書貸出ボックスの設置、マル3といたしまして、小学生及び中高生世代向けに電子書籍を充実させるとともに、利用可能な電子書籍のIDの交付を行うというものでございます。

次に、マル2番、区制80周年記念に関する施策についてでございます。

6ページを御覧ください。

6ページ真ん中部分でございます。44番、区制80周年の記念式典でございます。

こちらは、令和9年3月15日が区制80周年の記念に当たりますので、記念式典を実施する予定でございます。

その下、5番、町会・自治会物品整備支援事業でございますが、こちら、町会の加入率促進のために、イベント等の活動に資する物品購入・整備に係る経費の補助を実施するものでございます。

最後に、マル3番、持続可能な行財政運営を推進する施策でございます。

7ページを御覧ください。

7ページの上から2つ目、46番、文京区DX推進プロジェクトでございます。

こちら、レベルアップ事業でございますが、これまでの取組に加えまして、新たなフロントヤード改革といたしまして、窓口DXを実施いたしまして、窓口DXのシステムの導入によりレベルアップを図ってまいる予定でございます。

以上、これら的重要施策を通しまして、令和8年度予算における注目すべきポイントを明確にいたしまして、本区の今後の取組が分かりやすく伝わるように発信してまいる予定でございます。

御説明は以上でございます。

○白石委員長 それでは、御質疑のある方、お願ひいたします。

吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。

私からは、まずナンバー8、区内商店販売促進支援事業について質問をさせていただきます。

文京区の共通デジタル商品券発行事業については、先日、宮本委員が本会議一般質問で質

問しておられまして、その御答弁としては、11月20日時点では、総人口に対する購入率は約85%というお答えをいただいておりまして、事業の認知度や対象店舗情報の周知方法の課題とかがあるというようなお答えもいただいていたんですけども、現在の購入率、あれからまだそんなにたっていないので、そんなに上がってないのかなとも思いますけれども、購入率の確認と、あと課題に対しての今後の対応とかどうやっていかれるのかという点、教えてください。

○白石委員長　内宮経済課長。

○内宮経済課長　デジタル商品券の現在の購入状況でございますけれども、12月9日時点での口数としては7万4,000口ぐらいが売れておりまして、購入率としては92.5%という状況になつてございます。

課題の認識については、さきの御答弁のとおりという形ではございますが、区商連と次年度に向けてどのような形でやっていくかといった、口数であったりとか、それこそ実施機関のお話であったり、そういったところを含めて、協議をこれからスタートしていくというような段階でございます。

○白石委員長　吉村委員。

○吉村委員　ありがとうございます。この短期間で、7万4,000口で92.5%になったということで、購入率も向上しているなというところも確認できましたし、課題の認識の部分は、今後に向けて、区商連としっかり協議していっていただければと思っております。

あと、ソコヂカラ、がんばるお店キャンペーンについても、決算審査でも質問いたしましたので、ここではあまり質問いたしませんけれども、サステナブルな取組と合理的配慮に関わる経費というのも補助対象にしていただいて、一定程度の成果があった旨、先日もお答えもいただいておりますので、今後も店舗の皆様の助けになるような補助金であり続けるように、事業展開をしていただければと思っております。

ところで、昨今、物価高騰が続いておりますけれども、高市政権は過去最大規模の約21兆円の総合経済対策を発表して、施策を策定しております。家計への負担を軽減する措置として、国から自治体に重点支援地方交付金が交付されますけれども、その使途としては、最終的に各自治体で決することになっております。文京区として、現時点において、当該交付金を活用した施策について、どのような方向性でお考えなのかという点と、また、財源についてはどのぐらいのものなのかということをちょっとお答えいただければと思います。

○白石委員長　川崎企画課長。

○川崎企画課長 現在、国から示されている交付金の活用というところの御質問ですけれども、現在、11月28日に内閣府から通知が出ております。これにつきまして、特に食料品の物価高騰に対する特別加算を含めまして、各自治体に地域の実情に応じた対応をしてくださいというような通知になっているところでございます。

現在の取組状況ということでございますけれども、現在、報道でも出ております、例えばお米券ですか現金の給付ですかギフトカードとか、様々なお話が出ているところでございます。自治体によっては、使途を決めているところもあるんですけれども、現在、国のはうで、方向が今、明確でない部分もございますので、そういうところを確認しながら、他自治体の状況も踏まえて、現在、どのような施策がいいのかというところを検討しているところでございます。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 同じく、内閣府から発出された11月21日の通知文からになりますけれども、補助金における交付限度額の目安としまして、令和6年12月に示された額の約330%以上と記載しております。それから試算しますと、最低でも文京区のほうには約8億円が補助の限度額として今後示されるものと考えております。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。先ほど川崎課長もおっしゃっていましたけれども、私も今朝とか昨夜も、報道で、いろんな自治体も既にギフトカードだったりとかお米券にするとか決めていらっしゃるところもあるんですけれども、こちら、各自治体の地域の実情に応じてしっかりと策定していただきたいというところもございますので、ただ、スピード感を持って施策を実施していただければと思いますので、ぜひ、区民の方々のためになるもの、固定観念といいますか、いろんなことを多角的に考えて、何が一番いいのかということをちょっと判断するのが難しいとも思いますけれども、しっかりと取り組んでいただければと思いますし、今、財源についてもちょっとお答えいただきましたけれども、目安として、最低でも8億という金額を示していただきまして、そうすると、区民1人頭も3,000円だったり4,000円ぐらいですか、の財源になりますけれども、そうすると、結構な金額にもなりますので、こういった金額を経済支援策として、国が交付していただけるということですので、先ほどからの繰り返しになりますけれども、しっかりと区民のために施策を策定して、スピード感を持って取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、ちょっと一言だけ。46番の文京区DX推進プロジェクトについても質問したいと

思うんですけれども、先日の一般質問でも私、自治体窓口DXの推進について質問をいたしておりまして、今後、自治体窓口DXシステムの導入を検討しておられるとの御答弁をいただき、うれしくも思っております。現在、おくやみコーナーのみでの導入となっておりますけれども、今後はどのぐらいの数の業務を自治体窓口DXと結びつけられるのかという点を教えてください。

○白石委員長 野薺家情報政策課長。

○野薺家情報政策課長 来年度、窓口DXシステムを導入しまして、自治体DXを進めるということでございます。対象の窓口課につきましては、現時点では約13課、約50手続ということで、これをシステムでつないで、区民サービスの向上につなげたいと思っているところでございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、13個の課で50手続、今後はつなげていかれるということで、今まで本当におくやみコーナーのみで、でもあれもすごい好評で、そうやって基本4情報が活用できるようなシステムになっておりましたので、今後、この効果に期待をしているところですので、今後、まずは13課50手続ですけれども、手続、たくさんの数がございますので、その需要をちょっと見極めていただいて、申請率とかいろんなものも見極めていただいて、こういったシステムが導入できそうなものがあったら、どんどんシステムを入れていただければと思っております。

今回、ちょっと時間の関係で、ほかのことは質問、協力するという意味で、いたしませんので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○白石委員長 では、田中香澄委員。やりづらいでしょう。

○田中（香）委員 ああ、やりづらいですね、何か。私のこの勉強してきた量を見てください。では、今、吉村委員が言ってくださった重点支援交付金のお話からさせていただいて、ちょっと順番を入れ替えて、トイレ対策の話もしたいですし、そもそもこの重点施策の立てつけの話もしたいんですけども、今、文京区に8億円来るということを伺いました。1人頭3,000円ぐらいになるということですけれども、それもまだコンプリートされてない、確定されてないということで、今、検討しているというふうに伺いました。私たちのほうにも、国がそういう方針を示してから、お米券の話が話題になったり、また現金給付をやっているところもあるよとか、水道料金に転嫁しようとしているよとか、いろんなお話があって、区民の方たちからどうするの、どうするのと、私もいろいろと御意見を頂戴したり、対話をし

て、今までやってまいりましたけれども、昨日の予算委員会でも、まだはっきりと決まっていない状況でございます。

しかし、昨日、公明党の庄子議員がすごく大事な質疑をしてくださいまして、今までやっぱり食料品加算ということをすると、8億円プラスでしたっけ、課長。あ、8億円の中に入ってくると。でも、食料品に充てなければ、それよりも低いわけですよね。何とか食料品に還元するような手だてをしなきやいけないと、今、課長さんたち悩んでいらっしゃると思うんですけど、では水道料金の引下げという、食料品とは一括りにできないけれども、でも、水道料金を例えば引下げをすることで、住民の可処分所得を増やして、増やしたところで食料品を買えるようにしていく、そういうふうにしたいという自治体があって、総理、それは可能ですかというような質疑がありました。そうしたら、高市首相が、それは柔軟に対応しますというふうに答えていただきました。

文京区が水道料金の引下げをやるかやらないかは別として、選択肢が広がってよかったですというふうに思っています。

とにかく、お米券のお話も、例えば3,000円で500円のものが来て、6枚来たとしても、440円で、60円の手数料だということなので、手数料は高すぎるだろうというお叱りがやっぱり区民の方たちからあって、PayPayとかで、クレジットだって、数%だよというようなお話をございます。できる限り、目減りしないようにしていただきたいということと、あとは、また、即効性があるようにしていただきたいし、あるいは、やっぱり高齢者の方たちからは、PayPayの事業とかいろいろやっていただきて、本当に私たちうれしいんですけど、全くもって関係ないような感じで生活していらっしゃる方がまだまだいて、デジタルデバイドという視点も非常に重要だったりいたします。そういう意味で、今、文京区はどういう視点で検討しているのか、教えてください。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 委員からもお話がありましたとおり、今まさに国会で議論がされている最中というところでございます。例えば先週なども、国の説明会等もございまして、経済課の緊急経済対策のほうで出席をしたりして、国ほうにどのようなものが対象になるのかというようなところは確認をしているところでございます。まさに今議論がされているところというところがございまして、食料品に直接的に行くのがいいのか、あるいは委員の御指摘のような、例えば水道料金とか間接的なやり方なのか。また、論点といたしましては、手数料の問題ですね、あと、金券などの場合は、それを配布するための書留で送るようなコスト等、

そういうものがかかるところも考えられます。

一体どうしたところが区の状況に合っているのか、また、それが果たして国ほうで交付の対象になるのか、このあたりを確かめながら、できるだけスピーディに事業のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 この際なので。ありがとうございました。企画課長に御答弁いただきまして。私たちの会派の中でも、ではどういうことが目減りしない方法なんだろうかとかという話をしております。マイナンバーはどうなんだという、菊池さん、いかがでしょうか。マイナンバーをやれますでしょうか。マイナンバーを活用して、給付だとかはできるでしょうか。すみません。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 マイナンバーを使ってということなので、公金口座の登録の件とかも含めてなのかなとは思います。今、実際には、まだなかなか全員にその登録が済んでいないというところもありますので、実際にそういうところができてくれば、またいろいろ活用の仕方も増えてくるのかなというところではありますので、そういう課題の部分も含めて、検討の中には入ってくるのかなというふうには考えてございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。お聞きしたら、6割ぐらいでしたっけ、マイナンバーの通帳のひもづけをしているのが6割、そのあたりの状況を教えてください。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 全体でということにはなるんですけど、文京区だけというのはちょっと把握ができていないんですけども、今、大体、マイナンバーカードが交付されて、ひもづけている方たちが大体6割ちょっとぐらいというふうには聞いてございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 たしかその6割の中で、半分ぐらいしか銀行口座とひもづけてないという認識でよろしいでしょうか。

○白石委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 文京区のマイナンバーカードの取得が大体8割弱ぐらいが現在で、そのマイナンバーカードとひもづけている方たちが全国で6割ぐらいという形になるので、文京区の方たちでどれくらいひもづけているかというのは、ちょっとすみません、正確な数

字は把握できていません。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 はい、分かりました。いずれにいたしましても、マイナンバーの、こういったときに、もっとたくさんの方がひもづいて、給付できるよというときに、スピードにできたらいいなという、そういうような思いでマイナンバーを広げているというような部分があるんですけど、その辺、すごく悩ましいなというふうに思っています。

最後に、この部分では、スケジュールなんですよね。ほかの自治体で、何か臨時議会を開いて、早く区民に届けなきゃいけないからというようなことを議論しているところもあるように戻っているんですけど、私たち、多分、もう15日に文京区議会も終わりますし、そのときに国の方針もまだ決まらないというか、その後に通知が来たりして、皆さん方で最後どうするかというふうにお決めになると思うんですけど、そのあたり実際に文京区民どのように届いていくようなスケジュール感なのでしょうか、お伺いします。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 本当に具体的なスケジュールというのは、まだ組めていない状況です。今、国の方でも、18兆3,000億円の補正予算、これがまだ来週成立する予定となっております。17日の成立後に、国の方から説明会もまた各自治体に開かれる予定となっておりますので、そこで情報収集しながら、一方では、他区に後れを取らないように、スピード感を持ってそこはしっかりとやっていきたいと考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。では、2月補正なんでしょうかね。なるべく、本当に、国の方がそういうことなので仕方がないんですけど、迅速にやっていきましょうということでお願いをしたいと思います。

では、話、戻りまして、重点施策のトイレのところなんですけれど、先ほど冒頭で、青森の地震のお話をさせていただきました。文京区は、遠く離れた地域ではありますけれども、これを決して他人事にしないで、この機会を一人一人が確認できる大きな契機にしていきたいというふうに思っております。

区民への、今回の地震を受けての基本的な備えを、改めて家庭内の備蓄品の点検ですとか、非常持ち出し品の確認ですとか、安否確認方法の話合いですとか、そういった呼びかけをぜひしていただきたいということでありまして、それについてのお考えを1つお伺いいたします。

それから、トイレにおける充実でございます。非常に重要な取組だというふうに思いますので、このトイレの対策の重点施策で、どのような効果を狙っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○白石委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今回の青森沖の地震ということで、今、後発地震の注意情報が出ているというような状況でございます。対象地域では文京区ありませんで、具体的な周知というところは、具体的にはしておりませんけれども、日頃からこういった、いつ起こるか分からぬ地震に備えて、日々、周知啓発に努めているというところでございます。

またあと、重点施策で出させていただいた、トイレ対策の充実というところですけれども、基本、昨年度末に策定された、東京トイレ防災マスタープランに基づきまして、我々のほうもトイレの確保・管理計画を策定するといったところが主なところでございます。これまで携帯トイレの備蓄ですとか、マンホールトイレの整備ですとか、そういったところは進めてきましたが、今後、避難所の避難者だけではなく、避難所外避難者ですとか、在宅避難をされている方の需要数というところも算定しながら、必要な災害用トイレの空白エリアの解消と、あと、それぞれ避難所ですとか、その地域での災害用トイレの充足度の向上というところを目指していくというところでございます。

あわせて、計画の策定に合わせながら、避難所外避難者の方への携帯トイレの備蓄というところも段階的に進めていきたいというふうには考えております。

またあと、災害対策、防災対策の基本といたしましては、やはり自助と共助というところが基本になってきますので、備蓄の啓発ですとか、またあと民間事業者との連携ですとか、あと災害用トイレの設置訓練ですとか、そういったところも併せて考えていくべきなというふうには思っているところでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。今回の青森の地震でも、やっぱり3.11を経験して、それ以降の防災訓練や、様々な備えということが非常に役に立ったというような報道も聞いておりますので、今、課長がおっしゃった自助の力を高めていきながら、トイレ対策の充実を図っていただきたいというふうに思います。

宅配ボックスの設置費助成事業についてなんですが、おおむね助成単価について、設置世帯数ですか、件数はどの程度を考えていらっしゃるのかということが1つと。

それから、暮らしのミニガイドというものを作っていただくということで書いてあります。

これ、私たちも提案をしてきて、例えば外国の方だけではなく、文京区に来られた方たちがごみの捨て方だったり、防災避難や、妊娠出産、子育て情報、様々な窓口について、生活に欠かせない情報を一目で触れられるということは、生活安心につながるというふうに思っております。配布先や配布方法や、また、ガイドに掲載される情報の内容や、外国人向けの特別な配慮等についてと、それからあとは、4つ目にデジタル対応というか、そういういった情報の更新があると思いますので、そういう分野について検討していらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 住宅用宅配ボックスの設置費助成でございますけれども、今回の概算といたしましては、700万円ということで上がっております。所管のほうから聞いている話ですと、こちら先行して、23区のうち3つですね、品川、板橋、葛飾区が先行しているというところでございますので、こちらの平均値を区内の一戸建ての棟数、あと集合住宅の棟数で掛けているというところで聞いているところでございます。一戸建てについては10万円が10件程度、集合住宅については20万円が30件程度というところで聞いているところでございます。

○白石委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 暮らしのミニガイドについてでございます。こちら、これまで便利帳という形で紙ベースのものを、転入する方を中心にお配りをしてきたものを、今回、変えるという内容になってございますが、内容としましては、今、委員からもお話をございましたが、様々な区の窓口の情報であるとか、そういう暮らしへ資する内容についてを触れていくようと考えてございます。

この間ずっと紙で作成していたものにつきまして、今般の情報がかなり早く変わっていくような状況がございますので、基本的には、データが更新されるごとに、情報が古くなってしまうということを今回攻略するために、基本的な情報はホームページにもしっかりとひもづけられるような形で、その入り口を御案内するということで、ミニガイドを作成する内容となってございます。

ですので、配布方法につきましては、基本的には転入される方を中心に無償でお配りをし、また、必要な方には、併せて無償でお配りする予定としてございます。

また、外国語対応につきましては、今般、区報等で利用しておりますカタログポケットという機能がございます。そういうものを活用することによって、デジタル媒体を使って、

10言語ぐらいには変換が可能というふうになってございますので、そちらを御案内することによって、多言語対応についても努めていきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 田中香澄委員、まだありますか。

○田中（香）委員 はい、あと2つ。

○白石委員長 あと2つある……。

○田中（香）委員 ごめんなさい、では1個減らして。

○白石委員長 1個減らして、終わらせて……。

○田中（香）委員 そうしましたら、そもそもなんんですけど、今、重点施策をこういうふうにしてつくっていただきました。「文の京」総合戦略との基本政策、主要課題と整合性が取れているなというふうに私自身は評価をしております。そっちが先だったのかもしれません。基本政策を先に見ていくて、そこから重点を見つけていったということなのか。そのあたりの整合性を担保するために、どのように選定をしてきたのかということと、あと、やっぱり行ったり来たりして、子どもの話が最初にあったけど、こどもみらい☆応援パッケージは3ページ目にまたやってきてというようなことがありますので、できたら、これは所管の課長さんたちはすごく見やすいような表になっているんでしょうけれども、そういった「文の京」総合戦略と対峙して見るときに、子どもは子ども、高齢者は高齢者というか、基本政策と重要施策がこう見えるように、カテゴリ一分けはそのようにしていただきたいなということが1つございました。

あともう一つ、総合戦略、重点施策のことでございますけれども、例えばこどもみらい☆応援パッケージの続きで、多分、本当は、間に合えば、若者計画の中の若者の施策、居場所をつくるとか相談のことだとかということが載ってもよかったですのかなというふうに思っておりますけれども、これに掲載されておりませんでしたので、そのあたりはどのようにこれから提示していただけるのかということと、少し手薄な政策については、今後どのように私たちにお示ししていただけるのかということについてお伺いをして、終わりたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 まず、総合戦略との関連の見せ方という部分でございます。今回の選定も、主要課題の解決というのがマル1というところで、それが大部分を占めているということで、主要課題の52の課題に関連するものを選定していったというところでございます。

見せ方といたしましては、昨年度は、例えば防災なら防災というところで、子どもなら子どもということで、5つの柱を立てまして、それごとにまとめていったというところでござ

いました。

一方、ちょっとやってみたところ、政策の立案、それぞれの柱をまたぐものもございましたので、ちょっとやりにくいところもあるのかなという課題がございましたので、今回はちょっとまとめてというところでございます。

ちょっと見せ方、どういったやり方がいいのかというところは、今後も意を用いてまいりたいというふうに思っております。

また、こどもみらい☆応援パッケージに若者施策がないというところでございますけれども、こちら先日の子ども・子育て会議でも大いに議論をいたしましたというふうに聞いておりまして、現在、若者計画の策定に向けて準備を進めております。それに向けた事業というところは、所管のほうでも実態調査のほうで把握しているということでございますので、こちら現在、検討しておりますので、それは当初予算ですか追加重点ですか、そういったところで確定次第お示しができればというふうに思っております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 すみません。いろいろとありがとうございました。そうやって見せ方の部分ですけれども、やりにくいということで、こういう形になった。ただ、やっぱり私たちに見せていただくときは、そのような基本政策ごとに固まっていたほうが私たちも議論しやすいし、区民も見やすいのではないかというふうに思いますので、もう一度改めて再考していただきますように、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○白石委員長 続きまして、宮野委員。

○宮野委員 私は、新規の事業について、大きく2点に分けて伺いたいと思います。

まず、複数にまたがっている80周年記念事業についてです。

来年度、区が80周年という大きな節目を迎えるということで、この記念すべき年をお祝いできることは大変喜ばしいことと思っております。しかしながら、区民の中には、長年お住まいでの区への愛着をお持ちの方もいれば、最近転入されてきて、行政との接点が少ない方、そして、記念事業の価値ですか、そこに費やされる予算について、疑問をお持ちの方も中にはいらっしゃいます。一部の区民の方からは、記念事業に投じられる予算が、例えば物価高騰対策や福祉といった、そういう課題に回されるべきではないかというようなお声も聞いております。

こうした多様な区民意識がある中で、区が80周年記念事業を重点施策として大きく打ち出

す意義について、どのように考えているのか、お伺いします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 重点施策の中での80周年の意義というところでございます。先ほど御説明しましたとおり、令和9年3月15日が80周年ということでございまして、周年事業を実施する意義といったしましては、区の歴史ですとか、歩みのほうを振り返って、区民の皆様と一緒に振り返って、区民の皆様に地域への愛着ですとか、誇りを高めていただくというところに意義があるのかなというふうに思っております。

80年前、1947年ですけれども、こちら日本国憲法も施行されましたし、それと合わせて、自治法が施行されたと。それとほぼタイミングを同じくして、文京区が誕生しております、その自治権を拡充して、今のような区民の声が生かされる文京区というふうになっておりますので、そういったところを区民の皆様にも御理解をいただきながら、地域の一体感ですか連帯感を醸成するというところで考えております。

また、祝賀行事だけでなく、今回もアカデミーのものでスポーツですとか、都市交流フェスタですとか、様々事業が載っておりますけれども、そういったところの地域の文化、福祉、教育など、多様な分野での活動を振興していくというところもあるのかなというふうに思っておりますので、そういったところに、区としては、事業に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。先ほど区民意識の醸成というような御答弁もありましたけれども、やはり80周年事業を、単なるお祝い事、祝賀行事で終わらせるのではなくて、文京区の未来にとって、これがどのような投資となっていくかが大切であるというふうに考えております。これをきっかけとした区政への参画、意識の向上、当事者意識というものなどを、今後の区政運営につなげる意味で、投資的な意義を持って、ぜひ実行していってほしいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それから、3ページの5歳児健診についてです。

近年、子どもの行動や気質などについて、かつては個性ですとか性格というふうに捉えられていたものが、発達の特性として診断名がつくことも増えて、特性に応じた支援策も充実してきました。これによって、子育てに安心感を得られる御家庭がある一方で、特性への認知が広がることで、逆に不安を抱く保護者も少なくないと感じております。例えば、落ち着きがないですか、こだわりが強いといった、子どもによく見られる姿であっても、発達に

問題があるのではないかというふうに過度に心配してしまうケースもあります。

また、個人差の大きい就学前の段階で、そこまで発達を細かく捉えなければいけないのかなという疑問もやはり少なからず感じております。

また、生活習慣や子どもの社会性についても、家庭で毎日忙しい中、子育てを皆さん頑張っていらっしゃる中で、就学に当たって、もっと改善しなければいけないのかなとか、もつと努力していかなければいけないのかなというようなプレッシャーを与えてしまうこともあります。

そうしたことも踏まえて、5歳児健診は、子どもの育ちを支えるための制度であって、子育て当事者や子ども自身に、決してそのような不安ですとか心配をあおるものではいけないと思います。

こうした5歳児健診を利用する方にも、そして利用しない方にも、安心を届けられるよう、そして子育て家庭に寄り添った広報、メッセージの発信の仕方などについて、区はどのような方針で行っていくのか、お伺いします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今回、開始いたします5歳児健診でございます。区は、これまで3歳児健診までというところでございまして、丁寧に診断を行って、必要な発達相談につなげてきたというところがございます。

今般、国のはうから、2028年までに全自治体で5歳児健診の開始を目指すというところがございました。区のはうも、開始できる状況が整ったというところで、このたびの開始につながったというところでございます。

言語の理解能力ですか、社会性の高まりが3歳児以降の幼児期に見られるということをございまして、4、5歳児が個人の成長ですか発達、集団における立ち居振る舞いなどを評価することで、個々の発達特性を早期に発見できるというところがございまして、こういったところで5歳児健診を進めてまいりたいというふうに考えております。

御質問のそれに伴って不安を抱く保護者の方がいらっしゃるのではないかというところでございます。こうした発達の課題があるといわれると、確かに保護者の方、非常に不安を抱かれるというところは承知しております。一方、発達にもし課題があったとすると、早期発見・早期対応が非常に重要になってくるのかなというところがございます。

既に健診を実施しております先行自治体ですと、そういった発達障害という課題が見られたお子さんの多くも、その後、支援を受けた結果、通常学級で過ごすことが可能になってい

るというところもあるというふうにも聞いております。

こうしたこの健診の重要性と、また、健診後のフォローが非常に大切だと思っておりまして、こちら保健衛生部で実施してまいりますけれども、今後、子ども関係、教育関係、福祉関係、健康関係、あとは病院ですね、医療機関との連携というところを協議していくと聞いておりますので、しっかりそのあたりは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。そのようなやはり国を挙げて、自治体も共に、そういうふた発達に関する特性は、早い段階で見つけたほうがいいという概念がやはり広がることで、いい面も悪い面もやっぱり同時に発生するというふうに思いますので、当事者の方々に寄り添ったメッセージの発信の仕方というのは、ぜひ、デリケートなことですので、よく考えて行っていただくようにお願いいたします。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 今の5歳児健診のところからお願いしたいと思います。

もっと改善しなくてはとか、そういうことが、家庭が思うんではなくて、その子の今のありのままの力でいいんだということが社会モデルの考え方です。まずは、改善しなくてはならないのは、その幼稚園、保育園、そしてその就学校先で、整えていかなければいけない環境であったり、支援なんですね。

そこをしっかりと、間違いないようにお願いしたいと思います。ただ特性を教えました、ではそこから家庭頑張ってくださいね、お母さんの在り方ですよとか、お父さん、こうしましょうねじやなくて、まずはお父さん、お母さんが産んだこの子は大事です、あなたが産んだ子は、この子は、私たちの社会に必要なことですということをまずメッセージを伝えていだく。社会ともども、みんなで育てましょうねというメッセージが大事であって、その先にあるのは、どういうふうにその子の特性に合った、その子が分かりやすい、伝わる、どうしたら伝わるか、その子が納得がいって、楽しい日常を過ごせるかということを整備していく。そこに尽力いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今回の5歳児健診の開始に伴いまして、先ほど御答弁申し上げたとおり、事後のフォロワーモードが重要というふうに思っております。保健衛生部のほうでも、先ほど申し上げたとおり、医療機関、福祉機関、教育機関との連携に努めるということで聞いております。

また一方、委員の御指摘もございましたけれども、それぞれのお子さんの居場所ですね、学校であったり、保育園であったり、御家庭であったり、様々ございますが、そのお子さんがその子らしさを發揮しつつ、自分らしくいられるというところを守っていくというのは、区としても大事というふうに承知をしているところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひお願いいいたします。その子の排除につながるようなことには絶対ならないようにお願いいたします。

次に、これ全体的なんんですけど、今回、教育部局から、推進部から出ているのが、46件中15件あるんですね。そこで、とても私は、この一つ一つに関しては、まだ予算委員会もありますから、そうしたところでまた御質疑したいと思うんですが、その前に、この教育委員会から推進部から出てきたところで、教育委員会って何の役目があったのかが、謎で謎で、眠れなくなっちゃうぐらい謎なぐらい、文教委員会で、吉田推進部長がお話になったことがあります。そこについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですね。

A I 議事録を取ったところ、吉田部長は、議案、持ち回り審議の際に、議事録がないというところで、審議の中なんんですけど、部長が言うには、そこで議事録がきちっとなってないということを指摘したうちの会派のほうからの中で言われていたのが、条例について、教育委員会が正式な意見を持つのはおかしいと言ったりとか、あと、参考意見ではなく、自らの自分の感想なら言えるって、参考意見ではなくて、言えるという奇妙な線引きをしているんですね。これっておかしいですね。公的な立場としての意見は言えるけど、当然、単なる個人の感想では済まされないというんだったら分かるんだけれども、言っているんですよ。参考的……。

○白石委員長 海津委員、残念ながら教育がいませんので、予算委員会でちょっと……。

○海津委員 ああ、いいんです。いえいえ、こここのところ大事なので。何がといったら、こうした、教育委員会がですよ、追認的な立場のところでずっと言っているわけです。主要な意見は教育委員は述べられないみたいなことも言われているんですよ。こうした教育委員会の中で、この15件の重点というのは、本当に重み、どんなものなのかなって、すごく不思議なんですね。吉田推進部長のA I 記録をちゃんと見ていただいて、このまるで追認機関のように、教育委員会は既に教育行政の専門的、本来は独立した機関ですよね、なんだけれども、制度の形骸化を自ら肯定しているような、この間発言されているわけですよ。そこの教育推進部が出てきたって、どんなことなのかなと思っています。

ですから、お願いしたいのは、次の総務区民のところでも補正に関してもそうですが、しっかりとこの部長が発言したことに対しての訂正なりをきっちりとしていただけるようにお願いをしたいんですけど、そこはお願いできるでしょうか。だって、重点が出てくるに当たって、だって皆さん、重点に対しても、教育委員会がきっちりやっているかどうかということの大きな焦点になると思うんですよ。だから、そのところをきっちり、今、御答弁いただけなくとも、そこがちゃんと経ているかどうかというのは、大事なチェックポイントになりますので、次の機会までにはきっちりそうしたのを整備していただきたいということを申し上げて……。例えば、予算委員会が、予算が年度末にありますね……。

○白石委員長 ここでやり合うつもりはございませんが、できることはやりますけれども、今の質疑の中で、政策立案過程の中での一部分のところを切り取られ、それを確認し、なおかつそれが政策立案の中でどういう影響を与えたかということだと思うんですが、当事者もいなければ、その事実のことを総務区民委員会で報告してもらうということも必要ないので、今、改めて企画には、どういう形で教育委員会からこれが上がってきたかという答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。よろしいですか、それで。何ですか。

○海津委員 何がといったら、これ正式な答弁を私は引いてきて言っているんです。正式なあ れで……。

○白石委員長 答弁。

○海津委員 そうですよ。文教委員会での答弁を今、引いてきて言っているんです。皆さんもここにいらっしゃる方々は、総務区民は、企画の方は聞いていらっしゃいます。そこでの答弁が、そこにあった答弁に関すると、まるで追認機関のような、今のですよ、独立したきっちとした教育委員会の機関としての、教育委員会としての制度の在り方を、何か肯定していない、否定しているような、形骸化を肯定しているような答弁になっているから、それでは困りますよということを申し上げていて、これからは、年末には予算についてもいろいろと御報告いただくこともあると思いますので、その前にきっちと文京区として、教育委員会と区長部局がきっちと独立した機関としてのお話をいただくというのは、非常に必要だということです。それだけです。

○白石委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 昨日の文教委員会での議論につきましては、今回の重点施策の報告と直接関係がないので、答弁については控えさせていただきます。

また、今回、教育委員会のほうから、かなり多くの重点施策が出ていますが、その多い数、

かずめで多いというところにつきましては、ハードの部分が継続で多いというところはございますので、かずめとしては多いというところでございます。

それ以外の施策につきましても、喫緊の教育の課題について、各部からの提案ということがあつたものについて、区長査定を経て、最終的に今回のこの重点という形になったということでございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 まず、区制80周年になるということでございまして、70年も60年もあったんだというふうには思っております。今回、この80周年の選定というか、過程なんですかけれども、お祝いムードばっかりということではいけないという宮野さんの意見ももつともございまして、ここに選定された5つの、まあ、80周年にちなんでいければ、どの部局から、どの課からでもいろいろ提案としては出てきそうなふうに思うんですけども、その辺をどういうふうに選定して、振るいにかけて、バランスよく、これ見ると、たまたまかもしれません、アカデミーさんが2つで、あとは総務と区民と都市計画となっているんですけども、その辺はどのような、分かる範囲で教えていただければと。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 80周年の意義について、先ほど申し上げたとおり、区民の皆様に、区と一体感を持って、熱意を持った活動をしていただけるようにというふうに考えております。その中で、重点施策にふさわしいものといたしまして、アカデミー推進部から、区民の方が参加できる事業ということで挙がってきたものが、このように選定されたというふうに考えております。

こちら重点施策の報告でございますけれども、また、総務部のほうでは、80周年の記念事業というのは別途また選定しておりますので、これ以外も区の様々な事業で80周年と冠を打ちながら、区民の皆様に楽しみながら参加していただけるような事業が実施されるというふうに考えております。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 1個1個聞いてるんじゃなくて、80周年にちなんで、いろいろ各部局考えて、提案してくださいといつて出していると思うんですけども、出てきたものをどういうふうに振るいにかけて、この5つになったのかというところをちょっと教えていただければと…。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 各部から重点として挙げたいというような依頼が来るんですけれども、その中で、企画も事務局として入りまして、実現可能性ですとか、予算規模ですとか、そういうところも踏まえまして、検討して、最終的には実施できるなというところが、予算化もできるだろうというところが、このように区長査定を経て、重点施策として選定をされているというものでございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ちなみに、10年前よりいっぱい挙がってきましたか。

○白石委員長 10年前。70周年よりも。川崎課長。

では、後ほど調べて御報告するそうです。

山本委員。

○山本委員 ぜひ、成功していただきたいと。いわんとしているのは、80周年、こういう周年ということでいくと、いろんな部局から出てくると思うので、その辺の選定の仕方をお聞きしたかったということでございます。

ちょっと時間がないので、1つ、聞くだけ聞かせていただきますが、10番の区制80周年の、この自治体交流事業ということで、スポーツの機運を高めるということで、非常にありがたい、すばらしいことだなと思っていますが、いろんな協定自治体がある中で、盛岡市とうるま市は東京ドーム少年軟式野球交流で、石岡市は別建てのスポーツ交流ということでございますが、この辺のスポーツの中でも特に少年野球をクローズアップしたというのは、いいなと思うんですけど、どういうことでしょうか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 今回、盛岡市とうるま市との少年野球の事業というのは、やはり東京ドームが文京区にあるというところが一番大きなところと認識しております。その東京ドームでできるように……。で、調整は、しているところです。

あと、こちら、それぞれ特に今、交流等々を、うるまのほうが最近……。すみません。

○白石委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 うるま市様と盛岡市様につきましては、実は、我々、両自治体と協定を結んでおりますが、うるま市様と盛岡市様も協定を結んでございます。昨今、うるま市様の20周年記念ですか、盛岡市様との交流の中で、3自治体が一緒になる機会がかなり多うございました。そうした中で、子どもたちのスポーツを通じた交流をしたいというお話が3自治体の中でございました。そうした中で、実現の可能性が高くなつたのがこの3自治

体による少年野球の交流というふうになってございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 よく分かりました。ありがとうございました。もちろんスポーツの聖地といえば、いろいろ東京ドーム以外にもあるんですが、恐らく東京ドームさんとの協力が重要なかなというふうに思っておりますが、ここには各種団体との連携や協力もというふうに書いてあります、その辺、文京区がもちろん主催としてやるんですけども、いろんな、例えばボランティア団体ですとか、既存の何か慈善事業団体ですとか、そういったところからの協力はいとわないというのか、それとも協力をしてほしいのかというか、どういう立場で行くんでしょうか。

○白石委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 こちらそれぞれ、実際実施する野球であれば、少年野球連盟であるとか、そういう団体に例えば審判のお願いをしたりとか、用具の準備をしていただいたりとか、そういう部分で、それぞれ競技ごとに連盟等と、また、協定等を締結している団体とかの協力をあおぎながらやるというような状況でございます。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。あと幾つかあれなんですけれども、最後の最後に、7ページの31番、みんなの学びサポート事業、これみんなの学びサポート事業も既に始まったやつでございますが、来年度で新となっているのは、なぜでしょうかということで、中学校における、中学校が入ったからということなので、よろしいでしょうか。そこだけ。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、御指摘の事業でございますが、今年度補正予算で実施をしているというところでございます。こちら重点としては、当初予算のものを選定しておりますので、当初予算でやる重点としては、新規という位置付けでございます。

○白石委員長 それでは、浅田委員。

○浅田委員 私は簡単に。私、全体を通しての中で、国にしても東京都にしても、物価高騰対策というのが柱になっていますよね。今回、来年度の予算の柱は何なのかというのを正直に感じるわけなんです、見ていて。例えば昨日発行された文京区報を見ても、1面は子ども宅食でしょう。子ども宅食ももちろん、ふるさと納税の問題ももちろん、それもあろうとは思いますが、でも、そういう本当に支援が必要な、物価高騰の中で対応しなきゃいけない課題があるはずなんですね。これについて、ちょっとどのような考え方になっているのかという

のが1つ。

ちょっと併せて言いますね。それから2番目、80周年記念です。これは、もちろん、先ほど宮野さんのはうからも指摘がありましたけれども、私は、物価高騰対策、経済的支援ね、大変な家庭も含めて支援をするということも併せて、文京区にはすごい愛着を持っている方がやっぱりいらっしゃいますよね。それ感じます、私。そういう方々が、そういう活動している方々に出番をやっぱりつくるという、例えば午前中あったアカデミーの議論がありましたよね、大ホールを使ってというようなね、そういう出番をつくるというようなことも含めて、本当の意味で愛着を持っている区民の方がステージに立てるような企画、私はあってもいいんじゃないかと思うんですよね。ぜひ、その辺については、御検討をいただきたいということ。

それから3つ目、これはちょっと私、よいしょするつもりはありませんが、公園の再整備に關係して、肥後細川庭園のひごあかりというのが先日行われましたね。私は率直に言って、すばらしいと思うんですね。文京区の宝だと思います。何がいいかというと、別に比べるわけじゃないんだけど、小石川後楽園にも私、ライトアップ行ってみました。でも、人だらけ。もう何がいいのか悪いのか分からぬぐらい、人だらけ。ところが、肥後細川庭園、本当に落ち着いて、ちょうど1時間ぐらいが一番いいコースですよね。

○白石委員長 気持ちは分かります。時計を見てください。

○浅田委員 時計は見ましたが、ちょっとそれぐらいで、あと、関台の子どもたちもランタンを出していて、教育の面からもいいと思うし、それからくまモンもいて、その交流もいいだろうし、もうちょっと区民の方にこのすばらしさ、よさというのは、ちゃんと私はアピールすべきじゃないか、していただきたいということも添えて、以上3点の質問といたします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 御質問ですけれども、まず初めに物価高騰対策が重点施策に含まれているのか、いないのかというところでございます。

物価高騰対策、先ほどの御答弁でもございましたけど、随時、国から補正予算があると交付金が来まして、それで機動的に対応しているというところもございます。

こちら重点施策は、趣旨といたしまして、当初予算の編成よりかなり前に、事前にこの編成する前の重点的に取り組んでいく事業をお示しするというもので、どうしてもタイムラグというものが出てまいります。物価高騰対策ですと、そのときに応じた消費者物価指数ですか、企業物価指数ですか、経済状況ですか、そういうところを踏まえて検討してま

いりますので、どうしてちょっとタイムラグがあって、重点施策には含まれてないものと  
いうのもあるというところでございます。

また、80周年ですけれども、区に愛着のある方もたくさんいらっしゃるという委員の御指  
摘は我々としても同じく思っております。区民に参加していただく事業、今回御報告したも  
のもございますし、また、この先も当初予算の編成だったり、また、80周年ですけれども、  
令和9年3月15日でございますので、来年度もですけれども、再来年度の上半期も恐らく80  
周年イヤーということになってこようかと思いますので、そのあたりどういう事業を実施し  
ているかというのは、各所管と協議をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

ひごあかりは、恐らく土木部のほうのみどり公園課のほうで実施をしております。非常に  
好評というところでございますけれども、その周知に当たりましては、アカデミーの観光担  
当のほうも非常に事業で頑張っているところもございますし、今回、広報戦略課のほうで、  
様々、ホームページですとか、SNSで周知のほう頑張っているところもございますので、  
そのあたりは区としても引き続き魅力のほうを発信してまいりたいというふうに考えており  
ます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 いろいろあるんですけど、一言だけ。物価高騰対策は、その項目を見れば、これ  
受け取る私たちが見ると、どこに柱を置いているのかなというのは感じるわけですよ。今回  
の御提案もね。文京区の場合は、やっぱり一定程度の税収入があって、それは分かります。  
でも、一方において、経済的に困難を抱えている方であるとか、あるいは実質賃金がずっと、  
それ給料は上がっています。だけど、物価がそれを超えているという状況があるわけですか  
ら、そういう自体もきっと私は柱に据えた経済対策ということをぜひお願いしたいという  
ことで、終わります。

○白石委員長 ありがとうございました。

それでは、報告事項1を終了いたします。

（「委員長、一言」と言う人あり）

○白石委員長 もうないでしょう、時間が。あと2つ。副委員長、後で聞いてください。

アカデミー推進部から2件、報告事項4「森鷗外記念館の指定管理者の評価結果につい  
て」、報告事項5「文京区・松坡区交流事業「韓国松坡区区民ツアーア」の実施結果について」  
の説明をお願いいたします。

吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 では、資料第5号により、森鷗外記念館の指定管理者の評価結果について、報告いたします。

まず、指定管理者は、株式会社丹青社、管理運営施設は森鷗外記念館でございます。

評価の経過ですけれども、指定管理評価検討会において一次評価を行い、指定管理評価委員会において二次評価を行ったものでございます。

評価結果につきましては、2ページを御覧ください。

サービス向上の有効性につきましては、一次評価、二次評価ともB評価、経費の効率性につきましては、一次評価がB評価、二次評価がC評価、管理運営の適正性は、一次評価がC評価、二次評価もC評価、総合評価は、ともにB評価となってございます。

報告は以上です。

○白石委員長 阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 次に、資料第6号、文京区・松坡区交流事業「韓国松坡区区民ツアーア」の実施結果について、御報告申し上げます。

項番の1、趣旨でございます。文京区は、令和6年12月に松坡区と姉妹都市提携を行いました。こちらを踏まえて、姉妹都市交流を一層促進するために、松坡区を訪問する区民向けのツアーアを実施いたしました。

項番の2が日程、及び項番の3、参加者は、記載のとおりでございます。区民には30名の方に御参加をいただきました。

項番の4、行程も記載のとおりでございますけれども、現地では、松坡区から非常に温かい歓迎をいただきまして、全ての行程を無事に終了して帰国することができました。

報告は以上でございます。

○白石委員長 それでは、報告事項4、御質疑のある方。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 利用料金収入が、700万、800万、500万ときて、令和7年が1,000万と予想しているたら、500万円ぐらいだったということの反面、そこに入っているカフェが、カフェの収入がずっと変わってないんですね。この因果関係で何か分かりますか。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 利用料金について、あくまでも利用者の方の料金ですので、実際に通常展というよりは、特別展を年2回やっている中の利用者の数がちょっと減ったので、

利用料金についてはそういう状況になったところでございます。

カフェにつきましては、実際、カフェの利用者は減ってはいるんですけども、カフェの単価が上がっているので、その分上がっているようなところでございます。

○白石委員長 ありがとうございました。

続いて、浅田委員。

○浅田委員 1点だけ。本当に鷗外の丹青社さん、本当によく努力していただいていると思っています。ただ、これ何回も言っているんですけど、根津神社に鷗外の舞姫を執筆した旧居が移築をされました。それに対して、文京区がどうするのかということなんですよ。それはもちろん、神社の関係はありますけれども、普通に想像してみてください。外部から鷗外の記念館に来ました。でも、文京区には舞姫を執筆したところがあるんですね。あ、それは根津神社で、別のところです。これとは関係ありませんよ。とは、私はならないと思うんですよ。

一体のものとして、鷗外記念館も、それから根津神社に新しい旧居跡も、そういうことは、私は文京区が音頭を取らないと進まないんじゃないかと思うんです。鷗外の丹青社さんにちょっと道をつくって、道というか、コンタクトをつくって、やってくださいよということでは、私は進まないと思うんですね。で、何らかの工夫をしながら、せっかく文京区の宝ですからね、文化財産ですよ、鷗外記念館は。鷗外の史跡は。そういうことを、そういう観点から文京区の持っているものをどう活用しながら、文化的に盛り上げていくのかということは、私は区の使命だと思うんです。だから、こういう丹青社さんの評価と併せて、文京区自身も所管を含めて、ぜひ、ちょっと汗をかいていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○白石委員長 ただいま5時になりました。委員の御協力を得て、5時5分程度に終了していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 区長は公務のため、5時になりましたので、退席をさせていただきます。

吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 根津神社にある舞姫の家について、森鷗外のつながりから、鷗外記念館と連携してやっている事業があれば、いいかとは思ってございますが、現在、所有者の方がいろいろ形を検討している段階と聞いておりますので、区の関係部署にも協議が来ていると聞いてございますので、その進行を見守りながら、タイミングを見て協力して

いきたいと考えてございます。

○白石委員長 続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長 私も、鷗外が大事な宝なので、根津神社との連携というのは、ぜひやってほしいと思うんですけども、そのときに、この収支が3年連続でマイナスになっていて、指定管理評価の中でいろいろ議論されていました。それで、ちょっとざっくり言うと、ただし、原価部門で見ると黒字になっているわけですよね。原価部門での黒字の額というのは、200万、680万、530万と、それを毎年、本社経費というのは939万ということで、内訳はそれぞれ出ているんだけど、額も変わっているんだけれども、本社経費という額では、毎年同額なんですよ。だから、例えば研修費というのは、これ何に使っているのか。物品関係費って何に使っているのか、それ区でちゃんとつかんでいますかということと。

自主事業についても、同じ構造があって、私、これ特徴があって、預金利息が出ていて、これ今の普通預金の利率というのは、大体0.2%ぐらいで割り返しますと、令和6年でいうと大体105万ぐらいプール金があるということになるんですね。だから、単式簿記の収支って、マイナス出るというのは、それはおかしいので、絶対、収入のほうにたまっているものから繰り入れて、歳出のほうからくり出してみたいな、そういうものを書かないと、ちょっと正しい収支というのにならないと思うんだけれども、書き方を含めて、これちょっと検討していただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○白石委員長 吉本アカデミー推進課長。

○吉本アカデミー推進課長 書き方については、一応決まった形で出しているので、現状としてはこういう形になると思います。いろんな点で、本社経費の話であるとか、その他把握すべきところについて、可能な限り把握をしておりますが、細かいところまでは確認できないところもあるとは認識してございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 だから、例えば本社経費の、私が指摘した6番、9番あたりなんかについては、ちょっとこれでは分かりません。物品関係費というのは何なんだといっても分からぬわけですよ。分からないものが積み重なって、939万円毎年出ていて、赤字ですよと言われても、それは検証しようがないので、そして検証するには、繰り入れ、繰り出しみたいな預金口座は特定のということで指定管理になっていると思いますので、表現はできると思うんですよ。このマイナスの収支の表というのは、改善を求めるといふうに思います。

○白石委員長 これで報告事項4を終わります。

続きまして、報告事項5について御質疑がある方、お願ひいたします。

金子副委員長。

○金子副委員長　区民交流に資するということで、こういう取組が行われたということで、今後のためにも聞いておきたいんですが、松坡区に行かれた区長、議長、それから総務区民委員長かな、これらの行かれた方々の報告書とか、今後の区民交流に資するための資料、受け止めとか感想とか報告書というの、そういうものはあるんですか。

○白石委員長　阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長　今回の区民ツアーの報告書でございますけれども、今回の事業を委託しました旅行会社のほうに、この報告書の取りまとめを依頼して、区民等からのアンケートも一部抜粋したような形で、どういった行程で、どういった内容を実施したとか、そういうものを簡単にまとめまして、区のホームページに掲載をしてございます。

○白石委員長　佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長　議員の派遣に基づく報告書につきましては、先日、幹事長会でもお諮りしましたけれども、明確な規定がない中で、そういうものはやはり必要だろうということで、今回の松坡区についてはございませんが、今度、金沢に行く議員派遣からは、報告書の提出を求めるということになってございます。

○白石委員長　金子副委員長。

○金子副委員長　そういう流れになっているのは、私も聞いているので分かっているんだけれども、いずれにしても区を代表して、または議会を代表して行かれていると。区民ツアーはまたね、それは事業としてやっていますから、分かりますけれども、区としては、そういう区民交流に資するということでやっている趣旨からすれば、区長、議長、それから総務区民委員長の方々の、記憶はまだあるでしょうから、きちんと報告書として残しておくべきだというふうに要請をしておきたいと思います。

○白石委員長　私のほうからは、豊かな交流事業を体験させていただきまして、御礼申し上げます。

これで、報告事項5を終了いたします。

---

○白石委員長　一般質問は、5人6件の方がいらっしゃいましたが、御協力いただきまして、ありがとうございます。

---

○白石委員長 本会議の委員会報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 委員会記録についても、委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○白石委員長 これをもちまして、総務区民委員会を閉会いたします。

午後 5時05分 閉会